

奉<sub>三</sub>恐入上候。猶又右井手築立余分の夫數に付ては、村方より三度迄は打立、其末築立の儀は、川上村々より夫加勢之儀、最前御達も被<sub>三</sub>仰付候得共、何方と申候ても、根浚水引第一之節に付、迎も夫加勢等申合候儀、出來不<sub>レ</sub>仕、是迄難澁に差及居申上候。然る處當年夫數凡千八百人程、纒の間に余分の出夫仕候に付ては、色々出精仕候得共、御田地根浚手後れ相成候段、重々奉<sub>三</sub>恐入候。右に付恐多御願第一御大造之儀に奉<sub>三</sub>存上候得共、右ヶ所板井手に御仕居被<sub>三</sub>仰付被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>下度、百姓中一統奉<sub>三</sub>願上候。尤川上村々水難所多く御坐候に付、右板井手に御願申上候て、障有無内談仕候處、當村年久敷難澁仕居候段は、見聞に及居申儀に付、板井手被<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>仰付下候へ、水難村々之爲にも、却ては宜敷振合も可<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>御坐<sub>二</sub>哉に申請候間、右の段大至急花田源八殿へ申出、私共立會、大工周八招呼、下見分積別紙差上候。御慈悲之上、幾重にも宜敷御聞被<sub>三</sub>仰付被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>下候様、偏に奉<sub>三</sub>願上候。以上

天保六年七月

又七 同妻

〔筑紫遺愛集〕又七 同妻

又七夫婦は鐘崎浦の人なり。ともにいと志よろしく、親に事へて孝なり。父又右衛門といへる者、久しく中風を病み、身まかり、母も七八年以前病死せり。其父母の病中、いと誠を盡し、看病せしこそ。これより前父病みたりし時、をり／＼宮寺などへ参り度望みければ、かならず背負て連行、暑中は浴をこのみける故、毎日夫婦して浴させ、寒氣には薪を多くたくはへて、焚火とし、身を温しめ、何くれと忠養を盡しけりとな

ん。わきて家内睦ましく、近隣の交りもよろしき趣、達<sub>三</sub>公聽、天保十四年青銅若干を賜り、又七夫婦が累年の孝行を賞し玉ふ。

城戸 五助

〔筑紫遺愛集〕城戸五助

城戸五助は久未村の大庄屋なり。生得質素貞實なる者にて、數年よく勤め、觸下教示行届けるにより、村々よく懐きぬ。もし痛める村あれば、心を盡し、宰判しけるゆるゑ、居合に基きけりこそ。去秋非常の天災にて、細民困窮の折からも、諸事親切に取まかなひ、志よろしき趣、達<sub>三</sub>公聽、文政十二年丑六月、二人扶持を賜り、厚く褒獎せさせ玉ひけりとなむ。

〔城戸家文書〕

宗像郡久未村

大庄屋 城戸 五助

生得質素貞實ニ有<sub>レ</sub>之、數年來志宜敷、出精相勤、觸下宰判嚴重ニ行届候之故、村々相懐き、痛村等茂多く候處、心を寄せ、相導候付、追々居り合ニ基き候。且去秋非常之天災ニ付而へ、諸事立入、深切ニ宰判いたし、致<sub>三</sub>御用達候段相達、及<sub>三</sub>御沙汰候。依<sub>レ</sub>之以<sub>三</sub>格別<sub>二</sub>貳人扶持被<sub>レ</sub>下候。彌精を出、相勤可<sub>レ</sub>申候事

文政十二年丑六月

○按するに城戸家は元和以來代々居村の庄屋たり。初代源次郎は元和年中に、二代源右衛門は寛永五年に、三代源右衛門は正保二年に、四代彦三郎は寛文四年に、五代彌七は元祿七年に、六代惣五郎は享保三年に庄屋となる。



七代久助は延享三年三月に庄屋、明和七年に津丸村掛持庄屋、八代源右衛門は安永六年八月に庄屋、寛政元年五月に東郷村へ入庄屋となり、九代五助に至る。

五助は寛政元年五月居村庄屋 同十二年五月普請才判役兼帯 文化二年五月本木村へ入庄屋 同四年八月居村へ歸役 本木村庄屋後見 文化五年九月大庄屋役 文政八年一生苗字 同十二年二人扶持 天保二年八月願之通大庄屋役指免

寛政元年五月より文化五年九月まで、庄屋役二十ヶ年、文化五年九月より天保二年八月まで、大庄屋役二十四ヶ年勤む

天保三年十二月孫代まで脇差 同十年四月悴代まで苗字 同十四年十二月歿

天保八年五助の首唱により、宗像邊津宮の扁額の書を従二位花山顯孝卿に乞ひ、これを掲ぐ。其の事青柳種春の記せる文にあり。

五助の畫像あり。其の贊は正蓮寺の玄雄記せり。

城戸五助定共、篤行純素、初爲三里正、後累進于大保正、郡縣無爲、數下褒書、且許姓氏、賜米三石、各以一世爲期、又三世許帶一刀、而耳順致仕、自號淨水、晚節經營新屋於久城、而使孫久次居之、祖先之業、分於兩家、而愈盛大也、今茲天保十四年癸卯冬十二月十四日壽七十有六歲而逝矣、贊曰、易有之、積善之家有餘慶、翁之陰德、豈無陽報乎、子爲大保正、孫爲村正、可謂蘭桂騰芳也

正蓮蘭若玄雄謹誌

十一代小三郎 文化十一年居村庄屋 文政四年九月大庄屋代勤 天保二年九月大庄屋 同十年四月一代苗字  
弘化二年六月四代松原出御免 初役より三十九年勤む  
十二代久三郎

宗像郡久末村 城戸久三郎

嘉永二年酉三月居村庄屋被仰付。

同 五年子五月内殿村へ入庄屋役被仰付。

同 六年丑八月末村掛持庄屋役被仰付。

安政二年卯三月田熊村へ轉村被仰付。

同 二年卯三月祖先以來二百年余代々永續役義云々ニヨリ、御料理頂戴被仰付。

同 二年卯八月貧民救助ニヨリ大庄屋格被仰付。

同 四年巳十一月田熊村年來痛村ノ處、宰判筋行届深切ニ相導、村民其意ニ服シ、耕作出精云々ニヨリ、其

方一代苗字御免。

同 五年午六月西御丸御普請御手傳之節、寸志差出候ニ付、二代脇差御免、御料理頂戴被仰付。

同 五年午十月久末田熊兩村難澁百姓之救助、並ニ飛石仕調ニモ出財ニヨリ云々、三代脇差御免且此、節御

料理頂戴。

同 五年午十二月苗字二代、脇差四代御免。



安政六年未十二月三代大庄屋格被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>。

文久元年酉九月田熊村庄屋役差除ケ八並久末兩村庄屋役被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>。

同 二年戌十二月久末八並兩村庄屋詮義之上旅人宗旨吟味方兼帶仰付ラル。

元治元年子八月詮議ノ上、八並村庄屋役差除、久末觸産子養育方兼帶受付申付候。庄屋役ハ是迄ノ通。

慶應元年丑八月御砲台御築立並ニ軍備筋ニ付、寸志差上候ニ付、曾孫代迄居郡御通駕ノ節御目通出方被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>。

同 元年丑八月苗字名乗候義差免、即此節御料理頂戴。

明治元年辰十一月久末畝町舍利藏三ヶ村庄屋觸口格 今般詮議ノ上、庄屋役差除、居郡觸口役ニ申付ル。是

迄ノ養育方兼帶ヲモ被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>。

明治四年未十一月宗像郡久末村大庄屋城戸久三郎戸長本務申付候事。 福岡縣

戸長城戸久三郎 當縣管轄第六區受持申付候事 戸籍懸。

明治五年申六月第六區戸長兼大庄屋城戸久三郎 依ニ改革ニ大庄屋之号相廢候事、但勤方從前之通相心得可

申候事。 福岡縣

明治六年二月 城戸久三郎 第四大區戸長申付候事。 福岡縣

石松 伴藏

〔筑紫遺愛集〕

徳重村大庄屋石松伴藏は、觸口文右衛門か末家にて、猶其村に居れり。伴藏六歳にして父を喪ひ、獨母に

かへて孝なり。人となり極めて温和にして、小民を憐みける故、觸下能居合、百姓風俗よろしく、公役年貢諸  
上納に至るまで、いと勵みける趣、達<sub>二</sub>君聽<sub>一</sub>、是畢竟伴藏教示の致す處なりとて、文政十年青銅若干を賜ふ。  
爾後誘掖彌おこたらさりしかは、放肆の徒、日に善に移れり。かゝる趣、再度達<sub>二</sub>公聽<sub>一</sub>、年々米五俵を賜ひ  
けり。さるに多病なるか上、眼をやみけるにより、退役のことを願ひしかとも、ゆるし玉はず。保養を加へ  
て、勤むへきよし命せられ、縞木綿二反を賜ふ。

〔碑文〕故大保正石松重住墓

故大保正石松伴藏、在職三十三年、奉公守法無<sub>レ</sub>所<sub>二</sub>阿避<sub>一</sub>、人皆畏而愛<sub>レ</sub>之、及<sub>二</sub>其告<sub>レ</sub>老、呼爲<sub>二</sub>徳重老翁<sub>一</sub>  
云、翁名重住、稱<sub>二</sub>伴藏<sub>一</sub>、號<sub>二</sub>苟完舍<sub>一</sub>、其先三郎兵衛、而下九世相繼爲<sub>二</sub>徳重村正<sub>一</sub>、祖義方無<sub>レ</sub>嗣、養<sub>二</sub>柴田  
氏子義重<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>女妻<sub>レ</sub>之、即翁父也、翁幼而喪<sub>レ</sub>父、迺<sub>レ</sub>遭困苦、事<sub>レ</sub>母孝謹、及<sub>レ</sub>長形貌魁碩、志氣卓落、年甫  
二十、代<sub>二</sub>兄重守<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>村正<sub>一</sub>、三十一遷<sub>二</sub>大保正<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>勞績<sub>一</sub>焉、屢受<sub>二</sub>恩賞<sub>一</sub>、許<sub>レ</sub>稱<sub>二</sub>姓氏<sub>一</sub>、佩<sub>二</sub>單刀<sub>一</sub>延<sub>二</sub>于子  
孫<sub>一</sub>、皆異數也、後又米若干、以<sub>レ</sub>終<sub>二</sub>其身<sub>一</sub>、請<sub>レ</sub>老見<sub>レ</sub>允、仍爲<sub>二</sub>大保正監護<sub>一</sub>、安政五年戊午八月四日病歿、  
年六十九、法諡曰<sub>二</sub>苟完齋徳翁陽顯<sub>一</sub>、重住翁恭儉正直、處<sub>二</sub>事能斷<sub>一</sub>、睦<sub>二</sub>于親族<sub>一</sub>、篤<sub>二</sub>于故舊<sub>一</sub>、救難周急、  
唯恐<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>及、又喜<sub>二</sub>賓客<sub>一</sub>、置酒留歡、竟<sub>レ</sub>日忘<sub>レ</sub>倦、其爲<sub>二</sub>大保正<sub>一</sub>、勤<sub>二</sub>于巽付<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>所<sub>二</sub>牽制<sub>一</sub>、見<sub>レ</sub>善必勸勉  
之、有<sub>レ</sub>過輒規戒焉、村長戸頭、皆得<sub>レ</sub>竭<sub>二</sub>其才力<sub>一</sub>、風俗一變者、其歿也、涕泣、送<sub>レ</sub>葬者四百餘人、或有<sub>二</sub>盧  
墓數日不<sub>レ</sub>去者<sub>一</sub>、亦可<sub>二</sub>以見<sub>二</sub>其爲<sub>レ</sub>人矣<sub>一</sub>、妻瀧口氏、先歿、生<sub>二</sub>四男四女<sub>一</sub>、重異繼爲<sub>二</sub>大保正<sub>一</sub>、次義直、爲<sub>二</sub>  
瀧口正修嗣<sub>一</sub>、又養<sub>二</sub>兄子重直<sub>一</sub>、妻以<sub>二</sub>長女<sub>一</sub>、亦爲<sub>二</sub>西部大保正<sub>一</sub>、其二子、次女嫁<sub>二</sub>武谷椋亭<sub>一</sub>、季嫁<sub>二</sub>五十君



文亨、其一亦夭、後娶眞武氏、無子、予知翁久矣、爲勒碑文如此。

月形 弘撰  
伊丹 重遠書

〔石松家文書〕

宗像郡德重村

大庄屋 伴藏

平日潔白相勤、且去ル子秋風損ニ付、御免居リ合方之儀、専ら心を寄居候折柄、重き御下免被ニ仰付候儀を、難有奉存、觸下村々庄屋中申合、當時窮民助合之仕法相立、自分よりも米錢救切並貸付置候分捨切をもいたし、麥作迄糧物取續之儀、遂ニ宰判、猶又常々痛村居り合之仕法等をも相立居中、年來志宜、出精相勤、致御用達候段相達、及御沙汰候、依之以格別、其方一生用字名乗候様、申付候事。

卯四月 〇天保二年

宗像郡德重村

大庄屋 石松 伴藏

居郡朝町村連々相痛候付、御笠夫錢仕組講取當之内より、金子三拾兩致借用、右返濟出來不仕候付、其方給米之内を以、五ヶ年ニ救切相渡、且觸内双子出産いたし候者共江、貧福ニ不拘産着相施し、貧窮之者

江者糧米をも救遣、志を相立候段、彼是相達、奇特之至、及御沙汰候。依之以格別、孫一代迄、苗字名乗候儀差免、且此節御料理頂戴申付候事。

申十二月 〇嘉永元年

宗像郡德重村

大庄屋 石松 伴藏

年來出精相勤、觸内宰判筋行届、村役初、百姓中江之諷方、深切ニ有之候故、何れも能相懷、一致ニ申合、御納方諸公役等相勵、村々風俗も宜候段相達、及御沙汰候。依之以格別、大庄屋役之間、年々米五俵充、頂戴申付候事。

戌六月 〇嘉永三年

宗像郡德重村

大庄屋 石松 伴藏

六十三歳ニ相成、病氣ニ付、此節致ニ退役候段相達候。年來出精相勤、致御用達候付、以格別ニ役中被下、來候米五俵、其方一代、是迄之通直々被下、大庄屋格ニ申付、居郡大庄屋示談役を茂申付候事。

子閏二月 〇嘉永五年



○按ずるに石松氏系圖に、初代三郎兵衛慶長の頃庄屋たり。寛永十六年十一月歿す。二代三郎右衛門元和の頃庄屋となり、正保の頃觸口兼役、寛文四年九月歿す。三代正助寛文四年觸口、其の後觸口の稱止み、大庄屋となる。元祿八年八月歿す。五代左八寶永五年<sup>一本元年</sup>庄屋、元文四年六月歿す。六代左八享保九年庄屋、元文元年五月歿す。七代彦次享保二十年庄屋、寛政五年八月歿す。八代四郎次天明元年庄屋、寛政七年九月歿す。九代伴藏文化六年庄屋、文政三年大庄屋、安政五年八月歿す。子林平文政十一年庄屋、嘉永五年大庄屋、明治十二年八月歿す。十代伴六<sup>林平弟</sup>天保十二年庄屋、嘉永五年大庄屋、明治九年四月歿す。十一代要一明治二年庄屋。

永島三之丞

永島三之丞は神湊の人、家は丸二屋と稱し、累代慈善を以て名あり。十四代三之丞良節は安政五年十一月廿九日歿し、十五代三之丞良直は明治二年十月廿四日歿し、十六代三之丞良定は明治三十七年七月九日歿す。

〔宗像遺徳集〕永嶋三之丞

宗像郡神湊町永嶋家は、丸二屋と稱し、代々慈善事業をなし來りし家柄なるも、特に十四代三之丞良節は、前代三之丞良廉嗣子なきを以て、津屋崎町佐治徳左衛門の四男入りて家を嗣ぎ、四男五女を擧ぐ。資性温厚、親に事へて孝、人に對して慈、常に家業に精勵し、家運益繁榮に趣き、屢金圓を官に納めて、以て國恩の萬一に報ひ、居村神湊は漁業者多く、冬季風波數旬に及ぶ時は、衣類は勿論鍋釜の如きものに至る迄、質物として糊口の料となし、生活の状態誠に慘憺たる光景なり。慈善深き翁は、其狀を視るに忍びず、每次金穀酒の粕などを恵みて救恤し、善行の譽れ四境に高く、官廳に達し、屢褒賞を賜はりしのみならず、藩主より善

行の者と書せる木札を下賜せられ、藩主江戸參勤上下行に當り、之を建て、送迎をなす。今尙ほ家寶として保存せらる。擢て郷長の格に列され、且つ俸祿を賜ひ、共に永世に及ぶ。更に三夫の公役を免し、一座の酒戸を邑中に許され、是れ又遠裔に及ぶ。特に神を敬し、佛を信じて敬禮怠ることなし。閑なる時は荒蕪の地を拓きて、圃園を作り、時には今様などの歌を詠するを以て樂となす。安政五年戊午十一月廿九日病て卒す。享年五十六。若年の頃、養父に詠みて捧げし歌

養はるゝも養ふも、深きえにしあればこそ、こゝろにへたてあらざれば、うみの親子にことならめ如何に孝心なりしかを推知せらる。

十五代三之丞良直 資性孝順、家を嗣ぎ、業を勵み、資産益豊にして、家道愈榮え、屢巨財を公廳に獻じ、且つ憐愍の情は、先代に過ぐるの評あり。不次の災難はいはずもがな、亡父の遺志を守りて、毎歳年末には必ず村内の窮民を自ら調査して、貧困の家には、年越米と稱して、白米若干を惠與すること、文政元年より明治十七年に至る三代六十五年に及べり。氏は孝經中にある樹靜ならんと欲すれども、風止まず、子孝ならんと欲すれども、親在さずの句を誦し、如何にして孝養を盡すべきか、夙夜考案の上、遂に乃父五十歳の時、佛工を雇ひ入れ、壽像を造らしめたり。歿後其像に仕ふること、尙ほ生に仕ふるが如く、表彰の木札を立て、四時服を換へ、毎朝膳部を供して拜し、生前嗜む所のものは之を薦む。朝禮には孝經を讀み、暮拜には蓮經を寫すこと積年怠ることなし。其經を寫す、蓋乃父の志を繼げるなり。明治二年巳十月二十四日卒す。享年四十四。編者も其像を拜して、孝順の程を追懷せり。



宗像郡を東西に區分する吉武村より神湊町に通ずる一線は、人馬の通行頻繁にして、特に舊藩時代は、上郡より神港へ年貢運搬の要路なりしに、田熊字古森橋（河東作り出橋）不完全にして、人馬の通行困難を感ぜしにより、氏は巨財を抛て、土橋を架設し、丸二屋橋と稱し、其後朽敗毎に架設せしも、明治三十一年九月十六代三之丞良定、石橋に改架せり。

十六代三之丞良定 資性淳朴にして、勤儉力行、特に同情心に厚く、人の樂みを以て樂みとし、人の憂ひを以て憂ひとなす。是を以て奴婢の末に至るまで、心服して其業を勵み、家中の睦まじきこと、他の龜鑑たりし。四隣漁民の赤貧洗ふが如く、いぶせき賤の苦屋に、蚊遣りのまゝ、家族一同雜魚寢の貧苦を見聞く毎に、如何にもして救恤せばやと考へぬるも、蚊帳を與ふれば、質物となすことを憂ひ、爰に一策を案じ、明治十五年の夏季より、蚊帳を貸與し、秋季に返納せしむることとして、五十張餘を出し、十七年には一百五十張に及びたりといふ。明治十七年には農家の水害と、漁家の不漁とにより、村内に炊事の煙りを立て得ざる貧民多く、同情に富める翁は、同年冬より春にかけて、白米三十五俵を施與すると共に、豫て凶荒備として、積年蓄積せし粟五十俵餘を、廉價にて賣り與へ、貧民の生活を容易ならしめたり。平素神湊は勿論近村に生活の道に窮し、朝夕の食事をなし得ざる者には、酒造用米の小米を二升三升宛に、漬物を添へて施與し、或は自家に雇ひ入れて、應分の職業をなさしめたり。

第四大區神湊村 永嶋三之丞

和順積中英華發外とかや。翁の陰徳は漸次社會の認むる所となり、官廳より善行を表彰せられたる一二を

右之者、平素貞實にして、家内睦敷、産業出精候段相聞、奇特の事に候。依て賞置候事。

明治八年一月

福岡縣

宗像郡神湊村平民 永嶋三之丞

平素心得方宜敷、勤儉以て祖先の遺業を全ふし、殊に慈善の志厚く、貧民を救濟する等、奇特に付、木盃壹組賞與候事。

明治十八年六月九日

福岡縣令代理

福岡縣大書記官從六位 渡邊清

〔碑銘〕孝子 永島良節墓誌

居士俗稱永島三之丞良節、本姓佐治、與助四男、津屋崎之人也、入嗣前三之丞良廉、生四男五女、良節爲人好善志仁、事親而孝、交人而惠、精勉家業、財產增富、納金若干於官、以酬國恩、施財多少於邑、以救窮困、善行之聲竟達公廳、屢賜褒賞、擢格郷長之列、且賜俸祿、共及永世、更免三夫之公役於家裡、許一座之酒戶於邑、亦及遠裔也、良節爲性、仰神信佛、禮敬無懈、常嗜關田圃、時作今樣歌以爲樂云、安政五年戊午十一月二十九日、病卒于家、享齡五十六、葬體於此地一矣。

昔年養父の前にてよみし今樣



養はるゝも養ふもふかきるにしのあれはこそ  
こゝろにへたてあらされはうみの親子にことならず

〔神湊記録〕

証 書

一金七百五拾貳兩ハ

右ハ去ル安政三年丙辰冬當浦御上納金大ニ差問候砌、御出財被ニ成下、其節永代一軒酒造御書附御頂戴ニ相成候儀ハ、村中之者執レモ承知仕處ニ御座候也。

〔碑銘〕孝子永島良直墓誌

永島三之丞諱良直、資性孝順、嗣家勤業、資産益盛、以獻巨財於公廳、屢蒙褒賞、他慙貧救窮無算、嘗令佛工造乃父壽像、乃父歿後、事其像也、如事生矣、四時異服、三度供膳、且在日所嗜者、皆常必薦、朝禮讀孝經、暮拜寫蓮經、積年無怠、其寫經蓋繼乃父之志者也、享齡四十四、以明治二二年己巳十月二十四日病卒。

〔善行者具申書〕

當所轄神湊村千番地平民永嶋三之丞祖先ノ志操ヲ續キ、稀ナル慈善ノ者ニ候間、平素ノ德行履歷ヲ左ニ略記シ、具伸候也

神湊村外一ヶ村

戸長 入江 壽 七

明治十八年五月三日

宗像郡々長 上野彌太郎殿

一祖先承應年間ヨリ當代マテ繼續スル事二百五拾余年、十六代ニシテ、代々等シク舊藩主ニ寸志金ヲ献納シ、村民ノ貧窮ヲ救助シ、近郷ト雖モ、火難或ハ非常ノ災害ニ罹ルモノアル時ハ、金穀ヲ擲テ施惠ス。其褒賞ヲ受ケタル事ハ、別紙ニ寫道路橋梁ノ修繕、神社佛閣ノ建築等ニハ、渾テ多額ノ金穀ヲ寄附ス。祖先ヨリ百五ヶ年ヲ經過シ、寛延二年七代目ニ當テ、質屋酒造ノ業ヲ開ク。當代ノ祖父ニ當ル三之丞ハ、最モ慈善行徳者ニシテ、藩主ニ聞達シ、屢々褒賞ヲ蒙ルノミナラス、藩主ヨリ善行ノ者ト表誠サレ、特ニ舊藩主參勤上下行ノ時ニ當テハ、箱崎松原若クハ赤間驛ニ出テ之ヲ旌表ス。其子（當代父）至孝ニシテ、該三之丞五拾年ノ時、木偶師ヲ聘雇シテ、父ノ居狀ヲ木像ニ刻マシメ（居長二尺一寸八分）、其傍ニ善行表誠ノ木札、及賞狀ノ函ヲ置キ、時々衣服ヲ改メシメ、追孝ノ念怠ラス。今ニ至ル迄、毎朝其像ヲ拜シ、膳ヲ供シ、恰モ生ニ事フルガ如シ。文政元年ヨリ毎年豊凶ヲ論セズ、年末ニハ必ス村内ノ貧民ヲ親ラ調シ、其窮困ノ戸毎ニ、年越米ト稱シテ、白米若干ヲ施與スル事、昨年ニ至ルマテ、六十五年四代ナリ。尙當代永嶋三之丞ハ、祖先數代ノ善行ニ優ル德行慈善ノ者ニシテ、我身ノ勞苦ヲ厭ハス、孜孜力ヲ竭シテ、本業ヲ營ミ、遊逸ヲ好マス、唯人ヲ救フヲ以テ樂トナシ、村内ノ貧民、隣村罹災ノモノニハ、金穀物品等ヲ施與スル夥多ニシテ、織芥モ狭マス、恰モ瓦礫ヲ溝壑ニ棄



ルカ如キヲ以テ、其數ヲ知ルニ由ナシ。明治十五年ヨリ夏季村民ノ赤貧ニシテ慟スル能ハス、困難悲歎スルヲ忍ヒス、夏毎ニ古蚊帳ヲ無賃ニテ貸與スル事數十張。去夏ニ至テハ、其數既ニ一百五十張ニ及ヘリ。去秋爾來當地ノ景況、農家ハ水損、漁家ハ不漁ニシテ、村内ノ人民朝夕ノ生活ニ困苦スルモノ、多キヲ視察シ、貧民救助ノタメ、去冬茲春兩度ニシテ、米三拾五俵ヲ出シ、窮民ニ施與ス。又凶年備トテ、累年儲蓄スル所ノ粟五拾俵余、割引廉價ヲ以テ之ヲ賣與シ、貧民生活ノ道ニ力ヲ盡ス。其他孤寡貧獨ノ將ニ饑餓ニ至ラントスルモノニハ、酒造米ノ小米三俵五俵宛ニ漬物等ヲ時々施與シ、或ハ我家ニ容レテ、應分ノ職ヲナサシムル等、仁慈惻愍至ラサル所ナシ。實ニ感セサルモノナシ。家督相續シテヨリ十七年三ヶ月ナリ。

一性質淳朴、奴婢ヲ撫循シ、衣食ニ傲ラス、儉樸ヲ主トシテ、下部ヲ卒先シ、禮ヲ重シ、義ヲ貴ヒ、謙遜身自ラ抑隕シテ、品行端正、家道雍睦ナリ。

一家業ニ勉勵シテ、節ヲ制シ、少年ヲ學事ニ勸誘シ、子弟ノ教育ニ注意ス。當神湊小學校エモ、金八拾五圓金三十五圓明治八年一月 地所四畝歩ヲ寄附スル等、志行最モ卓越ナリ。

一家督相續シテ既ニ十七年ヲ經ルモ、先代ノ家例ヲ固守シ、瑩域ヲ奉スル事甚タ厚ク、黽勉力行一日ノ如シ。

一救助寄附其他萬端善行ノ名譽ハ、既ニ一郡ニ聞ユ。

一質屋酒造ノ營業ニシテ、動産不動産ニ富ム。

一受賞ハ全文別紙ニ寫ス。

一受刑ナシ。

○按するに明治六年百姓一揆の起るや、神湊の人々亦附和隨行したるを以て、贖罪金を課せらる。然れども村民之を贖ふこと能はず。永島氏全部の贖罪金を出し、村民安堵す。當時の書類の残れるをこゝに示さん。

〔神湊記録〕

一金四百七圓廿五錢ハ

右御救助被下候儀ハ、當癸酉夏<sup>○明治六年</sup>一揆擾亂ニ付、當村附和隨行之者江、莫太之贖罪金至急上納被<sup>ニ</sup>仰付、大相驚、村中晝夜打寄、種々評儀仕候得共、何分ニモ大金ニ而、調達之手段無<sup>レ</sup>之、窮困ニ相迫リ、不<sup>レ</sup>得止又々貴家江御相談仕候處、速ニ御出財被<sup>レ</sup>下、御蔭ヲ以、上納金相整、私共者申ニ不<sup>レ</sup>及、婦女子迄モ御恩惠之程奉<sup>ニ</sup>至悦<sup>ニ</sup>候。元來一軒酒場之儀ハ、前書ニモ有<sup>レ</sup>之事ニ御座候。然ルニ今般王政御一洗ニ付、他村江ハ揚酒等數軒出來仕候得共、於<sup>ニ</sup>當村<sup>一</sup>者、右之御恩儀有<sup>レ</sup>之事故、揚酒等之心寄候者モ無<sup>レ</sup>之候。且又此節急難御救被<sup>レ</sup>下候ニ付而ハ、愈忘却之者一人モ無<sup>レ</sup>之候。猶又子々孫々ニ至迄、精々申聞可<sup>レ</sup>置候。此後如何様之御改政御座候而、士族方又ハ他村ヨリ出願之者有<sup>レ</sup>之候共、貴家ヨリ御故障ハ勿論、村中ヨリ右之御恩儀之譯合申立、訖度相斷可<sup>レ</sup>申候。爲<sup>ニ</sup>後年<sup>一</sup>村役人百姓中無<sup>ニ</sup>遺漏<sup>一</sup>連印仕上候。仍而証書如件。

壹番屋敷 河野 治 助 拇印

明治六年第九月



永島三之丞殿

二百二十七番地 高松惣七（拇印）

組頭取

吉武半藏（印）

全 永島徳兵衛（印）

外七人

保長 堅羽善五郎（印）

外二人

永島三之丞殿

前書之通開届候也

第四大区内十八小區副戸長

大島彌十郎

全年第九月

永島三之丞殿

増次 善次

〔筑紫遺愛集〕増次 善次

増次善次兄弟は手光村の人なり。増次八十三歳、善次七十九歳になれり。兄弟とも質素正直なる者にて、互に友愛厚かりしか、五十年前以前別家し、農業精を出し、兩家とも家内多勢相暮し、老年に至るまで片時も耕耨おこたらず。近隣の交りも厚く、志よろしき趣、達公聽、青銅若干を賜ふ。

〔入江氏所藏文書〕

宗像郡手光村

百性 増次

青銅壹貫文宛

同人弟 善次

増次當年八拾三歳、善次七拾九歳ニ相成、兄弟共質素正道ニ有之、五拾ヶ年以前分家いたし、農業精を出、兩家共家内大勢相暮、及ニ老年候之迄、農事等不怠、且近隣之交りも厚く、奇特之者ニ有之候段相達、及ニ御沙汰候。依之爲ニ御褒美、右之通被下候事。

寅三月

郡奉行江

宗像郡手光村

九十歳

増次

右之者及ニ極老候段相達、及ニ御沙汰候。其子孫之者、彌盡ニ孝養、猶又居村庄屋組頭並村中、茂心を添、



不<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>難儀<sub>一</sub>候之様、可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>養育<sub>一</sub>旨被<sub>二</sub>相示<sub>一</sub>、其内至而貧窮之者ハ、遂<sub>二</sub>詮議<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申出<sub>一</sub>候事。

酉正月

○按するに遺愛集に賞譽の年月を記さざれども、後裔の家に現存せる賞狀には、寅三月とあり。寅は慶應二年なるべし、而して他の一通酉正月は明治六年なるべし。

蘭陵

〔宗像遺徳集〕蘭陵和尚

師は早良郡姪濱の人、年二十二、郡下神湊町隣船寺の住職となる時文化九年。當時稀なる善智識にして、徳行高く、檀徒敬服せり。寺務の傍子弟の教育に盡力すること熱心懇切を極む。常に其門に出入し、教を請ふもの五十人を下らす。教科書としては、いろは、名付、村名付、郡名付、商賣往來、文儀、實語教、陰徳説、論語等の諸種にして、人によりて適當に之を課せり。かくすること二十三年、地方の學風大に擧る。由來神港は郡の北部海濱の地にして、漁民多く、隨て風俗も亦宜しからず。然るに師の教化により、風儀大に改まり、今日に至りても、語偶師に及べば、忽ち襟を正しくする者あり。以て其人格の一斑を知るに足る。嘉永元年四月十五、拔擢せられて我筑前の名利崇福寺の大和尚となり、令名愈高く、徳化愈洽し。享年六十五。同寺に遷化する。

○按するに蘭陵和尚の肖像及筆蹟は崇福寺に存すれども、其の傳記資料は得難し。和尚の寂年は明治三年一月二十五日なり。

薄嘉郎

〔宗像遺徳集〕薄嘉郎

氏は初め安藏と稱す。世々河東村里正の系を亨け、四代薄市四郎より五代養助、六代與六、七代彦太郎、八代嘉郎に至る。

一、與六庄屋と治水 由來河東は土地卑濕にして、常に水害に難み、里人之を患とす。茲に於て與六有志と謀り、藩廳に訴願し、奔走多年、始めて工事につく。蓋し往古河東川は、河東字内牟田より釣川に注ぎしを以て、釣川の水量増加するに従ひ、河東川に逆流し、爲めに水害を受けること甚し。此の工事に依りて、内牟田、大西、多禮、幕尾を過ぎて、多禮水神棚にて、釣川に注ぐ所の河系を改鑿す。茲に於て多分の水害を防止することを得たり。是れ單に與六庄屋のみの功績にあらざるも、氏は其當事者なりき。

二、彦太郎 與六の跡を受け、河東、吉田、多禮及び田島に里正たること四十二年に亘り、治績尠からず。就中河東黒鳥分の卑濕にして、米作に苦み、時には年貢米に不足を生ずるを視て、彦太郎は殆んど寢食を忘れて、東奔西走し、時の郡奉行に再三交渉の結果、遂に破格の減稅地となす。里人大に是を徳とし、爾來尊崇措かず、故に苗字帶刀、大庄屋格を許さるゝに至れり。

三、嘉郎 嘉永四年十六歳にて、居村庄屋手傳の役を勤め、安政二年河東庄屋を、弟市四郎に譲り、田島の庄屋となり、多禮村庄屋掛持、且つ徳重觸普請才判助役、同人馬方加役命ぜらる。其間の治績尠からざるも、略して賞狀一二を左に、○中 明治三年野坂村庄屋に轉ず。○中 野坂村在職四ヶ年、専心村經濟に注意し、負



償還の方法につきて苦心し、奔走の結果、遂に村内貸借証券無効の方法を協定し、孜孜として産業を奨励し、村内始めて其堵に安んじ、業に就くに至り、村民大に之を徳とす。

明治六年田地下落し、朝町村民田地の持續に困じ、六町歩を氏に永代譲與をなす。氏は將來田地の價格騰貴を豫測し、知友に土地の購入を懇懇し、且自身も大に決する所ありて、其經營に着手せしが、一日土地檢分の歸途、病を得て歿し、事遂に成らず。享年四十。卓見あり手腕ある氏に、年を假さず。嗚呼。

○按ずるに薄家の書類與六に關するものは殆存せず。與六は文政五年正月二十二日歿す。

次の彦太郎は即與兵衛にして其の略歴は左の如し。

文政五年三月河東庄屋役。

天保十年十月御免。

同 十一年子十一月釣川受持。

同 十二年丑人馬方。

同 十四年卯十一月河東村庄屋役再勤。

安政二卯三月田島村入庄屋。

同 三年巳五月養育方加役。

同 四年八月吉田村庄屋役加役。

安政五年三月大庄屋格。苗字御免。

文久元酉七月河東村庄屋役。歸村。

右は薄家の記録に見ゆ。但養育方加役を安政三年巳五月とせるは、安政二年辰五月の誤なるべく、現に與兵衛か田島村其の他二十七村の産子養育方加役の辭令書には辰五月とあり。與兵衛は元治元年子二月十九日歿す。年六十二。

次の嘉郎は初名安藏。今殘存の書類を檢し、年表を作れば、略左の如し。

嘉永四年亥正月 居村庄屋手傳。

安政二年卯三月 居村庄屋。

文久元年酉七月 河東村庄屋差除、田島村へ入庄屋。

慶應元年丑八月 役中苗字名乗候儀差免。

宗像郡田嶋村庄屋

安

藏

一、年來出精相勤、諸算用向嚴重に有之、才判筋行届、且居村借財道付をも取斗候ニ付、村内能相懐、追々居合ニ基候段、相達候ニ付、役中苗字名乗候儀、差免候事。

丑八月

明治元年辰正月 徳重觸普請宰判助役加役。

辰二月 人馬方加役御免。

辰六月 普請才判役助役差除多禮村掛持。



辰八月 一代觸口格。

宗像郡田島兩村庄屋 薄 安 藏

一、年來出精相勤、算用向嚴重ニ有レ之、田島村借財道付ヲも取斗、最前人馬方受持中、郡爲深く心を用ひ、且御社用も多端ニ候處、米錢取引筋潔白ニ有レ之、村中能相懷、居り合に基候段、彼は相達、及ニ御沙汰候。依レ之以ニ格別、一代觸口格申付候事。

辰八月

明治三年午二月 多禮村庄屋後見役。

午二月 多禮村庄屋役差除、徳重觸普請才判役兼帶。

午五月 野坂村庄屋役。

薄 嘉 郎

野坂村之儀、近年別而相痛居候ニ付てハ、追年村柄立直候様、屹度仕法立等、不ニ取斗ニ而は、不ニ相濟ニ儀ニ付、其方儀、此節人撰之上、庄屋役申付候ニ付而ハ、遠方引越、内情難澁之趣も相達候條、以ニ別儀、心付として金五拾兩相渡候事。

五月

嘉郎は明治六年三月九日歿す。年四十。

刀 根 次 郎 平

〔宗像遺徳集〕 刀根次郎平

翁は文化元年十月六日を以て、岬村鐘崎に生る。幼名は要十、後に次郎平と稱す。若冠にして鐘崎浦庄屋となり、恪勤最も努む。當時藩政の際、外船長崎港に着すれば、各浦の壯丁徴發に應じ、水夫となりて、同表に出張せざるべからず。毎回の員數々十人、滞在數月を下らす。漁夫の習として、常時に於て、將來の畜財をなすもの甚稀なり。一旦召集せられて、久しく他郷に滞留するに至れば、幾百の家族は、忽ちにして日常生活の資に窮し、其慘狀言ふに忍びざるものあり。翁百方奔走して、藩廳に哀願し、藩金を借り來りて、之に救助し、壯丁歸村の後、年賦を以て之を返償せしめ、家族の窮厄を助けしこと、幾回なりしやを知らず。漁夫安んじて、藩命を奉ずるを得しは、翁の力による。翁庄屋を勤むること三十年、累進して大庄屋格となる。藩主黒田侯其功を賞し、參勤の途、本郡を通過せらるる毎に、翁を宿驛に招き、特に親謁を賜ひ、脇差及び苗字をも免さる。年老て職を辞す。優待して示談役となし、終身米二苞を給せらる。明治九年八月病て卒す。年七十三。本村泉福寺の墳墓に葬る。翁天資剛直、最も人望あり。父祖の業を繼ぎて、醬油醸造を業とし、勤勉其家を富まし、益家聲を擧ぐ。後裔亦翁の遺業を守り、閭郷の敬重する所たり。蓋し翁の遺徳に依る所多し。

石 松 林 平 石 松 伴 六

〔宗像遺徳集〕 石松林平

氏は宗像郡赤間町徳重の人、年十八にして徳重村の里正となり、嘉永五年同郡久末觸に大里正となる。在職



三十余年にして辞職す。明治三年特に選ばれて、表粕屋郡酒殿觸口大里正となり、同四年廢藩置縣の際に至る。明治五年又選ばれて地券掛となり、翌年職を辞す。在職總て四十八年。氏人となり貞實にして、上を重んじ、親に孝に、勤儉にして華美遊逸を喜ばず、自ら奉ずる所の衣食、特に粗薄を極む。常にいへるやう、衣は體を被ひ、食は生を保ては則足る。必ずしも甘美を須ふるに及ばず。又曰く、人事の得失は、勤むると怠るとにありと。躬行能く部下里民を理めしかば、一鄉靡然として其徳風に化し、治蹟大に擧れり。石丸、富地原二村に荒蕪の地あるを見て、之に松杉の苗を植ること十余萬坪なりしが、後年此山林繁茂して、良材を出せり。安政の始め、宗像神社にありし巨鐘を、許斐の山上に引揚げ、時刻を報じて、山下農民に晨起勉勵就業の時間を嚴守せしめたり。嘗て備荒貯蓄の方法を設け、自己の俸米を割きて、率先醸出せしかば、應募者忽ち豫定數に達し、永く維持するを得たり。藩主黒田公、多年の勳功を賞し、調を賜ひ、俸米褒金を賜はり、明治十二年、六十九歳にして卒す。中村重三故舊と謀り、米三十俵を贈りて、祭祀の料となせり。

〔碑文〕石松林平碑伴六

宗像郡徳重村豪農石松氏、從其先貞信慶長年間爲村吏、子孫十世因襲不斷、八世孫義重有二子、分爲二家、兄重守起一支家、生重直、弟重住繼本宗、生重巽、重直娶重巽之姉、故稱重直爲伯氏、重巽爲仲氏、伯仲俱爲大保正、奉職於所在、所至有異績、郡邑追思其徳、不能忘焉、於是建紀念碑、令余志其概略、按

伯氏重直君稱林平、明治十二年八月八日没、年六十九、爲人質實勤儉、不喜華美、所奉衣食殊極

薄、曰、蔽體保生斯足矣、不必須甘美也、其理里民也、儉朴自率、勞心撫字、不敢暇逸、弘化年間關石丸富地原二村榛蕪之地、栽培松杉十餘萬坪、逐年蕃滋、良材成林、安政之初、懸宗像氏遺鐘于許斐嶽上、以報時刻、令人不怠稼穡、慶應二年親購農業全書、頒布其所轄、又嘗設貯蓄方便、可永維持、且親出俸米、以爲衆庶之率、筑前侯賜調、本縣賜絹、稱其功勳、既沒吏庶薦米十苞、爲追祝資云、在職凡四十八年、嘗以疾辭職、藩府不允、加優秩、許乘馬、且拜糟屋郡酒殿觸口役、蓋亦特選也、君嘗曰、人事之得失、在勤與怠、平生之勉勵可想也、養子重美克繼箕裘、勸業奏功、亦守遺訓也、君履歷詳錄在墓表、今略之、銘曰。

天資嚴肅 恩威有誠 臨事敏速 莫不審精

○按するに原文此次に伴六の碑文あり。伴六の碑文は後に記せり。

〔石松家文書〕

宗像郡八並村 大庄屋 石松 林平

年來出精相勤、不絶廻村、深切一致宰判候付、觸内能相懷、近年田畠損毛打續、村ニ寄り、莫大之借財高ニ有之候處、金貳拾兩を救切年賦等ニ而貸渡、有徳之者ともえ茂申諭、出金致させ、仕組筋取發候付、追々居り合ニ基、且又去ル子丑兩年之旱魃ニ付而者、御免不居り合之村柄も有之候得共、村役を初、百姓共え之諭方、行届候故、御免返上之村數も相減、去年茂觸内地低之村々、水損ニ而致難澁候得共、是亦深切ニ相諭候付、御免請留候。畢竟請持筋心掛宜、懇ニ教導いたし候故、人氣引立候段、彼是相達、奇特之至、及



御沙汰候、依之以格別、倅代迄、大庄屋格ニ申付候。彌人氣相居り合、風俗宜様、相導可申候事。  
卯二月二年 ○安政

宗像郡八並村 大庄屋 石松 林平

常々請持筋深く心を寄、御趣意能勘辨いたし、村役共え之申諭方行届、極老之者えハ懇ニ心を添、觸内之義ハ、零落村多く候ニ付、立入遂ニ宰判候故、追々居合ニ基候村柄も有之。且觸内非常備之任組、相立度存念ニ而、給米之内百俵、三ヶ年割ニ而指出、尙村々庄屋共へも相諭、追々米千俵余、備相立、彼是別而出精相勤候段相達、及御沙汰候。依之以格別、其方一代壹人扶持被下候。彌出精可ニ相勤候事。  
未十一月六年 ○安政

八並村 大庄屋 石松 林平

病氣ニ付、退役之儀相願、無據趣ニ者候得共、専ら御用達いたし候條、願之趣差留候。加保養、入念可ニ相勤候事。

申十二月 ○萬延元年

演 達

其方儀最前久末觸え入大庄屋役申付候處、追々精力を盡し、觸内村々年來之借財相道付、且又觸備米等茂、多分之俵數相備、平日觸内村役之者申合宜敷、百姓中え之諭方深切ニ行届候故、能相懷、先年者風俗不<sub>レ</sub>宜村も、間ニ者有<sub>レ</sub>之候處、只今程一統相改、農業相勵、御年貢等も速ニ相納、諸公役等も、別而精を出し、畢竟才判向教導筋行届候故ニ候。此節病身ニ付、退役相願候段、無據次第ニハ候得共、專致ニ御用達候間、願之趣差留候……………

申十二月 ○萬延元年

○按するに以上は林平の事を記し、以下は伴六の事を記せり。宗像遺徳集の伴藏、筑紫遺愛集の三郎平は何れも海妻撰碑文の伴六と同一人なり。

〔宗像遺徳集〕 石松伴藏

翁は宗像郡赤間町徳重の豪農にして、其祖三郎兵衛（貞信）慶長年間村の里正となりしより、翁に至るまで十世三百餘年、世々里正より大里正となれり。翁年二十五、里正となり、尋て大里正となる。厚く藩主を尊敬し、屢米金を納め、賞状を受けること數回に及ぶ。然れども身を奉すること質朴にして、貧民を賑恤するを悦べり。天保十三年以降、凶荒に會することに、窮民を救助す。其額米一百七十俵餘、金五百六拾餘兩に至るといふ。又近村の極老双子等に、足袋産衣を恵むを以て常とせり。藩主其功を賞し、調を賜ひ、俸祿を賜ふ。嘗て三郡講（兩粕屋宗像）の設置せらるゝや、其二番籤に當り、米五百俵を得たり。依て之を貧民に貸與し、翌年秋獲を以て、返納せしむるものとし、利息を薄くす。是れ赤間社倉米の起原にして、後年郡下廿



九ヶ村の備荒貯蓄米となりしものなり。明治二十二年の頃、二千餘俵の多きに達し、遂に各村に分割して、基本財産となしたり。慶應元年五卿赤間驛本陣に滞在中、翁は旅館に出入して、歡待懇切を極め、勤王の志を現はせり。明治四年廢藩置縣、里正を戸長と改め、主に舊藩士族を以て之に任ぜり。獨り翁は舊大里正より拔擢せられて、任命せられたり。其人物の非凡なりしを知るに足る。後權大區長となり、在職一年餘、病を以て辞す。前後の在職三十年餘。明治六年六月百姓一揆勃發し、所在の豪農巨商の邸宅を破壊し、金品を掠奪す。翁の家も又其災に罹りたるも意とせず、餘資殘穀を出して、窮民を救濟せり。其年大旱、挿秧するの時期を失せしにより。明治二十年有志相謀り、辻田橋の邊に紀念碑を建設して、翁及び林平翁の高徳を表彰せり。

## 伴六——要一——敏

〔筑紫遺愛集〕石松三郎平

石松三郎平是も後伴藏と改めり。伴藏か子なり。父に繼て大庄屋たり。人となり父に類し、貞實にして父母につかへて、和氣愉色あり。又子弟をよく教導し、召使ひの奴婢を憐めり。三郎平居常勤に倦す。衆人の爲に事を集め、是非を決して鬭争を解き、利を興し、害を除き、能廉介を守り、施を廣くせり。父か代より觸内の男女八十歳におよへば、足袋一足を毎年正月につかはしけり。或時双子を産する者ありしかは、産衣一重を贈れり。又或は火難にあひ、天行病などにかゝりたるものへは、夫々親切に心を添つかはしぬ。其他貧窮を賑し、孤獨を濟ひしこと甚多かりき。父母在の日、奉養いたらざる處なかりしに、病て没せしかは、父の遺言にまか

せ、父か存生中、貯置たる金銀衣服翫具等に至るまで、悉く執友および新舊に分ちしか、貧しき者には多く與へたりとなり。さる上に父か貸置たる許多の金をも捨つかはせり。三郎平父か淳厚の治をうけたる上に、如し斯身をもつて、先たち誘掖激勵しければ、村役を初、小民に至るまで敬信し、租稅徭役をはけみ、靡然として風俗宜しくなれり。三郎平が行實達君聽、外套一ひらを賜ふ。三郎平今に至てます、勤に精をいれて怠らざりしかは、在勤中一人扶持を賜ふべき仰事有けり。茲年慶應三年卯十二月なりき。

## 〔碑文〕

仲氏重巽君、初稱三郎平、晚稱伴六、恪勤奉職、無毫私心、筑前侯賜調及祿、以表其德義、藩祖廟成、君與有力焉、藩主賜外套以報之、明治六年爲權區長、當時縣下平民任此者、唯君一人矣、居一年辭之、人賞其淡潔、在職凡三十年、賑恤不倦、本縣賜絹賞之、癸酉之夏兇徒毀其家屋、君不以爲意、猶捐殘餘、濟鄉閭、初不信浮屠、請官用神葬祭式、性嗜麵、戲謂人曰、天下之風味在茲、君之奉職務、養人材、自資以聘宿儒、因諭子弟曰、人而無學似猿、汝等宜學斯文、明治五年置教導職、君請教官、數巡教、且誠婦女、服膺教憲、安政慶應之間、政將復舊、天下騷然、人心懷疑危、而君陰勤王事、會五紳出長州而過本郡、君百方苦慮、扶持懇到、明治九年四月十六日沒、年六十、男正雄、更稱德重氏、有大志、未遂而沒、養筋田氏之子重正爲嗣、以女妻之、重正見爲戸長、遵遺誡勤農政、先是東京坂谷朗庵撰肖像贊、今錄其二韻代銘、曰

寬厚孝慈 衆仰休明 勤儉忠恕 世稱殊榮



明治廿年五月

海妻 甘藏 謹書  
關 秀 磨 謹書並篆額

〔石松家文書〕

宗像郡德重村 大庄屋 石松 伴 藏

年來請持筋、別而精を出相勤、觸内宰判筋行届、痛村仕組をはしめ、救筋等ニも志を相立、御用達致し候段相達、及ニ御沙汰候。依レ之格別を以、大庄屋役之間、壹人扶持被レ下候。彌出精可レ仕候事。

卯十二月 三年 ○慶應

宗像郡德重村觸口 石松 伴 六

質素ニ有レ之、數十年來請持出筋精相勤、及ニ老年候得共立廻り、觸内宰判行届、致ニ用達候段相達候。依レ之其方一世之間、年々米五俵宛、相與候事。

辛未二月 四年 ○明治

福岡 藩 廳

戶長 石松 伴 六

當縣管轄第七區受持申付候事。

辛未十一月

戶 籍 懸

宗像郡德重村 大庄屋 石松 伴 六

戶長本務申付候事

辛未十一月

福岡 縣

第七區戶長兼大庄屋 石松 伴 六

依レ改革ニ大庄屋之號相廢候事。

但勤方從前之通相心得可レ申候事。

壬申六月 五年 ○明治

福岡 縣

第七區 戶長 石松 伴 六

當分第六區第七區權區長事務取扱可レ申候事。

明治六年二月

福岡 縣

第四大區 戶長 石松 伴 六

第四大區權區長申付候事。

明治六年三月

福岡 縣



權區長退職出願之儀ニ付願

一、當區權區長石松伴六殿之儀、最早數十ヶ年諸役勉勤、万端功者ニ有之ノミナラス、下民撫育之懇志不  
少、諸民極歸依仕居申候ニ付而ハ、是迄區内至而穩ニ有之、村吏ニ於テモ安意罷在居申候。然ルニ當夏一  
揆暴動、爾後下民内情中々以錯亂不<sub>レ</sub>少、彼是現今御同人引入ニ相成候而ハ、人氣ニも相拘リ可<sub>レ</sub>申哉、甚心  
苦ニ奉<sub>ニ</sub>存上候。依而御同人退職之儀、御差留被<sub>ニ</sub> 仰付、今暫病氣加養之上、勤務ニ相成候様、御指令被<sub>ニ</sub>  
仰付<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>下度、此段奉<sub>ニ</sub>懇願<sub>一</sub>候也。

明治六年十二月 第四大區一保長惣代伊豆傳右衛門二高田善三郎三瀧口丈七四高田善三郎  
五小區 中村清三六角又五七小田万五郎八中村儀三郎九八尋厚吉十城笠篤郎  
同 安部惣三郎十一大崎半次郎十二高山茂三郎十三村山與八郎十四力丸和三郎十五伊藤  
宇三次十六小林太平十七江口三郎太十八長増太三郎十九山口又三郎二十花田庄三郎  
同 田中卯七二十一副戸長戸田武藏二十二同花田源吾二十三同吉田六郎二十四同中村與三二十五同大森太七二十六同中村重三  
同倉田津九郎二十七同伊東新四郎二十八同城戸又平二十九同今林孫十郎三十同安部嘉三郎三十一同寺嶋與七郎三十二同永嶋半五郎  
同城戸國平三十三同安部榮次郎三十四同伊藤宇三三十五同眞武貞次三十六同大嶋彌十郎三十七同入江壽七三十八同安部保作三十九同古野  
伊作  
福岡縣令 立木兼善殿

第四大區權區長 石松 伴 六

第五大學區三十三番中學區取締兼務申付候事。  
明治七年一月十二日

福岡縣

第四大區權區長 石松 伴 六

依頼免職務

明治七年四月十三日

福岡縣

中野 塵 一

〔宗像遺徳集〕中野塵一

君は繁敏と稱し、安政五年二月河東村平等寺に生る。幼にして頓悟、議論爽快、弱冠にして有爲の志を懷き、  
公共の事業に奔走す。明治十一年郡吏となり、明治十三年宗像中學の創設せらるゝや、君は第二次の幹事に  
推舉せられ（目下の校長なり）、明治十四年縣會議員に選舉せられ、側宗像物産會社の長となり、各方面に活  
動し、閩郡望を屬せり。偶政黨論の世上に勃興するに及び、郡の有志と、其執る所の主義を以て、北筑諸郡  
の有志を結合し、將に大に爲すところあらんとせしに、不幸一豎の犯すところとなりて歿す。享年二十六。  
君若年にして郡縣の樞機に參し、其爲すところを是非する者なく、上下の信頼をうけしもの、其才氣奔逸  
のなす所なるべきも、抑又眞率至誠を以て事にあたりし結果に外ならず。弱年にして覇を握りし泰西宰相の  
倂も偲ばるゝなり。



君歿するの翌年、郡の有志及び福岡縣會議員相謀り、金圓を醜集し、赤間羅岳の東麓に紀念碑を建設し、君か靈魂を慰む。碑文の一節に、斯の人にして此に至る、獨り宗像郡民の不幸のみならんや、又北筑諸郡志士の不幸なりと、如何に君が名望ありしかを推知するに足る。

## 安 永 觀 山

〔宗像遺德集〕安永觀山

翁は文政六年癸未正月元旦田島村深田の里に生れ、幼年家庭に學び、年甫十六、醫術を藩醫官香亭青木春澤に學び、弘化元年阿蘭陀本國船渡來、師に従ひて長崎に之き、同年醫術免許を得、同九月國老吉田久太夫旅中醫員として、東都に至り、幕府醫官菫庭多紀、樂眞院法印安叔に學び、醫學館に通學す。同四年歸國。其他眼科、産科、西洋醫術を諸家に學び、之を大槻氏及藩醫官上野自的に質す。弘化四年丁未八月内外科醫術開業。安政五年五月種痘醫官安田仲元に種痘の術を受け、儒學を太寧飯田太仲、陽州龜井鐵次郎に學び、江戸に於ては丹波伯耆守殿、儒官長齋安積祐介に學ぶ。嘉永四年正月産子養育一件の賞として、藩主より銀子一兩を賜はる。慶應三年丙寅將軍德川慶喜公へ長州征討の勅命ありたり。依て諸國の勢を催す。藩主黒田家は赤間關口の二陣たり。既に先鋒出陣す。此時本陣小荷駄附醫員に命ぜられ出陣、用具は具足下手練小袴信玄辨當大小陣笠自分仕出之事、藥籠同前、藥籠持、人足持込藥種支度金御拂の事となり、六月十五日此時將軍方敗北、小倉城落去、寄手大將小笠原壹岐守奔走、行方不知、茲に於て戰爭止めり。

明治七年十二月郡醫を命ぜられ、同八年一月醫業取締拜命、同年醫學校創立之資金拾圓獻金の廉により、桐

御紋の盃下賜。同三月賣藥取締兼務拜命、同九年村會最初の議員、郡會議員の撰に當る。或は國會開設請願委員となり、或は醫業幹事衛生方衛生委員に當撰す。同十四年九月病により、一切の職務を辞す。爾後閑居を好まず、公衆のために盡力せらるゝこと多く、其一二を擧ぐれば、居村深田出で浦より勝浦村に越ゆるの捷徑ありと雖、嶮岨狹隘にして、衆庶の往來に便ならざるを以て、自ら資を投じ、石工を雇ひ、嶮岨を平坦にし、狹隘を擴張し、凡二年餘にして、其工を竣る。又粕屋郡香椎村大字下原の草場溫泉に浴し、山上路嶮岨なるを以て、資を投じ、道路を廣め、上下に便にす。是を以て遠近其德を稱せざるものなし。

## 永 野 清 吉

〔宗像遺德集〕永野清吉

氏は池野村池田釣山に産れ、質性濃厚篤實、世々農を業とし、慈善の心深く、天保七年二十九歳の時、組頭に任ぜられ、在職三十六年一日の如く、勤儉力行を主とし、晨に出て其業につき、星を戴きて歸り、身を以て諸人を指導し、不品行の輩は、注意を與へて善に遷らしめ、特に眞宗二諦の教義を尊信し、忠君報佛の信念強く、日常の行爲は、其教義を基本とせり。組合の人々、其德に化せられ、美風村内に洽し。藩主黒田侯、大に賞讃せられ、青銅若干を下賜せらる。大正の今日に至るも、釣山部落の人情風俗醇朴にして、他部落の模範と稱せらるゝもの、其遺徳ならんか。

明治五年十月副戸長に任ぜらる。嘗て米麥を給して、村内の貧民を救濟せしこと、屢なりしにより、福岡藩廳より白布一端を下賜せられ、又窮民救助の資を献納せし賞として、福岡縣廳より酒肴を下賜せらる。明治



十六年七月廿一日逝く。享年七十七。

中津文庭

〔宗像遺徳集〕中津文庭

翁は文政四年九月七日宗像郡王丸村に生る。幼時より文學の志深く、皇典を舊藩士青柳氏、習字を横田氏に、咏歌を長野氏及伊勢國網代氏に學び、著書數部あれども、惜むらくは稿を終らず。平素文雅を以てこよなき樂みとし、雪月花をとりて、三友と号せり。弘化二年居村産土神社神官從五位下に叙し、安藝守に任ぜられたり。大政維新後、第六區郷社祠官に命ぜらる。數年間職務を勤しみ、且家塾を開き、子弟を集め、和漢の典籍を教授し、内にありては親に孝、外に對しては善く交はり、窮民を賑恤するの情深かりしかば、官其志を賞し、屢物を賜りぬ。當時本郡の神職中、其文章翁の右に出づるものなかりき。明治十六年八月十八日病にかゝり、遂に身まかりぬ。明治二十五年其薰陶をうけ、徳を慕ふ人々相謀り、碑を建て紀念とせり。

大久保正名

〔宗像遺徳集〕大久保正名

翁は文政十一年十月福岡西町に生れ、中村左市の三男なり。幼名縫次郎と稱す。長して新八郎、與兵衛、悌藏、清兵衛、正名と改稱す。安政三年本姓大久保に復世し、世々黒田家に仕へ、城代組の資格として、一世の祖より膳宰を勤め、翁は十世の裔、十四歳の時、伯兄與平死亡跡を相續す（時に仲兄盛年は、宗家を相續せり）。膳宰見習職にして、天保十二年七月なり。殿中へ出勤中、暇ある時は讀書に意を用ひ、時の侍講樺田、

高橋、井土の大家に學ぶ。安政三年膳宰職を儒者に移され、學問所（修猷館）の御番助を命ぜられ、後加勢助に進む。安政五年學問所構内長屋住居を命ぜらる（今の舎監の類か）。文久元年十二月江戸文學修業を命ぜられ、神田聖堂に學ぶこと二年。文久三年十二月歸國す。元治元年學問所指南役を命ぜらる。慶應元年福岡藥研町に家塾を開き、子弟を教養す。傳へ聞きて朝倉遠賀鞍手宗像等の各郡より、教を請ふもの多く、總數四百餘名に及び、かくすること四ヶ年、明治元年八月鞍手郡文學引立方を命ぜられ、同郡永満寺に駐在、同四年依願免官、明治四年八月より宗像郡岬村上八に於て、家塾を開き、熱心に指導の任を盡され、同七年二月より同地小學校の教員を兼ね教授せり。明治八年九月宗像郡陵嚴寺村高樹小學校に轉任、旁漢學の教授をなせり。明治十四年九月福岡中學校助教諭拜命、明治十五年二月宗像中學校助教諭に轉し、在職中明治十七年三月二豎の犯すところとなりて歿す。

翁資姓謹嚴にして、犯すべからざるの風あり。長子清十郎家を續きて、岬村上八に住し、二子遜、阿部家を相續して、千葉縣木更津に辯護士となり、三子唯吉法學士、後來大に望を囑せられしも、不幸世を蚤くす。我が宗像郡に於ける教育の隆盛と、教育者の多數續出し、特に縣下有數の教育者を出しつゝあるは、維新後翁及び伊東信天翁の在任せられて、専ら子弟の教育に従事し、指導其宜しきを得たる結果なりと、深く信するものなり。

篠崎半八

〔宗像遺徳集〕篠崎半八



翁通稱半八、光恭と諱し、嘉永二年八月上西郷村の里正に任ぜられ、専ら心を村治に注ぎ、殊に勸業に熱中せしに、此の地灌溉の利乏しく、旱魃毎に損害を蒙ること多大にして、農民の困難一方ならざるを憂ひ、百方其救治策を講究の結果、溜池を新設するに如くなしとし、再三設計をなして請願し、官の容るゝ所となり、地を大森に撰び、五戸の宅地を買ひ上げ、大森の山上に、新屋敷を作りて、移轉せしむる等、一大工事を起し、安政六年五月起工し、文久二年十二月竣工、年を閲すること三年五ヶ月、人を役すること四萬二千餘人、灌溉反別拾六町三反歩。爾後旱害の憂ひを免るゝを得たり。文久三年老を以て職を辞し、藩主其功勞を多とし、特に大里正の格を以て、待遇することにせられたり。明治二十年十一月十四日病死す。享年八十八。翁資性温厚、嗜好なく、自ら奉すること儉素にして、終始公共の事業に盡力し、民俗ために醇朴に化す。故を以て賞を受くること數回、郷里翁の徳と功とを追慕し、其功績を不朽に傳ふるため、明治三十一年上西郷部落中水下中より頌徳碑を建設せり。

徳重正雄

〔履歴書〕

宗像郡徳重村

弘化三丙午年三月生

徳重正雄

安政二卯年ヨリ全四巳年迄、村夫子兩三名ニ隨ヒ、習字並ニ四書之素讀ヲ修ム。

安政五年ヨリ萬延元酉年迄四年間、舊福岡藩士族源藏氏ニ隨ヒ、四書五經ノ講義ヲ聽キ、皇漢小部ノ歴史

ヲ學フ。

文久二戌年三月舊福岡藩ヨリ、居村即チ徳重村庄屋役ヲ命セラレ、全三亥年八月依願辭職ス。

元治元子年ヨリ慶應三卯年迄三ヶ年間舊福岡藩士族月形洗藏氏、又ハ豊後國日田郡士族故廣瀬孝之助氏等ニ隨ヒ、皇漢大部ノ歴史或ハ詩文學ヲ修ム。

慶應三卯年九月舊福岡藩ヨリ居村赤間村兩庄屋役ヲ命セラル。明治二巳年八月迄凡二ヶ年間奉職。

同年九月福岡藩ヲ脱走シ、鹿兒島藩ニ至リ、造士館ニ入塾ス。且在館中ハ全藩ノ藩費ヲ以テ、衣食費給與ノ命ヲ蒙ル。

明治三年五月舊福岡藩ヨリ脱走ノ罪ヲ宥シ、藩費ヲ以テ東京留學ノ命ヲ蒙リ、八月東京ニ至リ、舊吉井藩ノ士族佐原貞一氏ニ隨ヒ、經書又ハ皇漢ノ歴史ヲ研究ス。

明治四年七月ヨリ外國語學校ニ入門、獨逸語學ヲ修業ス。

明治五年二月私費ヲ以、獨乙國留學ヲ願、文部外務兩省ノ御許可ヲ得、三月横濱ヲ發航シ、全年七月獨乙國「ハイドルベルヒ」府ニ着シ、八月初旬ヨリ經濟學士「レツチンゲル」氏ノ家塾ニ入り、殆ト一ヶ年間在塾、左ノ學科ヲ修業ス。

獨乙學 羅甸學 數學 幾何學 三角術 歷史學 簿記學 博物學

明治七年四月ヨリ全九年五月迄、全府大學校ニ入門、該專門博士ニ從ヒ、左ノ學科ノ講義ヲ聽聞ス。

物理學 化學 國法汎論 經濟原論 經濟行政學 財政學 經濟歷史



明治九年七月病氣ニ付歸國、全十年迄藥用ス。

明治十一年一月大阪第五十八國立銀行發起人ヨリ、全行創立事務擔當ノ委托ヲ受ケ、全年三月東京ニ至リ、御許可ヲ得、全行資本金ノ内六万圓ヲ福岡縣ニテ募集シ、十一月全行開業ニ際シ、取締役ニ撰ハレ、兼テ博多支店ノ事務ヲ十三年迄惣轄シタリ。

明治十三年服病再發、全十七年迄四ヶ年間東京熱海箱根等ニ滞在藥用、十七年八月歸國ス。

明治十九年一月縣會議員ニ宗像郡ヨリ撰出セラレ、全年二月縣廳ヨリ衛生會委員ニ命セラレタリ。

○按ずるに正雄、初三藏、三郎平、泰二郎、正巳と稱す。伴藏の嫡子なり。明治初期鹿兒島に遊學して優遇せられ、其の後東京に遊び、更に遠く獨逸に留學す。歸來病弱となり、事志と違ひ、驥足を伸ぶる能はざりしは、實に遺憾と言はるべからず。明治二十年三月十一日歿す。年四十二。左に掲ぐるは鹿兒島遊學中及獨逸留學中郷里へ送りし消息文なり。

春賀芽出度申上納候。學家御揃、益御安康奉敬賀候。陳者私儀、去十月朔日肥後熊本ニ而、市二郎と相別れ、七日當藩着、爾後西郷吉之助君相訪、段々懇情を蒙候末、漢學寮え入門いたし度、依頼仕置候處、同廿二日許容ニ相成、直ニ入寮仕、都講久木山泰藏と申仁より、被ニ申談ニ候ニ者、私篤志之次第被ニ相感ニ趣ニ而、滯塾中賄を初、夜具油火等迄、政府より御仕度被ニ下候旨ニ付、余程辭退も仕候得共、押而斷ニ及候而ハ、却而不敬と存、其儘相受居候内ニも、不束之身分、痛入仕合、畢竟是と申も、西郷氏之厚誼、且藩法遊士を被ニ相待ニ之厚、實ニ感銘之至ニ奉ニ存候。其刻迄ハ、佐賀熊本兩藩遊學生四人、余ハ當藩之人斗と同居仕居候處、

舊蟻初旬より、本藩遊學生六人出浮之内、兩人當局え入寮被ニ致、何れも親睦ニ相交、専ら勤學、間ニ者參政桂四郎、黒田嘉納、大監察大山格之助君杯と申人を初、其外有名之仁等、相尋候而、議論等拜承いたし、至而健ニ消光仕居候間、乍憚御氣易ニ御思召可ニ被ニ爲下候。

一、當藩政体變革上向、所謂日新之模様、就中も大事件ハ、門閥廢と申、万石已上御家門を初、諸大身不殘千五百石已下ニ被ニ致ニ減録、陪臣等も士族ニ取立ニ相成、貴賤之無ニ差別、人才ニ應し、登用ニ相成候間、只今ニ而ハ、家柄故就官之人杯ハ、壹人も無ニ之趣、且又廢佛論ニ而、國中寺塔杯、無殘廢毀、法師等も還俗いたし候。就而ハ百姓町人ニ至迄、總而神祭葬之式、取用候趣、其外製鐵所、火藥局等、何れも高大之仕構、實ニ感歎驚目、都合ニ御座候。先者右之段安否爲ニ御知ニ申上置候條、必御氣遣不ニ被ニ爲下、節角御自重之程、奉ニ願上候。已上

鹿子嶋藩

石松三郎平事

徳重正巳

正月三日  
石松休藏様〇件  
六

謹啓時下益御清榮御奉勤敬賀候、二ニ私儀無異御放意可ニ被ニ爲下候。陳者香港より差上候愚札、定而御覽可ニ被ニ下、爾後之模様、荒増左ニ申上候。



五月二日三字、郵船イノウニ乗込、翌日朝十字出帆、八日ヲ經テ新嘉坡ニ着ス。此間七百五十里余。此地ニ一日滞留。併私儀少々不快ニ而、上陸セズ。街衢之形情、委敷不ニ相分、香港ニ比すれば、稍劣リ候歟。十一日四字出港、十三日八時ピーナン島ニ着、八字出港。十九日錫蘭ゴール島ニ着。此間七百五十里。直ニ上陸、海邊之旅館ニ宿ヲ投ズ。翌朝釋氏生誕並墓所ニ參ス。路程纔ニ二里斗。馬車ニ而往返一時斗リも相掛リ候位。釋氏墓所ハ椰子樹中一小堂有レ之而已ニ而、我國四五十軒之小且家ヲ持スル位之寺ニ而、是迄洋行之人之日記等ニ而ハ、余程洪大ニ相認候分も見當候得共、實ニ態々可レ見程之事も無レ之、轉テ花園ニ至、是以同様。歸館、此地ニ三夕泊ス。此地印度海故、予輩航海中第一之烈暑ニ可レ有レ之歟ニ存居候處、新嘉坡ハ赤道直下二度、當地ハ六七度之地、殊ニ滿島椰子繁茂、日光ヲ遮ルニ至、宜乎難レ堪烈暑ニ無レ之事。十三日別船ニ轉シ、八字當地ヲ發シ、六月四日エーデンニ着ス。此間千里。所謂印度洋ニ而、風波酷烈、甲板上ヲ打越スニ至ル。此處ニ二三字間之繫船、只石炭ヲ積込斗リ故、上陸スル事不能。人口二萬斗リも有レ之由ニ而、阿刺比亞地方之海邊之、聳出したる處故、山岳嶮絶、一木一草ヲ不見。日暮テ出港。是より紅海中、行事可六日ニして、スウエスニ着ス。此間六百里。阿弗利加、阿刺比亞兩大沙漠之烈暑之邊より、風ヲ吹來リ、航海中第一之難澁。十一日夕十字過、蒸氣車ニ乗込、翌朝十一字アレキサンドリヤニ着ス。此間百二十里斗。兩側とも大沙漠ナリ。着後直ニ小蒸氣ニ而、本船ニ乗込。是より地中海ナリ。翌十三日曉出帆、十七日朝マルタ嶋ニ着。二字間繫船、直ニ出港。廿六日英國サウサンプトンニ着。此間千四百里余。翌日龍動迄蒸氣車ニ而三十里、二字間余ニ而着ス。廿八日より今日迄滞留。當地より普魯士ス迄蒸氣車ニ而、三晝夜斗ならバ着

候趣故、一日も早く罷越度候得共、英、佛、白義、耳、四國之地ヲ通行いたし、車ヲ乗替不レ申而者、往行六ヶ敷之處、四國各言ヲ殊にし、迎も壹人ニ而者、無手ニ相分間敷ニ、當地留學之諸君ニ相留られ、無據滞留。併明日佛蘭。パリス迄好便有レ之、罷越候筈。同所えハ務便使鮫島氏在留故、同氏え事毎依頼いたすべく積。尙同所よりハ、普國迄直行之蒸車も有レ之趣故、當地より直ニ罷越よりハ、五六十里斗も廻リ道ニ候得共、其處ニ相決申候。

一、當地動物園、草木園、博物館等見物。何れも全世界之物ヲ集メ、實ニ驚目、且又家居之造リ方等、五層七層或ハ十層なるも有レ之。蒸氣道杯も平面、又ハ屋上ニ橋ヲ掛、或ハ川底家底杯ヲ切ウガチ候處も有レ之、委敷申上度候得共、同様紙筆ニ難レ盡候。

一、私出立之比迄、いまだ獨逸字書無レ之、持參仕不レ申。併文部省ニ編立ニ相成居候ニ歟。且薩州書生歟、長州書生歟も存立居候趣、承り居申候。何共御面倒ニ奉ニ存上候得共、右出來次第、代金御取替御求、外務省歟、各飛脚船かに御頼、御送り越之御工風共、出來候得者、無ニ此上難レ有奉ニ存上候。別書ならハ當地ニ而相求出來、尙又不自由ハ成丈相こらへ候積ニ候得共、字書丈ハ無レ之而者、學業之進ミ方ニ、大ニ關係仕候間、何分ニも宜敷御工風奉ニ願上候。

一、御家族様も、最早御引越ニ奉レ存、原田氏ハ歸國ニ可レ有レ之哉、同氏え別書不ニ指出、宜敷御序ニ御致聲奉ニ希上候。且宿元えも、此度迄ハ書狀不レ遣候間、御覽後御送りこし被下候様、奉ニ願上候。初之見込と違、歐洲へ罷出し見候得者、諸品案外高價、實ニ驚愕之至ニ而、此先甚心痛、併一旦罷こし候事故、縱饑寒



ニ迫り候とも、必成業迄ハ歸國不レ致と、決心仕候間、必御安心可レ被レ爲下候様、奉ニ願上候。謹言  
皇歷七月七日西洋八月九日認

武谷 椋 亭 様

英國龍動より 徳重 泰次郎

小書謹啓、秋冷相募之候、御揃益御安康ニ可レ被レ爲在奉ニ敬賀候、陳者私儀皇國發東京已前、郵便を以差上候兩書、且香港、龍動より武谷迄送呈之兩書等、定而御覽可レ被下、且別紙日誌ニ托し、委細此書ニ不申上候。龍動に意外之滯留、本月四日同所を出、火車三十七字間にして、當國之都ベルリンに着、即日不圖も赤星研造君ニ出逢、同人議候論ニ隨、過ル十四日同都ヲ發し、十六日當地へ着、赤星君と同寓異室ニ而、萬事都合宜、大ニ同氏厄介ニ相成申候。同氏ハ蘭國留學中と違、當地ニ而ハ案外之勉學いたされしと相見、當時ハ大學病院等ニも出席迄ニ成學、日本大學東校とて醫學校よりも御徴ニ候得共、今一兩年ハ是非留學之積ニ御座候由。私儀明日より獨乙語學相初候筈。日本ニ而少々相學居候得共、同じ字ニしても、語音之高下等ニ而、少しも相通し兼申候。此度後日目的といたし候學業ハ、經濟學を大體として、かたわら租稅學を兼學候積。しかし差當候只管先語學、爾後地理學、歴史學、窮理學、化學、人身窮理、天文學、數學、不ニ相學てハ不ニ相成。此學皆委しく相調子ニ至てハ、専門學とて一學ニ而壹課ニ候得共、一通り相學候を普通學とて、兵學、法律學、政事學、萬國公法學を初、何學をいたしても不ニ相學てハ、大學ニ出席出來不レ申

故に、普通學と相唱申候。當地ハ邊鄙ニハ候得共、大學校中小學校にて、書生常に四五千人ニ下らず。獨逸國にて首都ベルリンを第一學校とし、外壹ヶ所所有之、第三之學校にて候。實ニ成大驚目申候。其上氣候風景等宜しく、勉學之地ニハ無ニ此上ニ土地にて、赤星杯も蘭國にてハ始終病身之處、此地ニ來、大ニ強壯ニ至候との事故、乍レ憚御安意可レ被レ爲下奉ニ希上候。

西曆一千八百七十二年九月廿九日夕

獨乙國ハイドルベルヒ旅寓燈下ニおいて認

徳重 泰次郎

一家 大人様  
令 慈様

○左記は明治六年正月元日父宛書翰の抄録  
日本政体之進み方は、歐米に能相知れ、就中も去ル辰年之王政復古、一昨年之廢藩、又人才登用之道相開候杯は、西洋人も大に感心仕候。當國杯二十四五之諸侯、いまた全舊弊を一新する事不レ能事と相見申候。私事勉學は仕居候得共、寸度語學相進み不レ申、しかし是は少年之時より不ニ相學ては、誠之言は出來不レ申、去なから今日より赤星とも洋語を以、應接相初居申候處、其不自由……  
且一言之變化ニても、縦ば私か、私ノ、私ヲ、私ニ、私ハ、私共か杯と言事ニは、大に言趣相違、實ニ六ヶ敷物ニ御座候。比日専ら當國文法を相學居申候。當國にては文面ニ相用候事と、話しいたし候事同じ事にて、



日本之如く手紙と話しと、相違いたし候事無之故、文法を能覺エ込候得は、話し且讀書とも至て氣安く者之由ニ御座候。

○左の書翰は二千五百三十三年十月十日附獨乙ハイドルベルヒより來翰石松伴六宛。

私當時學問仕居候處へ、前にも申上候通之内、近日内地地理學丈ケ相終り候間、窮理學ヲ大學校ニ入門、口釋ヲ聞候積。未タ學校ニ入門ハ少シク早ク候得共、後日本科ニ掛候時之前ノ耳ナラシ之タメ、今一年窮理と化學ト、大學校ニテ相學候積。ラテン、歴史、數學ハ、是迄之教師ヲ雇、相學候積。歴史、ラテンハ明年夏迄ニ相學可申、數學ハ今年半年相學候得へ、志之學科え入用丈ハ相濟可申、政事學、農學、商法學等之内、少シク不ニ相學テハ、不ニ相成候得共、是ハ全ク經濟學之内ニ合シ居候事故、來秋本學科ヲ相初候後、傍ラ一科宛相學候積。誠ヲ申候得者、十四五歳ヨリ來遊十余年之數ヲ不レ經テハ、誠ノ一専門學ハ學得出來不レ申ト愚考。晚學不才之事故、早道ノ出修業トハ心掛、晝夜勉學ハ致シ居候得共、何様思ヒ通りニ進ミ兼、困窮ノ事而已ニ御座候。○中略

私國元え居申候得へ、右之始末ニテハ、一揆ニ助ケヲ致シ候敷、亦ハ返テ縣廳諸官之指圖ニ隨ヒ、一揆鎮撫之爲ニ、カヲ盡スカ、何連ニシテモ、無事ニハ致シ居申間敷愚考、左候時ハドチラニシテモ、命ハ無キ者ノ處、斯ル七八千里外ニ留學、萬事苦辛ナガラモ、全ク天命之未見離し給ハぬ事カト、大ニ相喜ヒ居申候。當時御側ニ居不レ申之不孝モ、前段非命之死ヲ致シ候ヨリハ、未タ相増リ候と、御あきらめ、少シク氣久シク御待可被下略○中

○左記は明治七年正月元日兄宛書翰

私事當四月より「ギョチンゲン」ト申大學校之地ニ、轉居之積。同所え薩州人有馬と申者留學、度々書簡遣シ、當地ニテハ壹年六百兩ナクテハ、留學出來不レ申候得共、同所ハ田舎故、四百兩余ニテ相濟候趣。大學校ハ當所之方、宜候得共、今一二年ハ未タ學校之善惡ニも拘リ不レ申、兎角金ノ少ク、學問出來候處ヲ、相好申候間、右之處ニ相決シ居申候。同人ト同居したし候得者、宿代等一錢モ拂ニ不レ及旨、別紙之通申遣、併宜時ニ隨可申、何れも薩人ハ私之爲大ニ世話仕吳候間、赤星歸國後も、決而心細クハ無ニ御座、必御安心可被下候。○中略

爾後金子之義、尊公様えハ決て不ニ申上候間、年限之義ハ、前達も申上候通、今五年余と、必御心組置奉願候。尊公様權區長御拜命之義ニ付、喜悅ハ不レ過之候得共、又壹ツハ心配仕候。如何とナレハ外之區長ト申テも、人物ニヲイテハ格別尊公様より相まさり候程之人ハ少ク愚考○中 國中ニ而只尊公様御一人、右之官ニ御撰れハ、是迄御精勤、且祖先より令譽之家名より起る事と云ナガラ、實ニ非常之御幸、殊ニ御譽れと申者故、當時ハ一際御精勤、他區之手本と成候様、一度區内御一洗被遊度、奉ニ希望候○中略

又一事感心仕候者、男女婚姻之事ニ御座候。當國ニ而ハ、大學校之業ヲ終リ、又商人職人等ならハ、商學器械學を終、又平民ニテモ四年之兵隊ヲ勤終り候後、女も凡二十歳迄ハ學問、或ハ貧民ナラハ手業相働、就而ハ男ナラバ廿五歳、女ナラハ廿歳已下ニテ、貧福之別なく、婚姻仕候事ハ、決て無之故に、婚姻前必一生活計之目算相立候上ニて之事ニ候故ニ、一生活計之目算立得不レ申者ハ、右之相立候迄、決而妻縁不レ仕、我



國之風、富民之婚姻余り早過候間、いまた人之爲親之道を不<sub>レ</sub>知して、子供等多人數持候故、教へ方も不行届、其弊貧民ニ至てハ子ヲ持テ後、妻ヲ持、妻ヲ持テ後、家ヲ持候間、一生難澁スルヲ不<sub>レ</sub>免、實ニ可憐事ニ御座候。日本も此度兵制御改革之機ニ乗シ、右之風俗ヲ一變いたし度事ニ御座候。他人ハ兎も角、一族中杯之者と申ても、若輩之者ハ、兵隊ハ是非不<sub>レ</sub>勤而ハ不<sub>レ</sub>相成、右之年ヲ滿候後ニ、無<sub>レ</sub>之てハ婚姻ハ不<sub>レ</sub>致事と相成候様、希望仕事ニ御座候。

○左記は明治七年正月元日石松要一宛書翰

併日本ニテハ只今之通、漢文字ヲ用ひテハ、迎も右丈を五年七年ニ學ふハ、難ニ出來事と愚考、日本も古昔ハ全五拾音丈ケニ而、通用致し居候ならん。漢字之教ハ大ニ益有<sub>レ</sub>之候得共、右之節一體ニ漢字之廣メ用ゆ處如くなりしハ、大ニ不幸と存申候。就てハ日本も成丈いろはを以、如何様手高キ學問も、書解候様、新制被<sub>レ</sub>相立<sub>レ</sub>度事、希望候處也。當國之文字ハ二十七字ニて、少しも支無<sub>レ</sub>之故、いろは四十七字ならハ、十分と存申候。○中 右之通婦人者學問候故、下男下女と雖、恐らくハ日本の區長小屬位以下御役人よりハ、世界之情筆算等能相知り居可<sub>レ</sub>申、併如<sub>レ</sub>此學問之盛ナル國ハ、世界第一之獨乙ニて、英佛米等ハ決テ左様ニ學制行届居不<sub>レ</sub>申由ニ候。○中 略

當歐洲ニテハ、中等以上之物ハ、男女共獨乙佛英三國之語ヲ不<sub>レ</sub>學者ハ、先稀ナル事ニ候。○中 尙々去春御免職之由、僕貴君之爲ニ不<sub>レ</sub>憂、大ニ賀<sub>レ</sub>之。如何となれハ若年之者、戸長位之役ヲ勤居候迎、當時給金ヲ取候丈ハ、益ノ如く相見え候得共、只心體遊惰ヲナシ候斗ニテ、一生之益ニハ決テ不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>と愚考。

就てハ農業之御いとま、一日ニ一字二字間、御讀書被<sub>レ</sub>成候て、左程ひまも相欠不<sub>レ</sub>申候間、御心掛ヲ希望。貴君ハ最早當時之和漢雜體之文位ハ、御獨見ニテ無<sub>レ</sub>支、讀書候間、何卒和漢之書ハ勿論、新聞紙或ハ西洋之本釋書等、御讀被<sub>レ</sub>成候て、十年も積候得ハ、大ニ一生之益と存申候。大器ハ晩成、少年就官ハ、不幸之一ナリト、支那人之論も有<sub>レ</sub>之故に、貴君之爲、賀スル處ナリ。僕も此語ヲ大ニ感シ候故、已前國元脱走、薩州ニ行し時より、十年間ハ必修業ト決心、僕之愚才、今五六年修業候也、大器ト成ルハ、迎も出來不<sub>レ</sub>申敷と存候得共、只不幸ヲ免られ候積ナリ。貴君ニ不<sub>レ</sub>限、何れも之書中、速ニ成業歸國せよ之云々有<sub>レ</sub>之候得共、人之體も勉強之程有<sub>レ</sub>之、且一日之字刻、纔ニ二十四字、一體當國ニて、何業ニ限らず、衆人之爲ス處、一晝夜二十四字間、八字就業、八字就寢、八字食事、或ハ散步等ニ而、七日目ニ一日休業、是も晝前ハ書簡を認、或ハ書ヲ讀、晝後は遊ビニ、僕ハ七字就寢、七字食事散步、十字之勉學と相決し居候得共、今年年敷、五年半不<sub>レ</sub>致テハ、志之學ヲ修畢リ不<sub>レ</sub>申、其前學問半途ニして、歸國候迎、只少々之月給ハ取出し可<sub>レ</sub>申候得共、少しも國ノ益ト成ル事ハ、迎も無<sub>レ</sub>之、隨てハ兩親ニも誠之孝行とハ難<sub>レ</sub>申故に、學ヲ終ル迄ハ、決て歸國不<sub>レ</sub>仕候間、左様御思召、何れもえ後日之書中、速之一字ハ必御減被<sub>レ</sub>置度、御傳奉ニ希上<sub>レ</sub>候。今五年之修業ニ就てハ、今三四千金も入可<sub>レ</sub>申候得共、早川氏無斷僕之爲盡力、且薩人之朋友等、何廉世話候間、決而宿元え、金ヲ乞ヒハ不<sub>レ</sub>申積。就テハ前ニも申年限ハ、決心之通、速ニハ歸國出來不<sub>レ</sub>申、必左様思召置可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。御承知之亂筆之性、殊文字も余程相忘れ候間、亂雜文御推誦被<sub>レ</sub>遣候ハ、大意ハ相分り可<sub>レ</sub>申、是而已希望仕候。



○左記は七月七日附父宛書翰の抄録

是迄西洋人は禮儀を不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>杯<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>咄<sub>レ</sub>し居候處、今日日本人之眞ハダカ、又はワラジ斗ニテ、クツも不<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>歩<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>等  
を、當地之人ニ見せ候ハ、實に犬猫同様に思ひ可<sub>レ</sub>申、實ニ恥かしく事ニ候。

戸長已上之官は私宅ニテ相勤候事は、西洋諸國ニテは無<sub>レ</sub>之、必壹區内官宅有<sub>レ</sub>之……………

振廻之遣い三邊目ニ無<sub>レ</sub>之ては、出浮杯之事、當地之人にはなし候は、嘸々相笑ひ可<sub>レ</sub>申奉<sub>レ</sub>存候。

酒食店之外は他家にて小便等いたし候は、無禮と相成、私杯始は甚難澁仕居候得共、相馴候得は、左様ニも  
無<sub>レ</sub>之……………

○左記は八月十九日附書翰

私當時居寓いたし候家内は、亭主は瑞士國之人但此隣國ノ小國ナリ、妻女ハ當國之人男子二人 女子一人都合五人ナリ。又佛國人  
壹人、米人壹人、又以多利亞人三人、内壹人ハ九才之由私共六人ハ他ノ邦之者之寄留ニテ、一食机中六ヶ國殊ニ數千里隔  
て之處、長く同居いたし候得者、何壹人今日之交合ニハ、至て親しく、何之心配も無<sub>レ</sub>之、併雜話中ニも、少し  
は心を用ひ不<sub>レ</sub>申ては、我身壹人之恥辱ニ無<sub>レ</sub>之、國恥と可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>事も、穴勝少し之心配も無<sub>レ</sub>之とは難<sub>レ</sub>申候。  
右之通當國ニテは、七八才より他之邦三四百里之處江、遊學爲<sub>レ</sub>致候儀、實ニ感心、併日本にても、薩州新  
納刑部並岩下佐次右衛門と人々之兩士は、七八才之比より、佛國ニ留學、已ニ八年斗りも留學、今十五六歲  
之處、決て西洋人之子供に、何廉之學問劣りは不<sub>レ</sub>申由。一体日本人之氣質才藝、比西洋人ニ決て相まけハ  
不<sub>レ</sub>致と愚見。只氣質英敏ナル故、長々續キ候儀が出来兼、又學問之はやらざる國ニ生れ候之不幸ニ御座候。

何れ數年之處は、何卒歐州にも不<sub>レ</sub>相劣<sub>レ</sub>様、學問相進度事と、奉<sub>レ</sub>希望<sub>レ</sub>處ニ御座候。

瀧口しを

〔宗像遺德集〕瀧口しを

宗像郡河東村稻元瀧口伊右衛門の妻、文政三年六月八日生れ、志操貞實能く舅姑に事へ、夫を大切にせり。  
依て一家和合琴瑟の如し。然るにしを四十五歳の時、夫を失ひ、爾後自家業を營み、五兒を養育して、淳朴  
の人たらしめ、他家の兒女を愛すること、又我が子に異ならず。其兒女の慕ふこと、又實母の如く然り。遂  
に一村に及び、風俗ために善美に化したり。明治二十三年十一月稻元區民有志者相謀り、紀念碑を建設して、  
其德行を表彰す。誠に婦女子の龜鑑といふべし。

伊東 簀生

〔宗像遺德集〕伊東簀生

翁は天保九年九月廿六日上西郷村上西郷に生る。世々同村産土神社に奉仕す。安政四年家督を相續して、神  
宮小長を命ぜられ、文久三年五月京都に上り、吉田家の執奏によりて、從五位の下に叙せられ、飛彈守に任  
ぜらる。明治五年郷社々掌を命ぜられ、次で十ヶ村の社掌に補せらる。翁資性篤實にして、君子の風あり。  
職事に熱心、郷黨と交り頗る厚く、官の賞賜を受くること屢なり。翁は壯年の頃より、郷邑の弊風を矯正す  
るを理想として、之をなすには、青年及幼年者を教訓指導するに如くなしと思惟し、閑ある時は兒童を集め、  
青年を招きて讀書習字を教へ、傍ら經書によりて、人道を説話すること懇篤なりし故に、教を門に受けし人



々は、翁の世に在す中に、碑を建て、謝恩の意を表せんと、明治二十三年十一月建設せり。上西郷の人心質朴篤實なるは、翁の力與りて大なるべきか。

## 安部 權五郎

〔宗像遺徳集〕安部權五郎

氏は弘化元年十一月池野村池田に生る。家世々農を以て業とせり。氏の幼時、頗る貧困なりしも、刻苦勵精、興家を以て心とし、明治九年宗像郡五小區扱所の出仕に任用せられしより以來、宗像粕屋郡役所等に奉職し、主に土木勸業に従事し、頗る成績を顯はし、官爲に賞賜すること數回。明治二十二年町村制の施行に當り、氏は第一次村長に選舉せられ、事を執る周密、人を待つこと溫和なりしを以て、村民の信賴する所となりしも、天年を假さず、明治廿五年一月病歿す。享年四十八。那は氏が生前郡工事に盡瘁せし功績を認め、金拾五圓を贈りて、祭祀及び建碑の料とせり。今氏が公共事業に竭せし一二を左に、

學資金積立 維時明治十五年なりし。氏は將來學資金の必要を認め、蓄積方法を考案し、村民一同に懇切の結果、公役の出夫賃金を蓄積せしむる事となし、郡内所々の工事に出夫せしめ、専ら其利殖を謀り、其金額壹千圓以上に達し、明治二十三年校舍新築の費用に供し、村民の負擔を輕からしめたり。

土木工事 氏は職を土木に奉すること多年なりしにより、郡下に於ける土木事業に關係せざるもの甚だ少し。就中上八村（岬村ノ内）一ノ瀬溜池、及び池田村（池野村ノ内）櫻稻作堤新設の如き、當時に於ける事業としては、獨得の手腕にあらざれば、成し得ざる難事業を、氏はよく之を完成せり。關係者一同、今に其恩澤

に浴しつゝあり。

學校役場建築 明治二十三年池田小學校舎の狹隘を感じるや、氏は學校及び役場の新築を企畫し、曩きの貯金を基礎とし、（當時貝島及び宗像興業會社より、池田炭坑借區承諾の件につき、交渉を受け、區民の反對ありしにも係らず、安部九八郎と協議し、八百圓を學校建築費に寄附せしめ、貳千數百圓を區一般に配分して、事件を落着せしめたり）、參千圓に垂んとする多額の建築費中、敷地代のみを村稅より支出せしめたり。當時は宗像郡中に於ける好建築物として、賞讃せられ、以て明治四十五年改築移轉に至る二十有餘年、全村唯一の機關たりき。

宗像高等小學校 明治二十三年宗像高等小學校（現今宗像農學校ノ前身）建築の議熟するに方り、氏は土木の關係上より、舊國道の並木松を拂下げ、以て松材木の供給を充たせり。

孝心 氏には八十四歳にて歿せし老母あり。氏が卒せし時は、八十一歳なりき。老母七十二歳の折、誤り倒れて足を折り、爾來歩行困難なり。されど生來御客芝居淨瑠璃等を好む故に、氏は乘籠を造りて載せ、江口、上八、鐘崎等迄も案内して、母の心を慰藉したり。病で福岡病院へ入院中、老母の心を思ひやりて一日を千秋の空に較べてわれ待つものは母一人かな

要するに氏は意志強く、随分反對者を有したり。されども無慾にして潔白、死後今日に至るも、村民其徳を慕へり。

## 岡田 千才郎



〔宗像遺徳集〕岡田千才郎

翁は文政五年八月十五日宗像郡東郷村久原に生る。早く兩親を失ひ、近親の家に育てらる。天保七年十五歳にして家に歸り、勤儉よく産を治め、久原村組頭となること二十四年。嘉永五年東郷村庄屋拜命。安政元年の凶作は二年に至りて、余弊を受くること甚しく、民力衰微し、公私の借財大に嵩み、田地或は小作米を擔保として、隣村より米一千俵を三割の利付にて借り入れ、困難は愈困難を重ね、返済の見込なければ、債主との間に、交渉の衝に當り、非常の努力を以て、元米三ヶ年賦返済仕組をなせり。

安政三年灌漑と水防との土工を起し、同村五反田より、水町に至る新川を築き、鐘ヶ崎、飯田、小人、八反田、水町の五字は、之がために功を奏したり。文久二年病を以て、東郷村庄屋を辭職せり。

慶應元年久原村庄屋拜命、勤績三ヶ年、明治元年田熊村庄屋に轉勤、明治五年政務革新のため辭職し、爾後嗜好の俳諧に餘命を送れり。天資謹直にして、俳諧を好み、雅号を青芸館禾翁と稱し、四季花鳥風月を友とし、其名聲四隣に著はる。地方宗匠を以て稱し、評を乞ふもの絶ゆることなし。明治二十五年八月四日病死、享年七十四。

辭世の句

我終焉告る鴉や秋の暮

庄屋役勤務中の功勞により、生前苗字御免、三代目孫に至るまで脇差御免、其他御酒御料理頂戴等は數次なり。

### 安部嘉三郎

〔宗像遺徳集〕安部嘉三郎

翁諱宣信、嘉三郎と稱し、津屋崎町在自の人なり。資性剛直にして、當時敏腕家を以て稱せらる。故に郡下に於ける公共事業に、手を出さざることなく、常に曰く、富國の基は勸業と教育にありと。嘉永五年在自村庄屋を拜命せしより、明治二十一年に至る三十七年間、公共の事業に執掌せり。其主なる関歴は、明治の九年迄、庄屋、普請方、副戸長となり、其後は概ね公吏に撰擧せられ、内國勸業博覽會の委員に選ばれ、郡總代となりて上京し、又郡勸業掛となり、明治十四年學務委員制の制定あると共に、學務委員に撰任せられ、平生の主義方針を遺憾なく發揮せられたり。

慈善事業 安政元年寅年、旱天續き、一般農家の凶作を訴へ居りしに、津屋崎村は特に其害を蒙ること甚しく、百姓といはず、漁民といはず、饑餓に迫りし者多きを憐み、米穀を投じて、救助に努め、文久元年酉二月貧民救助として、米穀を恵み、文久二年麻疹流行して、居村在自の細民貧困の状を察し、之を救恤する等、善行數回に及び、藩廳より御料理御酒を頂戴し、孫の代迄帶刀を差し赦され、其他學資金、學校新築費、火災救助金等、寄贈せり。○下

〔碑銘〕

君諱宣信、安部氏、稱嘉三郎、父源太郎、母倉田氏、世住宗像郡在自村、嘉永五年爲本村庄屋、安政五年兼普請方、明治元年兼津屋崎庄屋、六年以改革任本村地方副戸長、七年轉勝浦村、九年轉哇



町地方戸長、十二年任學務委員、十六年撰縣會議員、初明治八年及十七年、獻學資、皆賜木盃、其他救恤貧民賞於藩廳者數矣、明治二十六年三月九日病歿、距其生天保四年享年六十一、葬內侍給先塋之次、配嶺氏田島神官氏保長女、無子養氏保貳男由右衛門爲嗣、配以其妹、

銘曰、蹇々世事、救窮恤貧、酒卮有諱、胎榮子孫

宗盛年撰  
倉八隣書

壹岐貞滿

〔宗像遺德集〕壹岐貞滿

翁は文化十一年八月十三日岬村鐘崎に生る。代々織幡神社神官の家にして、姓入江なりしも、舊姓壹岐に復す。丹後守と稱し、後因幡守と稱せり。藩主より獨禮を許され、二十五石の知行を頂戴し、大組格を以て待遇せらる。明治維新に際し、郡内の神祠を二名の神職にて奉仕することとなりしに、翁は其一人に撰ばれたり。明治二十年其功勞により、士族に編入せられたり。

孝養 翁の父滿輔は、疳癬の性あり。翁不惑に達し、時として笞鞭を加へらるゝことありしも、神色自若、孝養の至らざるを反省し、特に極老の祖母に對して、定省の勤め欠ぐことなく、意の向ふところに逆ふことなく、數十年一日の如く、遂に上聞に達して、賞賜を受く。其狀

宗像郡鐘崎浦

入江丹後守

其方祖母及極老、孝養を盡す段、御聽に達し候に付、拙者共より銀子三兩差遣し候。彌盡孝養可申候事。

嘉永三年十月

寺社兼帶町奉行

さて翁には九人の同胞ありしに、友情殊に厚く、いさかひの聲を聞きしことなかりしといひ傳へり。姉は出でて同所又七の家に嫁し（又七同妻の條参照）、兄弟共に至孝にして、世人の龜鑑となりしは、誠に得難きことにこそ。

舊藩時代に於ては、世人一般迷信の風習ありしに、社會に遠かれる津々浦々の漁民は、特に甚しかりき。翁は職を長子に譲りたる後、早魃には社殿に籠りて、雨乞ひの祈禱をなし、不漁の節は、漁舟に着き、舟祭りをなし、迷信を拂ふを以て、專務とせり。資性濃厚篤實にして、肥滿の狀、蛭子面に似たりしにより、漁民は活き蛭子と稱して歓迎し、毎年一二回漕ぎ揚げをなして、其徳に報ひ來りしに、一時中絶せしも、近年再興せり。明治二十七年卒す。享年八十一。

今林孫十郎

〔宗像遺德集〕今林孫十郎

氏は天保十四年十一月津屋崎町宮司に生れ、阿部兵三郎の男。若冠にして福岡町今林家に養はる。天資篤實温厚、明治元年福岡浦里正に任ぜられしより以來、二十八年間福岡町（當時下西郷村）の主宰者として、拮据勵精克く其職を盡し、嘗て怒を他に移せしことなく、治者の好典範といふべきか。由來福岡浦海岸は、福



岡藩士吉田家の所領に屬し、肥料となす魚屬大漁の際、屢壓迫を加へ、漁民の難澁一方ならざるを察知し、吉田家へ哀願し、監人に説き、陰に陽に大に畫策するところありて、遂に其意を達し、漁業者一同堵に安んずるに至る。爾來殖林をなして、樹木鬱蒼、目下の福間浦風防林、魚付林是なり。亦一方社會の事情に疎く、蓄財の法に暗き漁民に對し、共有蓄財の必要を説き諭すこと、至らざる所なきを以て、一般氏の誠意に感じて實行し、現に數千金に至れりといふ。浦民深く之を徳として、銅製の頌徳碑を千歳經る氏の庭内松が根下に建設して、不朽に傳ふることせり。

氏は後進者を誘掖するの主義によりて、名譽職などを兼任することなく、一意自己の職責に向つて、努力せられたり。二十八年間同一町村の主宰者となりき。これ氏の氏たる所以ならんか。

明治二十七八年戰役郡民を代表して、凱旋兵士を宮地村長河邊善七氏と共に、門司に歓迎す。當時門司の地は虎疫猖獗、其犯すところとなり、歸來兩氏共起つこと能はざるに至れり。

重復の嫌あるべきも、碑文を左に

縣有<sub>二</sub>泉流<sub>一</sub>、近境享<sub>二</sub>其利<sub>一</sub>、鄉有<sub>二</sub>長者<sub>一</sub>、邑里受<sub>二</sub>其福<sub>一</sub>、如<sub>二</sub>今林大人<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>長者<sub>一</sub>也、慶應四年從<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>福間浦里正<sub>一</sub>、或爲<sub>二</sub>戶長<sub>一</sub>、或爲<sub>二</sub>村長<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>明治二十八年卒去之日<sub>一</sub>、治<sub>二</sub>我邑里<sub>一</sub>約二十八年、勤勉懇篤、克盡<sub>二</sub>其職<sub>一</sub>、苟遇<sub>二</sub>下事之有利<sub>一</sub>于邑<sub>二</sub>者<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>誤<sub>二</sub>機宜<sub>一</sub>、福間浦之爲<sub>レ</sub>地也、西海岸一帶、舊爲<sub>二</sub>福岡藩士吉田家之有<sub>一</sub>、年年每<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>大漁<sub>一</sub>、監人設<sub>レ</sub>辭妨<sub>レ</sub>利、闔里苦<sub>レ</sub>之、大人苦心經營、遂克得<sub>レ</sub>之爲<sub>二</sub>防風林魚付林<sub>一</sub>、而殖林者、實貳拾五町步也、又深感<sub>二</sub>區之共有財産必用<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>之整理<sub>一</sub>、故雖<sub>二</sub>一小區<sub>一</sub>、現至<sub>二</sub>蓄積千金<sub>一</sub>、里民深徳<sub>レ</sub>之矣、今歲七月建<sub>二</sub>碑于里

門、傳<sub>二</sub>徳于不朽<sub>一</sub>、夫我郷之青年、後生仰<sub>二</sub>觀風防林之鬱蒼<sub>一</sub>、則懷<sub>二</sub>甘棠之美<sub>一</sub>、而勿<sub>レ</sub>護<sub>二</sub>長者之徳<sub>一</sub>（裏面）

今丸 さを

〔宗像遺徳集〕今丸さを

女は文政十一年四月上西郷村内殿に生れ、幼にして父母を失ひ、祖母の手によりて生立ちぬ。資性正直、而も義氣に富み、黒田家々老黒田播磨（一万六千二百石）に知られ、同家乳母奉公に雇はれし折柄、藩中用人久野將監、其の仁慈にして俠氣あるに感じ、請ふて同家に轉雇奉公せしむ。時に元治元年なりき。年移り星換りて、明治の御代となり、長へと思惟せし封建制度も、郡縣の制となり、藩士は總て士族に列せられ、奉還金を下賜せらる。將監の相續人一枝、多くの奉還金を得て、一攫千金を夢み、同志相謀りて、商業を營みしに、一擲千金と變じ、家産を傾けし結果、さを女に鞍手郡宮永村なる久野家所有の山林貳万五千坪賣却を委囑せり。同女は同地に至り、舊用人なりし毛利伊平に世話を托せしに、伊平私利を謀り、他と結托して、六百圓にて落札せり。女は其の不當を憤り、破談を申込みしも、約定を楯として、肯ぜざりしかば、女丈夫の同女は、かゝる不正に甘んずるは、主家の名を汚すものなり、何の面目あつて、主人に謁へん、一死以て報ぜんを、正坐將に大事に至らんとす。衆其の威嚴に恐れ、あはて押し止め、再入札をなす。其結果一千三百圓となれり。其他久野家財産全部を處分せしも、債金を充すこと能はず、遂に没落の破目に陥り、妻子同棲するを得ざるに至りたるを以て、幼主芳太郎君を引取り、郷里内殿に歸り、居ること半歳、主家愈艱難の淵に沈みしを聞き、再び出福し、如何なる壓迫を加へられ、如何なる迫害を受くるも意とせず、一意専心、



主家のために世話をなし、幼主保育の任を盡したり。

女は久野家に入りし後、非常に愛宕神社を信仰し、毎月四の日には、祈禱斷食をなし、就中廿四日は、嚴冬身を刺すの日と雖、必ず水垢離を取りて參籠し、祈る所は只主家の安泰と、幼主芳太郎君の無事成人にあるのみ。一方觀劇狂の觀あり。其見る所は、忠節義理に存し、其の最も好めるは、千代萩忠臣藏等にて、觀を喜ぶにあらず、感じて泣くにありき。人奢侈を以て評せしに、女は謂へり、田舎の一賤婦女、眼に一丁字なく、世態人情何に依て學ばん、只芝居淨瑠璃あるのみと。

女元治元年久野家へ仕へ、明治二十九年に至る三十三年間、始終一貫、艱難辛苦と闘ひ、主家のために盡瘁せしに、明治二十九年六月病歿す。享年六十九。郷里内殿の墓地に葬る。

身素より良門の出に非ず、眼に一丁字あるに非ず、而も正直剛毅、克く保育の任を全ふしたるは、武士道之神髓を會得し、明治の政岡といふも、過言にあらざるべきか。

## 伊 東 謙 吉

〔宗像遺德集〕伊東謙吉

翁は文政八年六月筑前國筑紫郡今泉の産にして、名は祐思、謙吉と稱し、信天翁と号す。藩主黒田家の儒臣伊東氏に養はれ、幼より學を好み、學圃井土先生に従ひて、研鑽の功を積み、藩學校修猷館の教官たること二十四年、明治四年廢館と共に解職となり、明治六年宗像郡第四大區假小學校事務所調掛付られ、同年より十三年迄宗像郡小學校教員の職を奉し、同十三年より十八年迄宗像中學校教諭となり、同十八年より十九年

迄公立嘉穂中學校教員、同二十年縣立福岡農學校助教諭拜命、廿一年三月廢校により解職、明治廿一年より廿五年迄宗像郡小學校教員勤務、同廿九年死歿、宗像郡東郷村東郷に葬る。

翁はかく功績の著しきにより、藩主より前後三回賞與を下賜せられしのみならず、明治十七年文部省は特に功勞を認め、康熙字典及描金視箱を下賜せられたり。長子祐行家を承け、第四子尾四郎文學士として、小倉中學校長たり。翁退隱の後、近村より教を乞ひ、門に來る者を教導し、吟哦自娛優遊歳を終ふ。生前翁の薰陶を受けし者、相謀て建碑し、以て其高德を頌す。

〔碑銘〕

君筑前那珂郡今泉村産也、名祐思、稱謙吉、信天翁其號也、舊藩主黒田氏儒家伊東氏、其祖諱祐善、爲貝原門高弟、始仕於支封直方、及功崇公入嗣本宗、從移福岡、世業儒學、第四世諱祐護、無男、養君爲嗣、配以長女、君實眞鍋氏、諱常昌長子、少嗜學、從我學圃井土先生、刻苦讀書、及承承儒家、愈研愈精、爲藩學師員、以至于癡藩、二十餘歲、奉職之勤如一日矣、受衣物賞賜數次、維新以後歷任各地學校、君嘗承詞學於和歌師大隈言道、又有獲於算法、其學適於現行教則、在中學校或在農學校、皆有功績、數受賞典、而尤大者、文部省賜康熙字典、描金視箱、君有四子、長男祐行承家、第二鎮次郎分産、皆家於宗像郡、君退居旁近、尙教導於一村、而吟哦自娛、優遊終歲、第三子、第四尾四郎、遊學於東京、後進承眷者、謀生前建碑、以表傾慕意、余於君有門友之義、作序并銘、銘曰、

狡智是恃 以誤厥身 迂拙自牧 以保厥身 兀立而待 食彼鮮鱗 信天翁也 鳥乎抑人



六十八翁 宮本茂任 撰

〔略歴〕

天保六年ヨリ弘化三年マテ藩校修猷館及同館師員井土佐市ニ就キ漢學修業。

天保十二年以後大隈言道ニ就キテ和歌修業。

弘化四年ヨリ明治四年マテ修猷館教官勤務。

慶應二年正月、明治元年七月、同三年四月出精ニ付端物賞與。

明治六年四月ヨリ同十三年十一月マテ宗像郡内小學校（久末、畦町、赤間、高樹）教員。

明治十三年十一月ヨリ十八年六月マテ宗像中學校教員。

明治十七年九月文部省ヨリ多年教育ノ勤勞ヲ賞セラレ、康熙字典及硯箱ヲ授ケラル。

明治十八年九月公立嘉穂學校教員、二十年二月縣立農學校助教諭、二十一年四月ヨリ二十五年四月マテ小學校雇教員。

明治二十九年七月三十日東郷村ニテ歿ス。年七十一。

早川 勇

〔勤王烈士傳〕早川 勇

早川勇は筑前の人。天保三年七月遠賀郡虫生津村に生る。家も農にて、父を嶺直平といふ。勇幼にして宗像郡吉留村醫早川元瑞に養はれ、其業を嗣ぎ、養敬と號す。嘉永年間、江戸にゆき、佐藤一齋の塾に寓し、

又藤森弘菴、大橋訥菴等に從遊し、同く五年國に歸り、鷹取養巴、月形洗藏等の家に寓し、勉學の傍ら憂國の士を養成す。既にして世の中や亂れんとせしかば、勇大に憤發し、洗藏、養巴と頻りに心を皇室に傾け、衆に先ちて勤王を唱へ、藩論漸く其正に向ひ、黒田播磨、矢野相模、大音因幡、加藤司書等、正義の士相並びて藩政に當るあり。薩長の交日に熟し、與に共に連合して、天下の匡濟に従事せんと期し、兩筑の志士往來すること日あり。會々長藩の危急に迫れるを見、筑藩慨然長藩の爲めに紛を排し、難を解くを以て自ら任す。乃ち一方は長藩に説き、其れをして陽に恭順の形を表せしめ、其一方は之を口實とし、幕府に勸説して、其兵を解かしむるの策を講ず。當時幕府は長藩に要求するに數個の條件を以てし、恭順の實効を表すへしと迫る。長藩概ねその命に聽從せしも、只三條公等流寓の五卿を出して、幕府に附するを肯ぜず。従ひて幕府も亦兵を解かず。是に於て勇は洗藏と藩命を含みて、長門に入り、三條公に謁して、公以下の筑前に遷らんことを懇懇し、また長藩の諸隊に會し、五卿を出すの得策たることを勸説す。然れども諸隊士或は幕府の爲にするやを疑ひ、又或は五卿を筑藩等に奪はると爲し、容易にこれを肯ぜず。甚しきは勇等を要して、之を殺さんとする者あり。勇すこしも危害を避けず。是が爲めに前後三回長門に入り、終に志を達するを得たり。此に於て筑藩は愈々征長出兵の關西諸隊に議るに解兵の事を以てし、諸隊亦多く之に應ず。乃ち加藤司書を以て、廣島の本營に赴きて、征長總督に見え、長藩幕命を奉じて、恭順の實効を表すと告げて、解兵の事を懇請する所あり。總督亦視て以て要領を得たりと爲し、その十二月解兵の令を發せり。されば長藩始めて外患を免かれ、危急の境を脱するを得たり。此間を以て高杉晋作等は、長藩の俗論を一掃し、一の方向を決定



して、異日中興の大業を翼賛するの地と爲すには至れり。凡そ此解兵に就ては、勇等與りて最も力あり。扱此議漸く決するも、尙幕府の之を妨ぐるあり。勇等更に百方其間に周旋し、僅かに尾張總督、越前副總督の允可を得たり。當時封建の勢を以て、各藩の状況測られず。これを以て三條公等、長州を發せんとするに臨み、猶頗る躊躇の情なき能はず。勇乃ち公に謁し、赤誠を披瀝して諫争し、筑薩以下五藩の他なきを表し、公等の意、始めて安んず。當時公國風一首を手書して、勇に賜ひて曰く、「いつはりの言の葉しけき世の中に我あやまちを聽くかうれしさ」。亦以て證すべきなり。元治二年正月五卿筑前に入る。勇亦之に扈す。藩乃ち勇に五卿の祇候を命ず。時に藩論は尙ほ二分し、一は尊王を主とし、他は佐幕を旨とす。而して藩の世間、半は後論に傾くを以て、尙ほ五卿の太宰府に集合するを不利とし、封内遠賀郡の僻陬に分置せんとし、五卿の到るに先ち、早く之が準備を爲せり。蓋し五卿にして、太宰府に集合し、五藩の衛兵此に常屯し、四方の志士從ひて此に麤集せん乎。事の或は幕府の忌諱に觸れんことを恐れしなり。勇乃ち有司を見、其施爲の不可なる所以を反覆抗議し、始めて前約の如くならしむ。勇が以上の兩擧たる、固より國運に關せしもの尠からず。而してなほ之より重且大なるものあり。之を薩長の調和となす。初め長薩の尊攘を唱へて、關西より起るや、兩雄並ひ立たざるの情あり。京都の變ありしより、兩藩の反目益々甚しく、就中長薩は薩藩の爲めに賣られたりとなし、殊に憤懣を極む。薩長は革新の原動なれば、薩長和せざれば、天下の事爲すべからず。筑藩は初より長薩と相得て善く、薩藩はまた筑の親藩に繋る。是を以て筑藩密かに薩長の調和を圖り、筑薩長の三藩連合、以て天下を匡濟せんと欲す。而して内に在りてこの事を主持せし者は、即ち勇等同志の

士なり。是より文久三年三條公三田尻より密書を發し、勇を介して矢野相模に賜ひ、筑藩の勤王を努むるあり。勇乃ち藩命を奉じて、三田尻に赴き、三條公に謁して、藩旨を致し、且其所見を上言し、傍ら有志の諸士と會して、藩長の確執の不可なる所以を痛論し、茲に調和の端を發せり。翌元治元年藩侯の密旨を奉じて、再び長に入り、中村圓太と周旋する所あり。また對馬藩は長薩の親藩なるを以て、對馬の志士平田大江を西のかた肥前に訪ひ、對藩をして此事を助けしめんことを圖る。薩の西郷吉之助、亦夙に薩長鶴蚌の争、徒らに幕府漁夫の利たるを看破し、同じく調和を思ふあり。元治元年九月吉之助偶筑藩に来る。勇、洗藏と之に會し、説くに調和の要を以てす。吉之助大に喜び、筑の藩侯に謁し、筑藩の力を此に致さんことを求む。藩老黒田播磨、矢野相模、大音因幡等、亦之を賛す。勇即ち旨を含み、再び平田大江を肥前に訪ひ、去りて三たび長に入り、長侯に見え、又諸侯の間に斡旋する所あり。此歳長薩は幕府征討の兵を蒙り、藩論大に動き、尊攘黨の首領高杉晋作難を避けて、筑前に走る。たゞ西郷吉之助の亦福岡に到るあり。勇、洗藏と兩人を導きて、密かに城南平尾山の山莊に會せしむ。夫れ吉之助は薩藩の雄なり。晋作は長の豪なり。兩人相會して、胸襟披き、兩藩調和の様子、此に開く。而も長人の憤懣、俄に解く可からざるを以て、晋作固く諸士に約し、暫く之を秘し、此歳十一月勇再び長門に入り、岩國長府の間に周旋す。土佐の浪士中岡慎太郎、亦夙に薩長調和論を持す。勇と語りて兩意相投す。乃ち相携へて、三條公に長府功山寺の館に謁し、公に進説するに、公の力を此に致さんことを以てす。土方楠左衛門、公の左右に在り。亦之に預り聞けり。已にして藩命あり。勇、洗藏と専ら薩長和解の任に當らしむ。十二月朔日吉之助と再び小倉に會し、さらに前議を重



ね、五たび長關に赴き、吉之助、晋作密會の素地を爲す。時に征長諸藩の兵は小倉の四近に蜂屯す。勇の馬關に赴くを觀て、敵に通ずるものとなし、狙撃するもの一再。勇顧みず。此月十一日勇、洗藏と吉之助以下薩の三士を導き、晋作以下長の十餘士と、馬關の對帆樓に密會し、茲に始めて薩長和解の目的を達するを得たり。翌日二人は長府に赴き、謁を請ひて、之を三條公に報ず。公喜ぶこと甚し。乃ち書を二人に賜ひて曰く、

西郷吉之助へ、極内談之件々、委細聞届候、當藩内輪紛亂鎮靜の効、相立次第、筑藩へ渡海の儀、決定せしめ候に付、吉之助早々出帆、岩國へ立寄、反正の説得相盡し、藝州へ罷越、此上精々周旋致吳候様、通達頼入候事

十二月十二日

月形洗藏へ  
早川養敬へ

當時洗藏、勇の勞、以て徵す可し。其後洗藏、吉之助、晋作と再會し、肥薩長同盟の密約を立て、三藩連合將に風雲を捲きて、大に起らんとす。しかして此時筑前の藩論一變し、佐幕黨一時國命を執り、慶應元年十一月大獄を起し、志士或は自刃を賜ひ、或は斬に就き、或は流に處し、或は獄に投ぜられ、善類幾と空し。洗藏此時を以て、戮に就き、勇亦幽閉せらる。慶應三年十二月天運循環し、王政始めて古に復し、勇即ち幽閉を免ぜられ、明治元年徵士となり、此歳五月待詔院に出仕せり。當時筑藩にして徵士の命を蒙りたるもの

は、矢野梅菴、早川勇の二人のみ。勇の義に赴く、渴を救ふが如し、其薩長の和解の藩命を奉ずるや、會々長兒の死に瀕するあり。勇顧みずして家を發す。上程未だ半里ならずして、兒は即ち歿せりと云ふ。後晋作の筑より歸りて、再び義兵を擧げんとするや、勇之と與に長に入る。時に三女亦疾篤し。家人之を難やむ。勇大義を諭して家を出づ。晋作傍らに在り。之を聽きて獻歎禁せず。流涕膝に交はりしと云ふ。晋作會て洗藏、勇と閑語す。晋作徐ろに洗藏に謂て曰く、吾子と晋作とは、主角多し、恐らく命を全するを得じ、早川君獨り福分に富む。異日二人の遺孤を托せん者は、即ち早川君ならんと。又晋作の再擧を企て歸りて長に入らんとするや、征長諸藩の兵、豊筑の間に充滿し、道路梗して通ずるを得ず。勇乃ち藩士となし、一行中に收めて去れり。晋作既に達し、舊部下を馬關に集むるや、之が資なきに苦しむ。勇又百金を懐に取りて之に贈る。後日晋作人に語りて曰く、余が再擧の功を全くせしめたるものは、全く早川君の力なりと。又勇の馬關小倉に往來し、吉之助、晋作の間に在りて、日夜和解の事に從事するや、中岡慎太郎、勇に頼りて、吉之助を見んことを求む。勇乃ち慎太郎を從僕に扮せしめ、拉して吉之助の營に抵る。當時慎太郎が勇に贈るの詩に曰く「二國分離治亂分 五卿進退論評紛 悲歌慷慨人多少 卓見濟時獨見君」其義に赴くの急なる、又當時の志士に推重せらるゝもの、斯くの如し。以て其一端を見るべし。勇又深く三條、岩倉兩公の値遇を得、維新の後、勇屢々故山に歸臥せんとするや、毎に二公の留むる所となれり。是勇の衷誠、夙に二公の諒とする所となればなり。明治二年奈良府判事に任じ、是より各官に歴任し、同八年辭職し、同十三年司法省に出仕し、次で元老院に轉じ、同十七年大書記官に任ぜられ、同九月從五位に叙せられ、二十二年正五位に



進み、同三十二年二月十三日特旨を以て、從四位勳四等旭日小綬章に叙賜せられ、此日逝去す。

○按ずるに早川翁の傳記としては、江島茂逸の「早川波江翁來歴」あり。然れども長文なるを以てこゝに引用せず。同書に野村望東尼の平尾山莊に長州の高杉晋作と薩摩の西郷吉之助と會合せしめしことを述べ、勤王烈士傳亦其の事を載せたれど、これは史實にあらず。

〔早川勇自叙傳草稿 伊東尾四郎稿〕

早川勇翁が自ら書かれた自叙傳風の草稿がある。半紙五枚に父母兄弟妹の事から、自分の幼時の事、三十歳に至るまでの事が詳に記してある。惜い哉第二枚目から第四枚までの三枚は、上端が闕損してゐる。しかし闕損の文字は少いから、大概文意は通ずる。今其の全文を示さう。

闕損の部には□を入る。但し一字闕損か二字闕損か不明の處もあり、時には三字闕損かと思はれる處もある。讀者は□を一字闕損□□を二字闕損といふやうに、嚴格に解せられぬやうにされたい。

余父は直年といふ。遠賀郡下底井野村農夫有吉氏の子にして、兄二人弟四人妹三人なるが、長兄は世を早ふして、次の兄有吉與右衛門直則家を繼、餘の兄弟はみな養子或は分家となりて、村役など勤め、與右衛門には後に大庄屋役をも仰付られ、二十年餘も相勤て、度々御稱譽等蒙り、六十五歳病を以て死せられけり。余母は遠賀郡虫生津村嶺次平といふ人の養子となり、嶺の家を繼、長じて家族なるを以、母を娶られしとき。嶺氏纒なる農家なれども、家内も少く、稼ぎ出して家産も追々に増しけり。余兄を貞五郎といひ、次

の兄を新次郎といひ、姉をちか、妹をみちといふ。都而五人の兄弟なり。長兄貞五郎追々村役など勤め、普請方庄屋兼帯せられけり。次の兄新次郎は下底井野村芳賀氏の養子となりて、女子一人を儲けてのち、嘉永辛亥に世を早ふせられけり。其時余は江戸に遊學に行し留守の事なり。姉は村内毛利曾八といふ人に嫁し、是も夫を早く失ひ、男女の子二人を儲しに、夫を育して毛利の家を起させけり。妹は鞍手郡野面村松尾又藏といふ人に嫁しけり。余幼稚より脆弱の性にて、事に堪がたく、凡人なみの事を成す事能はず、毎に父より不才を叱られけり。余天保三壬辰の六月廿三日を以生る。三才の時父の實家有吉氏血胤の繁榮、上聽に達し、族類たるを以、父子兄弟ともに、□龍院様に御目渡被<sub>三</sub>□仰付、難<sub>レ</sub>有事になん。九才にして村に來□□に居る長崎の浪士岡武兵衛といふ人に就而、始而手習に入門しけり。□歳の春岡氏故ありて居を移し、永犬丸といふ村に行れければ、遂て隨ひ學ぶ事能はず。よりて下底井野村叔父有吉といふ人に就而、四書の素讀、手習等いたしける事凡二年□□にかゝりける處に、中底井野村といふに、月形健介註一といふ先□を、遠賀の庄屋大庄屋より請招しけり。此人月形鶴註三栖先生の□男にして、篤實の性にして、村里の風習もかゝる人の居らる□□、追々化しなんと人々いひあへり。其名由あるを以、叔父喜平□を進めて、月形氏に就而學ばしめんと、父にいわれければ、同意□□りて、余十三歳正月十一日より、村内の同年の朋と同じく、中底井野村に往通ひて、月形先生に素讀手習などを授りけり。□年の五月二十八日より痢病を傳染して、極危篤の症なれば、□命も危く、其症村内に傳染して、老人小兒の死する者多□□けり。父母にもいたく心を痛められけり。其年の八月□□の水腫の症となり、種々治療を受けれ共、一圓不治□□や天命に任せんとて、藥をたちしに、



不圖小水利し□氣減して、宿疾十月の半頃より快よき事を得たり。されども長病の事故、足痿て立事能はず。十二月頃になりて、纔に家内の歩行等を得たり。十四歳の春、又々中底井の村に行、月氏の門にありて書を學ぶ。兼而薄弱の身、大病後彌衰、逆も農業することかなふまじく、父母にも見込まれしかば、師□□込と符合して、唯々讀書出精いたすべしとて、勉て導れ□れども、性來不才にして、他人に比すれば大に劣り、讀書の業も進□□き事なり。十四歳の冬、下底井野村松井謙哉といふ醫人□を養子とせん事を望まれて、松井の家に行しが、十五歳□冬、養父謙哉心疾出來て、業を勤る事能はず。依而十六歳□春、双方一族熟談にて、大歸して農事を務居けるが、九月□□に健介先生の勧めにて、健介先生の兄月形三太郎先生□就而學はせ可し然と、父に噂ありければ、同月十五日健介□生に隨て、初而福岡に至り、瀟嵐先生<sup>註四</sup>の門に入、先生□子格庵先生並に次子季裕<sup>註六</sup>の教導、朝夕嚴密なる上、瀟嵐先生の弟長野和平矯堂先生<sup>註七</sup>にも就て、時々書を問□□れども、頑愚の性、勉勵する事なく、師眼を偷て怠惰□□事として、學道に心を用ひず。居る事二歳にして、十八歳□月より板垣養永先生に就而、醫道を學ぶ。十九歳の□月養永先生江戸に祇役し給ふ故、予を連行れけり。□くて醫學館杯え出入して、醫書の講説など聞つるに、其翌□正月四日兩度、江戸邸にて上の御不幸あり。御中陰續き御門出つる事も遠慮して、空敷日を送りけり。廿歳の一月廿八日に歸國。廿一廿二の春迄、板垣家に在塾しける。折□□鷹取碩庵先生の招に應じて、鷹取家へ行、塾中を□□ける。廿三歳の春小倉に行て、良師を求めれども、意に不□、宗像郡吉留村早川元瑞より、當時病用加勢頼來ければ、□□とかくする内、頓に神経病にて、虫生津え引取けり。□□に裏粕屋郡葦内村池園氏より養子とせん事を

申□□同月廿二日葦内え引越けり。妻は同村酒造家岩□と申、安武氏の女にして、池園氏の血類にあらず。然るに池□□に二男子あり。長は廿二歳にして、余に一歳劣り、次は十二。斯る實子のある家に、相續すべきにあらずと、兼而□□男を世話し福岡に出し、儒醫兩道を兼學はしむ。廿四□□春其事を聞、早川元瑞より余を養子とせん事を□□れる。されど早川氏にも、元瑞の姪に養子となるべき□□の人あれば、其人にこそ然るべからんといひて、辭しけるが、如何□□村内より頻りに余を望のよしにて、内々村より人立等い□□けり。よりにて池園氏へも其旨相談いたし、吉留村に引□□、妻も程なく改而池園氏より嫁し來る。其年九月朔日□□を擧たり。實に安政乙卯の年なり。其女子を松代と名□。廿六歳安政丁巳七月養父元瑞死去。八月廿五日二女を擧ぐ。すがと名付。廿八歳安政六己未十月七日三女を擧、りんと名付。養父元瑞遺子に民之といふ男子あり。癸丑の年の産なり。追々此民之え家業相續させずしては、養父えの義理相立かたたく覺けり。民之生長の後は、何れよりも他性より妻を迎へ娶せんこと、余が素志なり。余が女子共は、百姓町人のゑらびなく、他家に嫁せしむべし。余性質愚昧、産業も人なみに、家事等の世話行届く覺えける故、民之生長迄待兼ねる故、幸西尾良藏二男鐵藏を養父の血胤たる故を以、養ひ置ければ、鐵藏に暫く家を譲る志なり。夫より又民之え必家を譲らずしては、養父えの志難く相立、鐵藏は余迎連來りしりうを婚せしめんと思ひけり。若し鐵藏子供出來なば、民之子として家を譲るか、左なくば器量次第にて、他の業にとも醫業にとも、見込を以別に開業して然らん。時宜に應すべし。余三十三歳の五月十八日に、男子をあげたり、不二之助と名付。十一月四日より不二之助病氣にて、同月七日夕余君命にて、夜半より長州に行し跡にて、終に死けり。



翁は本文に記せるやうに、月形家の指導を受けたことが多い。故に本文中月形家に關する部分には註を加へることにした。

(註一) 健介 號春耕 質の四男 深藏の弟 天保十四年五月遠賀郡中底井野村にて、萬延二年十二月に宗像郡須惠村にて、同三年二月武丸村にて、子弟を教ふ。

(註二) 鶴栖 名は質 號鶴窠 深藏、誠、健の父 山園雜興の著者

(註三) 三太郎 深藏 號漪嵐 質長男 洗藏父 贈正四位

(註四) 漪嵐 同上

(註五) 格庵 洗藏 詳 深藏長男 贈正四位 福岡藩勤王家中心人物

(註六) 季裕 覺 號悔堂

(註七) 和平 矯堂 誠 號芳齋 質三男 健介兄 著書多し

眞 武 丈 七

〔宗像遺徳集〕眞武丈七

翁は南郷村宮田に生れ、資性温順篤實にして、能く勤儉、二十七歳より村役場の小使となり、七十歳の高齡に至るまで、四十年間一日の如く、公共の事物に對して、一の失態を來すことなかりし。賞を受くること又數十の多きに至る。明治三十三年六月十八日病に罹りて歿す。郷里の有志者、翁が生前の徳行を賞賛し、紀念碑を建設して、表彰せられたり。

佐 伯 慈 航

〔宗像遺徳集〕佐伯慈航

師姓は佐伯、諱は慈航、觀水と號す。遠賀郡修多羅村の人なり。年甫めて十一、剃髮して東長寺主に受戒。弘化丙午の年、鎮國寺の住職となり、勤行怠ることなく、是より先き堂宇破損すること年久しきも、師よく經營して復舊し、今日の鎮國寺あるに至らしめたり。藩主黒田侯其精勵を賞し、絹一疋を賞與せられ、職にあること三十年、辭して菟裘を寺北數百歩の地に營みて老せり。資性温厚謹慎、讀經の餘暇には、花を活け、句吟をなし、傍ら近隣の青年を集めて、讀書を授けたり。師は魚鳥獸肉の類を食せざるのみならず、野菜の如きも、葱薤の如き臭穢なる者を食はず、又一切酒色の樂みを知らざれば、遠近の人高僧と稱し、今に其徳を慕へり。明治三十五年十月十二日入寂す。享年八十有二。

中 村 竹 太 郎

〔宗像遺徳集〕中村竹太郎

君は安政三年二月二十六日南郷村野坂に生れ、中村市三郎の二男、出て支家元三の家を嗣ぎ、資性穎悟、長するに及びて、青雲の志禁する能はざりしも、養父の容る所とならず、専ら家業に精勵せしに、明治十二年村會の創設と共に、議員に選舉せられしより以來、官公吏の職にあり。明治二十二年市町村制の實施に際し、野坂村村長に當選し、任を重ねること五回、年を経ること二十餘年、一意専心、村治の經營と地方公共の事



業に執掌し、多年の研磨鍛錬を経て、益圓熟の域に進み、加ふるに堂々たる風貌は、地方人士の推重する所となりしが、明治三十六年十月二豎の犯す所となり、病むこと三日にして逝きぬ。享年四十八。

君は地方人士に推重せられしだけ、郡下に於ても信用を受け、郡内の公共事業にして、君の關與せざること殆んどなきといふも、過言にあらず。就中其一二を擧ぐれば、

明治二十七八年戦役に對し、熱血を注ぎ、後援の事業に當り、講和條約成立に及んで、郡民を代表し、京都大本營に天機を奉伺する等の功により、木杯一組を下賜せらる。

宗像神社は歴代 皇室の尊崇し給へる神祠なるに關はらず、社格夫れに伴はざるを慨し、明治三十四年氏子集會の上、昇格を陳情することとなり、君は其委員となりて上京し、滞在月餘、當時の代議士多田作兵衛、藤金作の兩氏に謀り、大に盡すところありたり。夫れかあらぬか、同年七月官幣大社へ昇格の御沙汰を拜し、氏子一同に満足を與へたり。

土木事業 筑豊の平野、遠賀川の平地等、一面滄海となり、人畜の死傷夥多なりき。明治二十四年の風水害、本郡も其害を受くること甚しく、復舊の力及ばざるを慮り、郡内有志協議の上、政府に請願することとなり、君は陳情委員となりて上京し、東奔西走盡力の功空しからず、金四萬八千圓を交付せられ、爾來郡に土木基金の必要を認めて、蓄積をなすに至りたるも、君の力與りて大なりといふべし。野坂人民の生命ともすべき木屋溜池漏洩して、用水の不足を感じ、百方其防止策を謀りて、倍額の貯水を得るに至りしも、水源となるべき山林伐除の結果、尙ほ將來に於ける用水の不充分なるべきを慮り、新に中山頭に溜池を築きしに、爾後

用水の不足を告ぐるることなく、地方人民は大に徳とし、金圓を贈りて感謝の意を表したり。

教育事業 有爲の人物を得るは、教育の力に待たざるべからずとし、明治十六年當時の儒者海妻甘藏氏を聘し、野坂村に私塾を開きて、子弟の薰陶に努め、地方の人材を養成せり。官公吏に登用せらるゝと共に、一村教育上に執掌し、發展を謀りし功勞により、縣は君を賞して視箱一個を下賜せらる。

嶺 常 廣

〔宗像遺徳集〕嶺 常廣

家系 宗像大宮司家に出づ。

大宮司家は醍醐天皇の御末弟清氏親王、延喜十四年宗像大宮司に補任せられしに初まる。親王は天慶元年迄、二十五年在職。これより其傳統世々大宮司となる。世は正に平安朝の中葉にして、大寶の令の制度漸く紊れて、地方割據の形勢を馴致し、莊園到る所に生ず。斯くて大宮司家は北筑樞要の地を占め、郡民尊崇の中心たる宗像神社々司として、一大勢力となる。下りて室町幕府の末期、天下の群雄互に吞噬を競ふの時、大宮司宗像家亦自衛のため、干戈を執りて起つの餘儀なき場合となり、防長の大内氏を遙に後援として、一時四疆に雄視せしが、忽ちにして第七十九代氏貞に及んで、宗家滅亡の非運に際會す。宗家の滅亡に瀕するや、支族嶺氏よく其族統を繼げり。曩に第七十五代興氏の第二子氏郷、嶺村を領す。今の南郷村光岡の地なり。因りて嶺氏を稱し、以て今日に傳ふ。翁は實に氏郷十二世の孫なり。かくの如く宗像神社の鎮座の由來、及び宗像大宮司の浮沈は、實に日本歴史の縮圖とも見らるべきものなり。



一生及好學 翁は天保十年九月三十日に生れ、明治三十七年六月七日中風を以て卒す。年六十六。弘化三年六月翁年甫めて九歳、福岡に出で、宗盛年に就いて漢學を修むること六年。尋いで修猷館に入り、更に吉村茂一郎に皇朝學を學ぶ。家職の然らしむる所なりといへども、終生國學及び歴史を愛し、書籍に親しむ、畢竟これに基くか。

質直儉朴 舊師宗盛年が翁の人となり評して、温厚質直、自奉儉朴、拮据積貲材云々と、翁を評すること誠に盡せり。質直儉朴は翁が終生の信條にして、造次顛沛苟くもせざる所なりき。會用務を帯びて、福岡に赴くことあれば、必ず未明に起きて、竹の皮に一日分の梅干を入れたる辨當を携へて出で、用を了へて歸る。深更に及ぶも決して宿泊することなし。又曾て長女の福岡に遊學せんとするや、其夜具として家傳來時代後の黄淺古蒲團の極めて粗末なるものを携へしめんとし、恬として妻女の抗ふを顧みず、又年々の障子の用紙は、古く古反古を以てし、書類入れの袋亦然り。特に甚しきは寫本用紙に、反古を裏としたるもの頗る少からず。これその一斑にして、以て全貌を知るに足る。所謂體裁の如きは、翁の少しも顧念する所にあらずるなり。勤勉に至りては、更に之れに過ぐるものあり。日一日年一年六十六年の生涯、寸時の安居するなし。これ蓋し翁の天稟に出づ。屋敷内寸咫の地、必ず果樹を植ゑ、棕櫚を栽う。又能く殖林に興味を有し、常に山野に入る。晩年中風に罹るも、尙ほ廢せず。

意志堅固、眞摯率直 勤と儉とを志し、之れを實行する人は尠なからず。然れども翁の如く、一生を通じて、不退轉に之を實行するものは少し。これ翁の眞摯と、意志とに基く所なり。時に客あり、三更五更に及んで、

寢に就くも、翌朝翁は早曉先づ起きて、牖戸を繰る。氣兼も遠慮も有らず。客が結び兼ねたる曉の夢を破るを知らず。家人は却つて赤面して辨疏す。眞摯率直なること、概ね斯くの如し。又忍耐力強く、意志の堅固なること、亦常人に秀づ。これ翁の病中に於いて、遺憾なく觀取することを得たり。病瘳熱發昂進して、病氣已に奄々たるも、一度意識明かとなるや、看護人の注意を顧みず、動もすれば醫師の言を度外視す。又病中食を缺ぎたることも少し。山野に入りて手足に怪我することあるも、放置して自然の治癒を待ち、敢て意に介せず。意志の人にして感情の人にあらず。實用の人にして、美的生活の人にあらず。

翁は勤儉力行、以て餘財を蓄積し、進んで公共事業に寄附す。其額小なれども、皇居御造營時の献金、田島尋常小學校基本金寄附の如きは、著しきものなり。臨終に際し、金七拾圓を紀念として、上殿山下兩組合基本金に寄贈せらる。兩組合は年々春季懇親會を開催し、翁の遺徳を稱しあへり。

## 堅 羽 善 五 郎

〔宗像遺徳集〕 堅羽善五郎

氏は神湊町神湊の人、資性温厚篤實、長じて幸便配達の事に従事す。時明治十年前後なり。里民大に其利便を感じり。續て郵便局開始の急務を唱へ、主として氏の盡力に依り、遂に許可を得、始めて神湊に局を設置せられ、氏は其局長となり、事務を執ること周到、人民に接すること親切、業務舉り、地方民之を悦べり。明治十八年宇灘の淵中に、礦泉の沸き出るを發見し、永島三之丞等と共に、之を汲み出し、分析試験を乞ふ等、百方繁榮策に力を盡せしも、當時の里人冷淡、其無謀不成功を稱して、毫も力を假さず。氏等屈せず、刻苦



精勵、明治二十六年六月に至り、遂に神湊區民の賛助を得るに至れり。此に於て淵を埋め、浴場を建て、諸設備を全ふす。地は白く、松は青く、玄海の蒼浪を望んで、風光絶佳、加之礦泉の質よく、諸病に特效あり。遠近の浴客絶へず。人を利し、世を益すること大なり。是れ氏等率先經營の賜なりといふべし。明治三十八年三月十日病歿す。享年七十二。區氏其の徳を偉とし、碑を建て、之を表彰せり。

眞 武 眞

〔宗像遺徳集〕眞武 眞

氏は文久三年一月南郷村曲りに生れ、資性温厚、明治十一年職を小學訓導に奉じ、後戸長に公撰せられ、宗像中學の教員となり、十八年出で、小學訓導に轉じ、明治四十年一月奉職中、二豎の犯すところとなりて死す。其間郡下教育上に盡瘁し、功勞多きを以て、賞を受くること十九回に及べり。

教育事業 氏は師範の門を出て、教鞭を執る者の最も少き時代に於て、郡下に職を奉ぜり。されば随つて教育の發展を謀りしこと亦尠らず。明治二十二年宗像高等小學校(目下農學校の前身)建設の議行き悩むや、教育者の赤誠を以て、輿論を鼓吹すること、當時の幹部たる氏及び中村保三、永濱揆一、野口美造、小樋可生、其の衝に當り、氏は大に幹旋の勞を執りて、圓滿なる解決をなし、當時に於て輪奐美を極めたる學校新築を見るに至れり。又郡下に圖書館の必要を認め、同僚と謀りて、教育支會附設圖書館を設置し、一方には郡貸費生を設くるの件につきて、力を注ぐ等、功勞著しければ、同僚及び黨陶を受けし門生相謀り、碑を建て、以て其徳を表彰せり。

石 橋 太 三 次

〔宗像遺徳集〕石橋太三次

翁は岬村鐘崎の人、權田久三郎の男なり。文政十年六月祓川に生る。初め鹿之助と稱す。幼より漁業に従事し、特に製網の術に長ず。村豪石橋金六子なし。翁を養ひ、女を以て之に妻す。因て石橋氏を冒す。初め金六網網の不完全にして、漁利の多からざるを憾み、之が改良を企圖することあり。翁亦之を助けて遂に完成するを得たり。當時網網なく、近海空しく同魚の跳梁に委し、之を漁獲すること能はず。翁千辛萬苦、幾たびか失敗を重ね、遂に之を發明するに至れり。漁夫大に其徳を稱せり。翁は又慈仁の心深く、貧困のものには、資を給し、孤獨の輩は、己が家に養ひて、救助すること頗る切なり。故を以て翁の家は、常に數十の寄食者あり。しかも翁の駕御宜しきを得、未だ曾て紛擾を見しことなし。加之養父母に事ふること篤く、爲めに褒賞を受けしこと幾回なるやを知らず。或は難破船を救護し、或は學校の建築、或は道路の修繕、神社佛閣のために資を捐て、其學を助くる等、殆んど盡さざるなし。年老ふるに及び、郷黨の人相謀り、壽碑を建て、翁が功績を後昆に傳へり。明治四十年七月歿す、年八十一。

廣 田 籽 郎

〔宗像遺徳集〕廣田籽郎

氏は市松と稱し、後籽郎と改む。文久三年九月岬村上八に生れ、性剛直にして、教育家中の雄辯を以て稱せらる。本郡教育學會の組織なるや、選まれて副會長となり、明治十八年出で、粕屋郡より嘉穂郡に轉じ、視



學制度の制定に際し、縣下第一に選拔せられ、嘉穂郡視學に任ぜらる。同郡教育上發展を謀り、鞅掌すること數年、明治三十四年粕屋郡視學に榮轉し、福岡縣教育會幹事を兼ね、同郡教育に盡すのみならず、縣下教育上畫策する所多く、前途頗る望を囑せられしが、不幸病魔の犯すところとなり、明治四十一年十二月八日逝去す。氏はかく縣下に頭角を現はし、名譽ある位地を得るに至りたるも、學校生活をなせしにあらず、職務の傍知名の士につき、或は通信教授によりて、獨學せし結果にして、よく其性質を發揮せるものといふべし。

賞與 氏は教育事業に對し、功勞多きほど、賞與を受くることも多く、前後二十四回に及べり。其中明治三十三年飯塚町外十二ヶ村學校組合事務管理者より、博多織羽織地一反、銀盃一組、明治三十七八年事件の功により、賞勳局より金八拾圓を下賜せられし等、主なる者なり。

中村嘉三

〔宗像遺徳集〕中村嘉三

氏は南郷村光岡中村嘉右衛門の二男、幼名文次郎と稱し、後嘉三と改む。弘化三年九月に生れ、溫厚篤實、亡父の跡を繼ぎ、二十一歳の時、光岡村庄屋拜命してより、戸長となり、副戸長となり、名譽職に擧げられ、郡村吏員に推擧せられ、明治三十九年に至る四十年間、公共の事業に盡瘁し、明治四十一年十二月病歿す。享年六十三。生前に於ける事蹟を左に、

慈善 明治二年秋稻實らず、細民困難の狀を愍み、米穀を出して、救助に努め、御酒賜等の下賜を受け、同

五年窮民救助の廉によりて、金巾壹端を賜りぬ。嘗て居村五反田橋車馬通行上不便一方ならざるを見、貲財を投じて、石橋を架設し、公衆の便益を謀り、其他寄附行爲にて、賞賜を受けしこと多く、最も同情心に富み、人の爲に謀つて、大に懇篤親切なし、だけ、敬意を以て人に迎へられたり。

孝心 氏は早く父母を失ひ、風樹の感に堪へず。交際の關係上、壯年の頃より飲酒をなし、時に醉態の儘、歸宅することあるも、必ず盥嗽をなして、亡父母の靈前に至り、禮拜の後、就寢するを例とせり。又敬虔の念深く、前夜如何に遅く臥せし時と雖も、晨に起きて、自ら御酒御飯を神佛に供して、禮拜怠ることなかりしといふ。特に友愛の情厚く、只勝右衛門といへる弟一人ありしのみなるが、父母を失ひし後、其教養に腐心し、爾後常に兄弟は一體一支なりとて、具さに其友愛を盡せりといふ。

勤儉 氏は立身興家の基は、勤儉にありとし、職務に忠實なりしは言はずもがな。入を量りて、出すを制するの方針にて、數十年來日目の日記、及會計を詳細に記載せられ、特に明治十四年郷友數人と、伊勢參宮より東京日光邊へ旅行の日記などは、道程町村名、旅宿名、宿泊料、料理品、其他旅情細大洩すことなく記入せしものにして、一見して、其頭腦明晰緻密なりしを知るに足れり。

入江伴吉

〔碑銘〕陸軍歩兵少佐入江伴吉墓誌

明治四十二年六月二十六日、陸軍歩兵少佐、正六位勳四等功五級、入江君病卒、年四十二、君諱伴吉、家世宗像郡岬村人、考諱壽七之第二子也、爲人魁岸、有膽氣、夙欲以武報國、成童出學於福岡中學、而



其爲士官候補生、則實明治二十一年矣、其叙任勳績等、無慮數十件、而最顯著者、爲日清日露二大戰役焉、二十七年以少尉出征、攻旅順堅塞、奮鬪有功、三十七年露國渝盟也、以大尉從軍、攻蓋平城、君指麾右翼第一線、敵軍據東羽頂山、築堡阻河而防戰、彈丸雨注、君立陣頭、涉河奮進、揮劍叱咤勵衆、與左翼合擊遂拔之、敵軍走而保大石橋、我軍復進而陷之、敵又走而保首山堡、築壘於螞蟻屯、殊死防戰、戰方急、時君大隊副官、傳令激勵、馳騫各大隊間如擲梭、以克保聯係、敵兵屢逆襲、我軍毅然遮斷之、獲大捷云、此役三傷敵彈、不可復動作、遂歸國療醫三閱月而復起、陞少佐、服各種任務、明年八月復入滿洲、至鐵嶺、偶和成戰熄焉、凱旋後錄功列殊勳、四十一年補四十二聯隊長、先率僅七月也、配小川氏、生一女、名靜、尙幼、季弟淵平現任海軍中尉、亦有阿兄之風、則入江氏之武德、猶未可測也

大和俊吉撰  
高橋藤一郎書

石松 要一

石松要一は本姓筋田氏、明治元年八月石松伴六の養子となる。大正元年十二月三日歿す。年六十五。

〔履歷書〕

明治二年十月德重村庄屋役拜命

同六年三月依願免職

同七年十二月第四大區宗像郡全部ヲ四大區トス三小區德重、名殘、富地原ヲ云副戸長拜命

同九年二月第四大區壹等副戸長拜命

同十年十二月第三大區壹小區副戸長拜命

同十年八月第三大區五小區副戸長拜命

同十年十一月依願免職

同十一年十二月宗像郡縣會議員當選

同十二年五月村會議員當選

同年六月全郡町村會議員當選

同年宗像郡聯合町村會議長當選

同年宗像郡廿九ヶ村聯合町村會議員當選

同年廿九ヶ村聯合町村會議長當選

同年九月依公選宗像郡土木起工實施検査惣代委員當選

同十三年六月縣會議員辭退

同年七月筑前國土木事件ニ付、内務卿エ上申ノ筋アリテ、各郡人民惣代福岡ニ集會ノ上、筑前國人民惣代ト

シテ、上京委員當選

同十四年二月五日宗像郡縣會議員當選



- 同年十二月宗像郡第三番學區學務委員拜命
- 同十五年九月縣立宗像中學校長拜命
- 同十六年七月依願免職
- 同年八月宗像郡公同事務所常務委員當選
- 同年八月宗像郡特置學務委員拜命
- 同十七年七月宗像郡須惠村外五ヶ村戸長拜命
- 同年九月宗像郡四番學區學務委員拜命
- 同年十月宗像郡衛生會正會員當選
- 同十九年三月津屋崎村外一ヶ村戸長拜命
- 同二十年九月赤間村外四ヶ村戸長拜命
- 同年九月准判任官七等
- 同二十二年四月町村制施行ニ關シ、赤間村長當選
- 同廿五年八月宗像郡組合會議議員當選
- 同廿六年三月在郷軍人ノ申請ニヨリ、宗像郡振武會副會長タル事ヲ諾ス
- 同年五月赤間村長再選
- 同年十一月宗像郡組合常設委員當選

- 同廿四年六月所得稅調查委員當選
- 同廿七年福岡縣水産協會評議員當選
- 同廿八年十一月宗像郡組合常設委員當選 但再選
- 同三十年四月赤間村長滿期、則廿二年四月ヨリ八ヶ年間村長勤績ス
- 同四十四年十二月赤間町長就職
- 同四十五年一月十七日赤間町農會長當選

中 村 杏 仙

〔宗像遺德集〕中村杏仙

翁は天保九年八月南郷村野坂に生る。時家道衰へたりしを以て、出て、福岡町大善寺幢譽上人に養はれ、眺雲と稱す。天資穎悟、年拾三、既に淨土宗佛經を修得せしにより、師は翁の爲に儒者を聘して、漢學の講習をなさしむ。會々家兄杏的、歿して嗣なし。親族相議りて、翁の復歸を師上人に請ふも許されず。遂に所司の斡旋を煩はし、漸く師の許諾を得、還俗して家に歸る。時に年十六。名を杏仙と改め、家傳の眼科醫術を修めんとせしも、資の給するなく、驥足を伸ぶること能はざりしに、偶宗像郡東觸大庄屋石松伴藏、西觸大庄屋石松林平兩氏の知る所となり、學資の供給を得て、京阪の地に遊び、名士の門に學ぶこと數年、後尾張國愛知郡馬島村眼科専門醫妙眼院につきて研鑽し、其秘を授かり、萬延元年歸郷、醫業に従事し、手腕大いに現はれ、治療を請ふもの甚だ多く、名聲地方に噴々たり。晩年業を譲り、賦詩揮毫を以て自ら娛む。明治四



國手、後轉北越高田、從同藩大醫宮崎大春、研鑽數年、成業歸郷、次襲箕裘、施療有名、旁講經史、誘掖後進、門下成材者亦不鮮矣、明治二十二年及嫡杏亭紹業、退隱友風月、詩歌舒雅懷、悠悠自適、樂晚年、同四十四年五月十日罹疾、溘然易簀、享年七十有四、有四男、長杏亭、次宜胃、他姓、三弟悌二陸軍々醫、四弟紫朗猶在學志、家道益隆矣、頃者門生竝有志者、胥謀將建碑囑余文、余與先生有舊誼、不堪追懷之情、泫然攬筆、叙履歷之梗概、且係以銘、々曰

傳家秘方 眼底披雲 天縱妙手 心田植文 杏林留績 藝苑傳名 江山千古 月白水清  
大正二年臯月 鎮山 大森 達 謹 撰

平田 和夫

〔略歴〕

明治十二年二月一日田野に生る。  
同 三十一年三月修猷館卒業。  
同 三十四年七月第一高等學校卒業。  
同 三十八年七月東京帝國大學卒業。  
同 三十九年一月二十日外務屬。九月外交官頭事官試験合格。十一月十五日領事官補に任ぜられ、カルカッタ在勤を命ぜらる。  
同 四十年三月十六日カルカッタ着。

同 四十五年春命によつて歸朝。五月二十四日大使館三等書記官に任ぜられ、澳國在勤を命ぜらる。

大正元年十一月ウイン着。

同 三年六月二十六日領事に任ぜられ、モスコウ在勤を命ぜられ、總領事代理を務む。十月十四日モスコウ着。

同 五年十二月二十九日大使館二等書記官に任ぜられ、露國在勤を命ぜらる。

同 六年六月三十日露國在勤を免ぜられ歸朝。

同 七年四月十六日大使館一等書記官に任ぜられ、米國在勤を命ぜらる。同日歿。年四十。

○按ずるに平田氏遺稿の存するもの凡左の如し。

明治三十五年七月夏休を利用し、單身韓國シベリアを旅行せし時、「隣邦概観」「露韓漫遊記念道中繪日記」。

同 三十六年七月夏休中支那大陸を旅行して「清國漫遊繪日記」。

同 三十七年八月三浦半島に遊びて「松韻濤聲」。

同 四十年カルカッタ在任中「印度西北國境地方視察録」。

〔追慕録〕

大正九年六月、先輩諸友の厚意によつて立派な墓碑が建てられた。表銘は郷黨の大先輩伊豆少將の揮毫で、裏銘は故大森達先生の撰文、揮毫である。石材及び型式は先輩山座圓二郎氏の墓碑に則り、石工は特に廣田弘毅氏の父君徳右衛門氏を煩はした。



十四年五月易簀、享年七十有四。翁が如何に俊才にして、有爲の人なりしかは、師僧の愛惜、石松兩氏の知遇を以て、證するに足る。

翁は醫術の傍ら、力を郷黨子弟の教育に致し、中村竹太郎等の門弟を指導し、教義塾を開き、育英の事業をなさしめし結果、幾多人材の輩出を見るに至れり。翁は幼より辛酸を嘗め、艱難を闘ひ、世道に通ぜしにより、常に同情の心を以て、事に處せり。故に衆の敬愛する所となれりといふ。由來野坂村は難治の聞へあり。薄嘉郎特に命を受けて庄屋の任に就く。翁其の顧問となりて、村治の改善を謀り、町村制實施に際し、村會議員に選ばれ、名譽職助役を兼ね、村治に盡力せられたり。大正二年五月有志者及門弟相謀て、頌德碑を建設せり。明治の初年田舎愚論なる一小冊を著はし、過渡時代に於ける人心を啓發指導して、其適從する所を知らしめ、一方植林事業を奨励して、地方富源の涵養に努力せられたり。

翁遺言數個條あり。其一節を左に、

鳥之將死、其鳴也哀、人之將死、其言也善と、我死に臨みて、善言なきも、人は其の子孫に幾多の金錢を胎し與へんよりは、寧ろ教育に力を竭すべきを可とす。金の爲に子孫を愚にし、金の爲に人望を失ひ、金の爲に災害を醸し、遂に其の家を亡す。古今史上に明瞭なり。故に其の家大小となく、其の家法規律を設け、子々孫々に至る迄、固守實踐せしめ、子孫の戒めとなるべきものは、逐次損益する所あるべし。

翁は常に此の主義方針によりて、育英事業に力を展べ、四男中三男は杏林の人となし、一男は教育家となせり。家道克く整ひ、貲財増殖して、有直堂醫院の今日あるは、翁が數十年間傾注したる心血の結晶と、大奮

闘の資なるべきか。

〔碑文〕

有善者必有報、而根於誠心、爲眞善、杏仙君其人也、受教者於是相謀而建生碑也、君姓中邨、幼入釋、號眺雲、兄杏的學醫於越後高田藩、早夭無繼嗣、於是改名杏仙、家世業眼醫、凡百五十餘歲、其際來請治者不絕、君能作書、尤妙艸隸、及襲父業、家政困迫、然夙夜奮勵不怠、術益精熟、遂極其奧、乞診者滿其門、是以家政復興、比隣仰其德、又好詩歌、以遣其思、君爲人溫厚篤實、勤儉爲心、不以私煩病家、不迎人、不拒人、只守謹恪而已、村人請君之暇、學書者多矣、其指引丁寧、懇切不倦、各感其教出天資、是以善作書者、多出其門、明治廿一年君年五十一、而康寧壯健、不怠業、不倦教、弟子欣慕雖欲報其德、而莫由、乃相謀立碑、是非君之誠心、誰得有此舉也哉、一日就余請其文、然東西異疆、其行實不能知也、今采其行狀、記概云

木 雞 正 木 昌 揚 撰

蕉 園 井 上 侃 齊 書

〔陽邨中村先生碑〕

先生世住宗像郡野坂村、專業眼醫、以天保九年八月生、父稱玄庵、其三子也、初稱六郎、天資穎悟、幼就福間村大善寺住職憧譽上人而學、上人愛其器不凡、養爲子、居數年、偶遇長兄杏的之計、以家無嗣、還俗改名杏仙、奮然負笈、趨京攝、遊廣瀨旭窓篠崎小竹等大家之門、又學醫術於尾崎



國手、後轉北越高田、從同藩大醫官崎大春、研鑽數年、成業歸郷、次襲箕裘、施療有名、旁講經史、誘掖後進、門下成材者亦不鮮矣、明治二十二年及嫡杏亭紹業、退隱友風月、詩歌舒雅懷、悠悠自適、樂晚年、同四十四年五月十日罹疾、溘然易簀、享年七十有四、有四男、長杏亭、次宜冒他姓、三弟悌二陸軍醫、四弟紫朗猶在學志、家道益隆矣、頃者門生並有志者、胥謀將建碑囑余文、余與先生有舊誼、不堪追懷之情、法然攬筆、叙履歷之梗概、且係以銘、曰

傳家秘方 眼底披雲 天縱妙手 心田植文 杏林留績 藝苑傳名 江山千古 月白水清

大正二年臯月

鎮山 大森達 謹撰

平田和夫

〔略歴〕

明治十二年二月一日田野に生る。

同 三十一年三月修猷館卒業。

同 三十四年七月第一高等學校卒業。

同 三十八年七月東京帝國大學卒業。

同 三十九年一月二十日外務屬。九月外交官頭事官試験合格。十一月十五日領事官補に任ぜられ、カルカッタ在勤を命ぜらる。

同 四十年三月十六日カルカッタ着。

同 四十五年春命によつて歸朝。五月二十四日大使館三等書記官に任ぜられ、澳國在勤を命ぜらる。

大正元年十一月ウイン着。

同 三年六月二十六日領事に任ぜられ、モスコウ在勤を命ぜられ、總領事代理を務む。十月十四日モスコウ着。

着。

同 五年十二月二十九日大使館二等書記官に任ぜられ、露國在勤を命ぜらる。

同 六年六月三十日露國在勤を免ぜられ歸朝。

同 七年四月十六日大使館一等書記官に任ぜられ、米國在勤を命ぜらる。同日歿。年四十。

○按ずるに平田氏遺稿の存するもの凡左の如し。

明治三十五年七月夏休を利用し、單身韓國シベリアを旅行せし時、「隣邦概観」「露韓漫遊記念道中繪日記」。

同 三十六年七月夏休中支那大陸を旅行して「清國漫遊繪日記」。

同 三十七年八月三浦半島に遊びて「松韻濤聲」。

同 四十年カルカッタ在任中「印度西北國境地方視察録」。

〔追慕録〕

大正九年六月、先輩諸友の厚意によつて立派な墓碑が建てられた。表銘は郷黨の大先輩伊豆少將の揮毫で、裏銘は故大森達先生の撰文、揮毫である。石材及び型式は先輩山座圓二郎氏の墓碑に則り、石工は特に廣田弘毅氏の父君徳右衛門氏を煩はした。



故人は性質豪放、豁達であつたが、一面細心勤勉で且つ頗る意志が強かつた。夙に外交官を志して、高等學校時代から特に英語の學習に力を効し、又健康のためには、少年時代から終生冷水浴を缺かさなかつたことは、前にも記したが、中學時代から大學時代を通じ、朝は五時から六時の間(季節によつて差がある)には必ず起き、夜は十時から十一時の間に寝ね、其間孜々として勉めた。又中學時代から柔道を稽古したが、後勉學のために之を止めてからは、毎朝鐵亞鈴を振つて、身體を鍛鍊した。之等によつても、彼が細心、勤勉、意志の人であつたことが分る。又友情に富み、後進のため心を効し、勞を惜まなかつた。彼が知友の間に敬愛されたのは、一つは之れがためであらう。(平田兎凡氏稿)

〔平田知夫碑〕

平田知夫君天資豪邁、才氣穎脫、眞國家之器也、夙入帝大法科、卒業後投身於外交界、初在英領印度、明治四十五年轉澳都、大正三年方西歐兵禍之遽起、駐劄露都莫斯科、樽俎之間折衝頗昂、名聲崇于内外矣、劇務害其健康、空齋英才歸朝、養痾閱年、醫藥無効、大正七年四月十五日溘然易簀、享年四十、痛悼曷堪、陞叙大使館一等書記官從五位勳五等、謚曰平常院直心知夫居士、頃者知友胥謀、請嚴父道見翁、將築墓於其先塋、淚痕爛斑、不識所言、爰叙事迹梗槩、弔靈云爾

大正九年六月

辱知諸同人

五十君 弘太郎

〔略歴〕

明治十年三月九日教導團歩兵科卒業、同日大阪鎮臺附、同月十九日征討軍團附、同月二十七日第三旅團廣島鎮臺歩兵第十一聯隊第一大隊第三中隊附、同月三十日肥後國菊池郡農府村ニ於テ開戦、爾後日肥薩隅各地歴戦、九月二十四日平定ニ付、鹿兒島出發、十月三日歸廣。

同 十一年九月十九日陸軍歩兵軍曹。

同 十五年一月二十日曹長、十月十日朝鮮國京城日本公使餘護衛トシテ出張。

同 十六年九月六日免下副官、士官學校生徒。

同 十九年六月一日士官學校歩兵科卒業、同二十五日少尉、同二十八日歩兵第十六聯隊小隊長。

同 二十年七月十六日教導團歩兵大隊附。

同 二十三年三月二十日近衛歩兵第二聯隊附。

同 二十四年六月十二日中尉、八月六日教導團歩兵生徒隊附、十二月二十五日近衛歩兵第一旅團副官。

同 二十五年六月二十七日近衛師團副官。

同 二十八年一月八日近衛師團彈藥大隊縱列長、同日歩兵大尉、四月十日宇品港出帆、戦地ニ向フ。第二軍編入、八月十日戦地出帆、九月一日參謀本部副官、十月二十一日大本營陸軍副官。

同 三十一年二月三日元帥副官、元帥陸軍大將彰仁親王附屬。

同 三十四年二月七日少佐、皇族附武官、彰仁親王附屬。

同 三十五年二月一日彰仁親王大不列顛國皇帝皇后戴冠式參列差遣ニ付隨行。



- 同 三十六年四月四日歩兵第二聯隊大隊長。
- 同 三十七年三月六日動員下令、四月二十三日宇品出帆、戦地ニ向フ、八月十九日負傷入院、八月三十一日大阪上陸、十一月十六日中佐、同日歩兵第三聯隊補充大隊長。
- 同 三十八年三月十六日歩兵第十五聯隊長。
- 同 四十年七月二十七日歩兵第十三聯隊長、十一月十三日大佐。
- 大正二年八月二十二日少將、歩兵第三旅團長。
- 同 五年八月十八日待命被仰付。
- 同 六年一月十七日豫備役。
- 同 七年四月一日後備役。
- 同 八年九月二十五日死亡。年六十一。

〔追慕録〕

五十君弘太郎君は予と同じ赤間町生れである。士官學校は同期生である。而かも入校時の保證人は、予も君も徳重正雄氏である。君は早く郷里を出たると、年齢に四歳の差ありし爲め、子供時代には没交渉なりしが、士官學校三年間の修業には、同じ釜の飯を喰ふて、朝夕相親しみ、日曜などは、相携へて遊びもし、保證人徳重正雄氏を訪ねて、獨逸遊學の話など聞いたりした。

君は下士官時代が長かりしたため、士官學校入校の時は下副官（今日の準尉）であつた。當時此階級にある人

は、少し出來のよい人は、士官學校に入らずとも、少尉となりしものであるが、君は成規の學校を経ざれば、將來の望みなしとて、高齡にも拘らず、入校を志願したのである。生徒中には、最年長でありしたため、生徒間にてはランクルとして尊敬された。人と爲りも極めて圓滿なりし爲め、生徒間の信頼は厚かつた。

卒業後の任地が離れて居りし爲め、相親しむ機會は稀れであつたが、日露戰爭旅順攻城の時、予は第一師團の參謀であり、君は同師團の歩兵第十五聯隊の大隊長であつたため、出征時廣島の滞在中や、陣中にも、相見る機會が多かつた。高崎山（高崎歩兵第十五聯隊が苦戦して奪略した爲め此名をつけた）攻撃の時、聯隊長の千田大佐が負傷したる爲め、代つて聯隊を指揮せる内に、君も負傷したが、其時從卒を予の處に走らせて、伴の直彦の事を頼むといふ遺言見たよふなことを言ふてよこしたが、君の傷は軽かつたため、間もなく癒へて戦役を直ふした。

令息直彦君も今は中佐の階級にあり、評判も宜しく、君も地下に安んじられて居るであらふ、思ひ出の一端を記して君の靈を弔ふ。（伊豆凡夫氏稿）

〔追慕録〕

大正二三年の頃、仙臺に泊つた時、失禮ながら電話で敬意を表した所が、旅團長たる氏は、晩に我旅宿に來られ、久し振に御目にかゝる、私の宅まで一寸來て呉れとて、車を命ぜられた。外は雪が降つて居た。暫時御宅で御話して別れたが、それが今に記憶に残つて居る。氏は常にニコ／＼して私共に接せられた。氏に接して居ると、春風に座する思がした。（伊東尾四郎稿）



服部 與三

〔略歴〕

明治十四年三月光岡に生る。

同 三十四年三月福岡師範學校卒業。

同 三十八年三月東京高等師範學校國語漢文科卒業、佐賀縣師範學校教諭。

同 四十一年五月京都市柳池尋常高等小學校訓導兼學校長。

同 四十三年七月岐阜縣師範學校教諭。

大正九年三月岐阜縣武義中學校長兼教諭。

同 十年三月十三日歿。年四十一。

河邊 稔

〔宗像百六拾號〕河邊 稔氏

君は明治四年五月九日花田善七氏の長男に生れ、嚴格なる家庭に育ち、奴山小學校より宗像中學校を卒へ、第五高等中學に學び、明治二十三年十二月上京、慶應義塾に入り、同二十七年七月卒業、山陽鐵道會社に入社、鐵道事業視察研究の爲め、英米二國に渡り、一年餘にして歸朝、四十年七月王子製紙會社荅小牧工場に轉じ、後大正二年明治生命保險會社に移り、東京本社、大阪支店、神戸出張等を経て、大正二年横濱支店長に榮轉、同十二年九月一日例の關東大震災の難に遭ひ、社内にて歿す、行年五十三であつた。

資性頗る几帳面であつたが、その一面にはユーモアも解し、趣味としては旅行、讀書、文筆などで「米國鐵道論」「フキンドラー」「河邊家記事」等の著書もあり。早く父に別れし後は、弟妹の教育老母の扶養、親戚の助力等擔當、よくも力を盡した行届く人であつた。(石田和吉氏稿)

〔追慕錄〕

河邊氏は慶應在學中「宗像」編輯の幹事として、熱心に事を處せられ、慕參會などにも熱心に行動を共にされた。社會に出て順調に地位を高められて居たのに、不幸にして大正十二年働き盛りの身を歿せられたのは、實に惜い事であつた。(伊東尾四郎稿)

中村 啓二郎

〔略歴〕

慶應三年七月二十八日光岡ニ生ル

明治十八年二月縣立福岡中學甲種初等中學全科卒業

同 二十年三月縣立福岡中學高等中學全科卒業

同 二十一年一月東京日本英學館本科卒業

同 二十三年二月東京物理學校數學科卒業

同 二十五年七月帝國工科大学探礦冶金學科撰科全科卒業

同 年八月五日鑛場課勤務ヲ命ス

(御料局佐渡支廳)



明治二十五年九月十五日佐渡鑛山學校助教授ヲ囑託ス

(御料局佐渡支廳)

同 二十六年八月十四日製鑛課兼務ヲ命ス

(同)

同 年十二月一日御料局技師試補ヲ命ス

(宮内省)

同 年十二月一日御料局佐渡支廳在勤ヲ命ス

(同)

同 年十二月一日鑛場課兼製鑛課勤務ヲ命ス

(御料局佐渡支廳)

同 二十八年四月十二日佐渡鑛山學校教授ヲ囑託ス

(同)

同 二十九年四月十五日任御料局技師叙七等賜三級俸

(宮内大臣宣)

御料局佐渡支廳在勤ヲ命ス

(宮内省)

同 年十月三十一日非職ヲ命ス

(同)

同 年十一月一日元御料局佐渡支廳殘務取扱ヲ命ス。同月二十七日之ヲ免ス

(同)

同 年同 月同 日佐渡鑛山技士

(三菱社長)

同 年十二月五日依願免本官

(宮内省)

同 三十一年八月二十九日依願解備使

(三菱社長)

同 年十一月二日任鑛山監督官、叙高等官六等

(內閣總理大臣)

東京鑛山監督署在勤ヲ命ス

(農商務省)

同 年十二月十五日任農商務技師兼鑛山監督官、叙高等官六等

(內閣總理大臣)

鑛山局勤務ヲ命ス

(農商務省)

東京鑛山監督署在勤ヲ命ス

(同)

明治三十二年六月二十九日依願免本官並兼官

(內閣)

同 年七月十二日別子鑛業所製鍊課主任

(住友總本店)

同 年十月二十八日設計部員兼務

(同)

同 三十三年五月二十一日四阪島事務所副長兼務

(同)

同 三十九年二月一日採鑛冶金ニ關スル學術取調ノ爲歐米へ出張(明治三十九年三月廿五日出發 同四十二年三月廿二日歸朝)

(同)

大正二年八月二日總本店勤務

(同)

同 二年十二月三日日本學理工科大學講師ヲ囑託ス

(京都帝國大學)

同 三年六月一日囑託ヲ解ク

(同)

同 四年四月二十九日調査ノ爲支那へ出張(五月三日出發 六月三十日歸朝)

(同)

同 八年五月十九日西比利亞及滿洲ニ於ケル地學ノ調査ヲ囑託ス

(東京地學協會)

同 年同月二十日外務省調査事務ヲ囑託ス。十一月十日囑託ヲ解ク

(外務省)

同 年同 月二十四日西伯利及北滿洲ニ於ケル鑛山調査ニ關スル業務ヲ囑託ス。十一月十日

(陸軍省)

囑託ヲ解ク

(陸軍省)



大正十年五月十九日合資會社技師長  
同 十四年一月二日死亡。年五十九

(社長住友吉左衛門)

〔中村啓二郎氏を憶ふ〕

中村啓二郎氏逝いて十五年、其の塚上の柏大なるの今日、憶うて君に及べば、悵恨追慕に堪へざるなり。余(吉田)君とは同窓に學び、同宿に憩ひ、職を同會社に務めて、前後四十餘年、知つて言はざることなく、事に當つて謀らざることなし。近く住みては朝夕相語り、住所隔たれば、通信暫くも絶たず、相互の文通幾干なるを知らず。其の親み兄弟も嘗ならざりしなり。

君と相知りたるは、明治十三年十一月宗像中學校の設立ありて、赤間町法然寺の假校舍に、登校したる時に始まる。君は郷里原町の小學校を出で、通學し、余は陵嚴寺の高樹小學校を出で、亦此處に會同して、始めて交を結ぶの機會に接せり。同十五年七月新校舍の落成ありて、生徒一同東郷に移り、余は通學を止めて寄宿舎に入り、寮長を命ぜられ、君は通學生取締を命ぜられたり。同十七年には、宗像中學校の初等科第一級を卒へたれば、余等は福岡中學校の高等科に入學を志し、同年五月元宗像中學校の教諭伊東權太郎氏の許に行き、共に福岡に寓居せり。當時福岡中學校の他の中學卒業生を遇すること甚だ酷なり。曰く他校生の福岡中學高等科に入るには、初等の八學級を一々歴試することを要すと、即ち先づ八學級の學科を試験して、及第せば七級とし、七級の學科を及第せば六級とす。此の如く、初等の一級まで應試するには、五月より十二月まで八ヶ月を要せり。其の間に同郷の友にして、同願の人五六名ありしが、長時間日夜の勉強困憊して、中

途に其の希望を抛棄し、終に君と余のみ應試を完うし、同十八年一月に福岡中學高等科に入學したり。斯くて入學したる福岡中學高等科の授業は、甚だ意に滿たずして、余等は東京の遊學を企てたり。

然れども獨り息子なる君は、父嘉三氏の許を受くることを得ずして、已むことなく、余は獨り笈を負うて上京せり。然れども尙君を忘るゝこと能はず。明治二十年夏歸郷の序に、君の父に親みある、我が兄と叔父とに説きて、父君の家に往きて、君の東上を懇懇せしに、父君も遂に意を決して、君が上京を許せり。君は直に上京して、福岡出身の寺尾壽博士等の經營に係る、物理學校に入學して、數學物理學等を專攻し、同二十二年に東京帝國大學工科大學の採鑛冶金學科に、專攻生として入學し、同二十五年七月を以て、同學校を卒業せり。君が天稟と、熱誠なる研究は、忽ち同窓の本科生を凌ぎて、嶄然頭角を現し、時の學長渡邊渡氏は、當時御料局の佐渡鑛山に兼ねて長たりしを以て、君を抜いて同鑛山の技師として、直に同地に連れ行かれたり。在郷の同郷人は、寺尾先生を始めとして、送別の宴を開き、君が行を壯にせり。君は佐渡在勤中、寺尾先生の姪なる澄川氏を娶りて、幸福なる家庭を作りたり。斯くて五六年の後、佐渡鑛山は御料局より、三菱會社に讓渡さるゝの機に於て、君は職を辭して、東大工學部に暫く金製鍊の研究に没頭せり。明治三十二年住友別子鑛業所の革新に際し、聘せられて製鍊課長として赴任せり。此の年は別子銅山大風水害にて、全山殆んど流亡の災厄に遭ひ、幸ひ君は偶然下山して、此の災を免れたり。而して製鍊所も全部新居濱に移ることとなり、工場の移轉、技術の改良を始めとして、君の功勞偉大なり。其の翌三十三年には、余も亦圖らず山口高等學校より、同鑛山に聘せられて、年來の友再び廻り逢ひて、同一鑛山の業に服するに至りたることは、如



何なる奇縁にや。越えて六年、明治二十九年三月住友本社より、君は功勞を以て歐米鑛山視察を命ぜられ、同月廿五日神戸發のモンゴリヤ號にて出發せり。然るに四月十八日君が桑港到着と同時に、其の地の地震災に遭遇せり、君の沈着なる態度は、其の身を完うし、荷物をも失はざるのみならず、同宿者の危難をも、救護し得たるを聞けり。長途旅行の首途に於て、驚くべき此の大變災に遭遇したる君は、如何なる困難にも不便にも打勝つ心の膽を養ひ得て、爾來始終安易なる心を以て、興味の中に周密なる視察を終へ、滿二年の長月日を旅疲れもなく、悠々として四十一年三月廿一日乗船日光丸にて長崎埠頭に着する君を迎へたり。

君が遊歴せしは、北米諸國を始め、歐米にては英、佛、獨より南部のスペイン、ポーチユガル、イタリーは固より、中歐の諸國よりスカンデナヴィヤ方面に至るまで、有名な鑛山は残らず踏査し、又各國の市術をも、詳密に見物し、其の健足を以て、地圖を按じて縦横貫行、郊外までも至らざれば止まざるの周到振りを示せり。旅行中我が邦人の神經衰弱、ホームシックに罹るもの、世話をなしたる話も少なからず。併し君は獨り旅ならざれば、自由に肝心の視察をなし能はずとて、天外萬里悠々獨り旅をなせり。又歐洲よりの歸途も、平凡なるスエズ經過をなさずして、遙かに南亞弗利加を廻りて、トランスバールの金坑や、ダイヤモンド鑛山を視察し、尙又オーストラリアに到り、タスマニヤ鑛山をも視察して、其の足跡は南米を除き五大洲に印せり。

歸朝後此の年の秋には、君は一生の大不幸に際會せり、即ち君は上京中、重き腸チフスに罹り、大學病院に入院中、腸出血をなして重態に陥りたり。父君は驚きて上京し、君の看護に力め、幸にして君が疾良好に向ふや、心勞一方ならざりし父君は、喜びにも堪へざりけん、俄に旅宿にて臥床中心臟麻痺にて急逝せしも、重病中の君には、暫く秘せられしなり。君病癒えて、尙健全なること能はざる半年餘にして、其の翌年四月先考を歸葬し得たり。

大正二年君は別子鑛業所より、住友本社技師長に轉勤せり。蓋し君は製鍊學の權威者なれば、別子にありて、其の事業を監視とすることを得意としたるべく、本社に轉じて、鑛山の調査をなすが如きは、君適意の業にあらざりしなるべし。然れども忠實なる君は、是より南船北馬、足跡内地に普く、樺太、北海道の邊地をも残さず、又支那の揚子江方面、山東、北支、滿洲、西比利亞地方の鑛山調査にも出動し、終歲席暖かなるに違あらざる状態なりき。

この故に家庭多數の子女の撫育は、夫人が専ら其の責に當り、其の勞も一方ならずして、晩年健康を失するに至れり。斯くて久しく病褥にありし夫人は、大正十三年一男一女早世に遭ひて、病も次第に重り、七月終に永眠の不幸となれり。君が失望如何なりしや。夫人の長き病床中、君の看護の懇切なる、傍人の常に感歎する所なりき。君が句に

重病の妻にいつまで春寒き  
春ぞよと妻に柳を折り歸る  
病む妻を友へ移しぬ月の縁

其の十一月郷里に亡妻の遺骨を歸葬せしに、君平素の強健に似ず、歸阪後直に病臥せり。十二月十日余、君



が病を訪ふ。病未だ重からず、閑談時を移し、十七日再び君を訪ひて西歸したるに、何ぞ圖らん、永訣ならんとは。

夜長なる我家空屋に似たるかな

時に君が家は、長男研一君はパーリーにあり、二男琢二君は東大法科にありて、偶ま病み、三男鍊三君は七高にありて、家には末女嘉代子の獨り侍するあるのみにて、家庭の寂寥なりし事憶ふべし。明けて大正十四年の一月二日終に永眠の報に接して、余急據妻を伴ひて、君が家に急行せり。住友本社にては、住友家の壇那寺なる實相寺にて、厚く葬儀を営めり。君慶應三年を以て生れ、齡五十八なりし。

君人となり誠實にして、圭角なく、渾然玉の如し、人に交り懇切勞を辭せず、知人に推服せらる。郷人の君を阪地に訪ふ者あれば、文樂座に歓迎するを常とせり。其の人となりを知るべし。君俳句を好み、二十年間一萬句にも及べりと云ふ。晩年又佛教を信じて、修養愈々進み、寂寥の家庭にも、悠々世を終へたり。子となり、父となり、夫となり、友となり、勤務の人となり、全き人格の人となりしに、早く世を去り、永く郷人の模範となり得ざりしは、遺憾の限りなり。今君若しあらば、長男研一君は、洋畫界の巨壁にして、二男琢二君は法學士經濟學士にして、餘技の洋畫は亦二科の同輩を壓し、三男鍊三君は農學士にして、庭園學に造詣あり。又長子順子、次女敦子、三女嘉代子、皆な大家名士の好配として健在なり。君の喜びは如何ならん。余獨餘生を保ちて是を傍觀する、豈涙なきを得んや。

〔追慕録〕

「中村啓二郎氏を憶ふ」の文は實に中村氏の傳記として見るべきもので、吉田氏が在世中に之を草せられて居たのは幸であつた。私は中村氏の宗像中學時代、上京時代、佐渡時代は知つて居るが、四國時代、大阪時代は、面接の機も容易になかつた。中村氏はよく日記をつけ、俳句など作られて居た。私は氏の遺稿類を拜見して、氏の逸事を編し、氏の靈に捧げたいと思つて居る。(伊東尾四郎稿)

中 村 寛 猛

〔略歴〕

明治二十二年六月哇町ニ生ル  
 同 四十一年三月中學修猷館卒業  
 同 四十四年七月第五高等學校修了  
 大正三年七月東京帝國大學法科卒業  
 同 年十一月文官高等試験合格  
 同 四年一月朝鮮總督府試補  
 同 五年六月任朝鮮總督府鐵道局副參事  
 同 六年七月任朝鮮總督府事務官  
 同 十年二月十二日朝鮮總督府殖産局勤務  
 同 十一年四月十四日慶尙北道財務部長



大正十三年五月京畿道財務部長  
同年九月十日被任朝鮮總督府專賣局事務官（製造課長）  
昭和二年同專賣局庶務課長  
同年七月被命休職（病氣ニテ）  
同 三年七月三十一日死亡、年四十

三宅 與三

〔宗像百四十九號〕朝鮮讀本に描かれた「虎狩」の三宅與三氏

或年（大正十一年十一月八日）京城で日本赤十字社朝鮮本部の總會がひらかれました。總裁閑院宮殿下は、これにおのぞみになつて、其のお歸りに、慶州を御らんになる事になりました。

此の時の事です。九政里の駐在所に、「今朝大徳山で、私の子が虎のために、大きづをうけました」と申し出た者がありました。

三宅巡査は、其の事實をたしかめて、「一刻も早く御道すじのきけんをのぞかねばならない」と決心しました。

いろ／＼手筈をさだめて、其の日の午後、百餘名の勢子は、大徳山のふもとから狩りたてました。五名の射手は、山の上に持ち場をきめて、待ちかまへてゐました。

勢子が山腹に達した時、一發の銃聲がひびきました。

虎は山をかけたのぼり、射手の間をくゞつて、山の向ふへかけ下りて行きます。三宅巡査は銃をとりなほしてねらひましたが、虎が早くてねらひがつきません。

虎は谷をこえて、向ふの小山をのぼりはじめたので、三宅巡査はこゝぞと一發うちました。たちまち虎は前足を折つて、頭を地にすりつけて倒れました。命中したのです。かけつけて見ると、たまはくびすこから口の中にぬけて、右の牙を折つてゐました。

夕方駐在所に引上げました。あつまつた人々が、口々に三宅巡査の手柄をほめますと、巡査は「私はどこをどうねらつて、いつ引金を引いたか、全くおぼえがありません。

ただ宮殿下がお出になるといふ今日、これを射そんじては、申譯がないとばかり思つてゐました。と話しました。

此の虎の皮は、宮殿下へ記念として献上したといふことです。（朝鮮國語讀本卷六第七課虎狩）

右は鮮全土の小學校兒童が、必ず學ばねばならぬ「普通學校國語讀本」の中の「虎狩」の全文であるが、その中心人物たる三宅巡査とは、果してどんな人であつたらうか。何ぞはからん、彼三宅與三氏は、實に宗像郡上西郷村畦町の人であつた。

彼がシベリヤに出征して金鷄勳章を拜受し、勳八等功七級に叙せられた事は別として、大正八年以來滿七ヶ年間、彼が一巡査として慶州に在勤中の功績は、誠に並々ならぬものがあつた。即ち考古學上、世界的に有名な「金冠塚」の発見はその一つなのだ。



金冠塚とは、當年人口十八萬を擁したといふ新羅一千年間の古都、慶州中に在る一王陵の墳墓と目せられて居るのだが、既にその頃には、半壞の慘狀を呈し、爲に大正九年頃までは、研究者にすら一顧の價値なきものとされてゐたのだ。然るに、端なくも中から現れた珍貴にも夥しい副葬品のすばらしさ。それは硬玉製の曲玉百三十一個、眞珠四百五十個、小玉三萬を始め、腰帶、耳鎖、食器の類まで、總て黄金を以てしたものが多く、その重量は二貫匁と算せられ、大正十三年總督府發行、濱田梅原兩京大教授の手になる「慶州金冠塚と其遺寶」中の如き、誠によくその間の消息を物語るものである。即ち「本古墳の發見品の如きは、獨り本邦領土内に於て初めて見る處ばかりでなく、東亞、或は全世界に於ても、最も著しい古墳發見品の一群といふ事が出来る」と。

それ等の遺物のみを以て、博物館分館として、特に建築せられた不燃質の堅固な一建物の中に堂々珍藏せられてゐるのも當然であらう。

それは大正十年九月廿四日の朝、慶州大町通の邊り、に眞新しく運ばれた土くれをあさる三四名の鮮童があつた。

「おい／＼何を拾つてゐるんだい？」

近づいた一巡査は、にこ／＼し乍ら、子供等に尋ねるのだつた。

「金やら曲玉やら……」

此の答の終るのも待たで、彼巡査の眼は、異様に輝き、夫々子供の手に固く握られた青色の硝子玉に、視線

は鋭く注がれたのだ。

「さては禁令を犯す古墳の發掘……？」

彼は直ちに採掘場へかけつけた。立並んだ飲食店の背後に、夙に封土を削除せられて、見る影もない瘞塚を、更に平にして家を建てようと言ふ所だ。それにしても、脚下に散亂する金玉の片々を、軒下に横たへられた金銀製品の類は、泥に塗られては居るものゝ、誠に見事なものばかりで、彼の敏感な神経は、愈々冴え渡つて行くのだつた。「きつと王陵に相違ない……」

「採掘禁止！」。彼は、きつと申し渡して、本署に急報すると共に、一網打盡、既に一部散逸したらしい遺品の聚集を忘れなかつた。

かくて總督府からは關根博士を始め、その他歴々の大家が、實地踏査をする事となつたのである。之こそ實に前記の驚くべき遺物を藏してゐた金冠塚の發見で、彼巡査が、虎狩の主人公たる我が三宅與三氏であつた事は云ふ迄もない。

即ち俊敏隼の如き慧眼と、その處置と、以て學術上の功績は、遺物の價値と共に不朽のものであり、且は勳章に相當すべきものではなかつたらうか。

而て前出「慶州金冠塚と其遺寶」の中に、

「之が世間に知られたのは、同月廿四日のことで、實に慶州警察署巡査三宅與三君の周到なる注意に俟つことが多い」



「若しも三宅氏の此の注意が、二三日遅れたならば、貴重なる遺物が、如何に危険なる運命に遭遇したか、想像するに足るものがある」。等と、繰返し、氏の徳を稱へてあるのは、當然にも見逃すべからざる記録で、殊に當時、全鮮の諸新聞や、内地の各大新聞が、筆を揃へて氏の功勳を讃仰した事實は、我が郷人として、聞くさへ限りない快さと誇りを感じるものではないか。私は重ねて曰ふ。

「虎狩」と「考古學上の功勳」と、かくて斯道の爲に、郷土宗像の爲に、異境に在つて萬丈の氣を吐いた三宅與三氏が、若しや世間に、殊に郷人等に、何等―精神的にも―酬いられる事なく、否その功勳の顧られる事さへなくして、遂に其名と共に葬り去られて行くのだとしたら、果して如何なものであらう？

その後昭和元年彼は依然たる一巡査の職を辭して、故山宗像に歸つた。その間、彼に與へられたものは、當年の諸新聞が熱狂的讃辭を贈つた思出の外に、何ものもなかつたのだ。かくてわびしい明け暮の中に、時は山峽に流れて、昭和四年五月廿七日、彼は三十五歳の若い命を病魔に奪はれ、淋しくも此の世を去つて行つたのである。

思へば熱し易く醒め易い人の世の常とは云ひ乍ら、今や彼の名を呼ぶ者すら稀、唯苔むしたさゝやかな墓標の蔭に、朽ち果てんとする彼の靈こそ、果して如何に現し世を觀じてゐる事であらう？

筆者は既に三回に亘り、金冠塚の前に佇んで、彼三宅氏が功勳を忍んだ、既に二回、亦、九政里に大徳山を仰いで、彼が颯爽たる、時の風貌をなつかしんだものだ。而てその瞬間、常に筆者の胸中る去來した幻影は、

骨を埋むるの彼が故山、我が宗像は上西郷の天地であつた。(田中幸夫氏稿)

釜 瀬 新 平

〔略歴〕

- 明治元年十二月二十日野坂ニ生ル
- 同 十五年三月朝町小學校卒業、十一月宗像中學入學
- 同 十八年二月宗像中學廢校退學
- 同 十九年二月初等小學校教員免許狀受領、十月田島小學校訓導拜命
- 同 二十年十二月福岡師範學校入學
- 同 二十五年三月師範學校卒業、四月津屋崎尋常小學校訓導拜命
- 同 二十七年三月津屋崎小學校長兼任
- 同 二十九年四月宗像高等小學校訓導
- 同 三十年四月津屋崎高等小學校訓導
- 同 三十二年二月福岡師範學校訓導
- 同 三十六年二月師範學校訓導辭任、私立豫修館長就職
- 同 三十九年四月私立九州女學校長就職
- 同 四十年六月私立九州高等女學校長



大正十二年三月財團法人九州高等女學校校長

昭和三年二月十七日教育功績に依り藍綬褒賞下賜

同 五年二月二日歿。年六十三

○按ずるに釜瀬氏夙に地理模形製作に志し、博覽會等に屢出品す。其の關係事蹟左の如し。

明治二十三年四月上京、帝國博物館に於て外國製地理模型を見て、その研究を志す。

同 二十七年三月粘土製の日本地理模型を津屋崎校庭に作り、實地教授の資料とす。

同 二十九年宮崎宮にて張子の馬を見て、一種の練紙製模型を案出し、直に大日本帝國全部の模型試作を始む。

同 三十一年模型を長崎共進會に出品。

同 三十三年 皇太子殿下九州行啓に際し、九州模型献上、御前説明の光榮に浴す。

同 三十四年一月練紙式模型多數製造法案出、縣下各學校に本縣地理模型を備附る事となる。又模型を岐阜、香川、熊本各共進會に出品。

同 三十六年九月米國聖路易博覽會出品用大日本帝國交通模型製作方を大阪商業會議所より依頼せらる。

同 三十七年二月七日右模型完成。三月渡米、七月歸朝。

同 四十二年五月朝鮮總督府より日英博覽會出品模型の製作依頼を受く。次で臺灣總督府よりも、同様依頼を受く。

同 四十三年二月朝鮮臺灣模型完成。三月渡歐、六月歸朝。

同 四十四年京都博覽會用品模型製作。

大正元年拓殖博覽會用品用朝鮮模型製作。

同 三年米國桑港博覽會出品別府溫泉八幡製鐵所模型製作。

同 四年一月五日再度渡鮮、始政五年共進會用模型三十八種製作、九月完成歸朝。

〔賞狀〕

福岡市荒戸町 釜 瀬 新 平

資性剛健夙ニ育英事業ニ心ヲ致シ苦心研究自然地理模型ノ製作法ヲ案出シテ教育上ニ貢獻シ又私立豫修飾及九州女學校ヲ創設シ括据經營二十有五年倍々事業ヲ擴張シ今日ニ至ル其ノ教育上ニ竭力セル功績尠カラズ洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス

依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒賞ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰セラル

昭和三年十一月十七日

賞 勳 局 總 裁

○釜瀬氏の傳記は河邊光次郎氏が編せられた「偉材釜瀬新平」がある。

古 野 孫 太 郎

〔略歴〕

文久二年正月須惠ニ生ル



- 明治十二年六月福岡師範學校小學師範學科卒業
- 同 十二年十一月須惠小學校教員
- 同 十五年五月中學三等助教諭、中學宗像分校在勤
- 同 十八年六月三十日宗像中學廢校ニ付解職
- 同 年七月宗像高等小學雇教員
- 同 二十年一月宗像郡役所雇
- 同 二十五年一月河東村長當撰、同年六月河東村選出宗像郡各村組合會議員當選
- 同 二十六年六月宗像郡所得稅調查委員當選
- 同 二十八年四月福岡縣會議員當選
- 同 二十九年一月河東村長滿期退職、同月再選就任
- 同 年七月河東村選出宗像郡會議員當選
- 同 年七月宗像郡參事會員當選
- 同 三十年七月宗像郡所得調查委員ニ當選
- 同 三十二年七月熊本稅務管理局東郷稅務署所轄內所得調查委員當選
- 同 年八月河東村長辭任
- 同 年九月福岡縣會議員當選

- 同 年十月河東村長ニ當選
- 同 三十六年八月河東村長辭任
- 同 年十月縣會議員ニ當選
- 同 三十八年九月五日熊本稅務監督局管內東郷稅務署所轄內相續稅審查委員ヲ命ス（大藏省）
- 同 四十年十月縣會議員ニ當選
- 同 四十一年五月福岡縣選出衆議院議員ニ當選
- 大正七年四月大日本農會ヨリ綠白綬有功章ヲ受ク
- 同 十年六月三十日宗像銀行十七銀行ニ合併シ、拾七銀行取締役トナル  
（合併前二十ヶ年餘宗像銀行ノ取締役及專務取締役ヲナス）
- 昭和六年一月二十九日引續十七銀行取締役ナリシモ、博多舊柳町ノ寓居ニ於テ病歿ス。年七十

大 森 達

〔履歷〕

- 文久三年九月六日父太七ノ長男トシテ牟田尻ニ出生、幼名竹藏（十六才ニシテ喪父）
- 明治十一年十二月二十日小學全科卒業（福岡縣）
- 同 十二年十月三十日神湊小學校授業生認可（宗像郡役所）
- 同 十三年九月一日福岡師範學校入學



- 同 十五年七月三十一日同校卒業
- 明治十六年三月二十二日福岡縣六等訓導、宗像郡四番學區在勤被命
- 同 十七年五月三十一日應請試驗合格、高等師範學科卒業證授與
- 同 十八年六月一日小學二等訓導箱崎高等小學在勤被命
- 同 十九年三月三十日同校長兼任
- 同 二十二年九月十八日青柳高等小學校訓導兼校長
- 同 二十五年九月十四日宗像高等小學訓導兼校長
- 同 二十七年一月十九日小學校全國普通免許狀授與
- 同 三十一年五月二十八日宗像郡視學
- 同 三十四年九月三十日第三課長被命
- 同 三十八年四月十八日吉武村外十四ヶ町村學校組合管理代理受託
- 同 三十九年四月一日明治三十七八年戰役ノ功ニ依リ賞與セラル
- 同 四十年十月二十日多年視學在職功勞賞與
- 同 四十一年三月二十四日任朝倉郡視學
- 同 年三月二十六日學務課長被命
- 大正元年九月三十日叙正八位

(福岡縣)  
 (師範學校長)  
 (福岡縣)  
 (同)  
 (同)  
 (同)  
 (文部大臣)  
 (福岡縣)  
 (宗像郡役所)  
 (組合長)  
 (賞勳局總裁)  
 (文部大臣)  
 (福岡縣)  
 (朝倉郡役所)  
 (宮内大臣)

- 同 年十二月十八日叙勳八等賜瑞寶章
- 同 三年二月二十八日福岡縣教育會評議員當選
- 同 年五月二十九日田島尋常高等小學校訓導兼校長 七月三日休職被命
- 同 年七月三日田島村長就任(重任死亡ニ至ル)
- 同 年九月二十六日田島村農會長(同上)
- 同 四年二月八日田島村消防組頭被命
- 同 年二月二十二日宗像郡農會議員(重任死亡ニ至ル)
- 同 年三月十九日田島信用購賣販買組合理事組合長(同上)
- 同 年四月二日田島村蠶業組合長(同上)
- 同 年十月五日宗像郡會議員當選(南郷選舉區)
- 同 年十月十一日田島村進農會長(重任死亡ニ至ル)
- 同 年十月二十日郡會議長
- 同 年十一月十日大禮記念章
- 同 五年三月七日村茶物會長(重任死亡ニ至ル)
- 同 年五月一日縣會議員當選
- 同 年五月二十八日教育功勞表彰(銀杯)

(賞勳局總裁)  
 (福岡縣)  
 (警察部長)  
 (賞勳局總裁)  
 (宗像郡教育支會)



- 大正五年七月五日田島村處女會長
  - 同年十月十三日田島村畜產獎勵組合長（重任死亡ニ至ル）
  - 同 六年一月十六日宗像神社產子總代當選（同上）
  - 同 七年五月三日功績顯著七寶銀色有功章授ケラル
  - 同 年八月一日宗像神社復舊工事委員當選
  - 同 年八月五日帝國在鄉軍人會名譽會員顧問囑託
  - 同 八年一月十日產業組合縣支會理事（重任死亡ニ至ル）
  - 同 年四月田島村婦人農會長當選（同上）
  - 同 年九月三十日郡會議員當選（東鄉村選舉區）
  - 同 九年一月二十八日宗像郡購販組合聯合會理事組合長（重任死亡ニ至ル）
  - 同 年二月二十二日縣教育會評議員再選
  - 同 年四月二十五日產業組合中央會第十一回總會ニ縣代表出席（三重縣）
  - 同 年六月二日宗像郡消防義會特別會員推薦
  - 同 十年二月十一日教育功績顯著表彰
  - 同 年二月十三日全國町村長會縣代表出席（東京）
  - 同 年六月十一日社會教育調查部長囑託
- （愛國婦人會總裁）  
（軍人會總裁）  
（義會長）  
（縣知事）  
（郡教育會）

- 同 年七月一日第一回國勢調查記念章
  - 同 年十二月七日一市五郡聯合會園藝會々長
  - 同 十一年十月六日農事功勞綠白綬有功章
  - 同 年十月三十日學制頒布五十週年記念教育功勞感謝狀
  - 同 年十一月三日同功績表彰（置時計）
  - 同 十二年六月二十八日郡教育支會副會長（重任死亡ニ至ル）
  - 同 年七月五日郡農會評議員、縣農會議員當選
  - 同 年十月十六日縣農會評議員當選
  - 同 十三年五月二十五日 大正四年乃至九年事件ノ功ニ依リ木材下賜
  - 同 年九月十五日宗像神社產子總代委員ニ推薦
  - 同 年九月二十一日帝國農會豫備議員當選
  - 同 年十一月二日縣勤儉獎勵評議員會評議員囑託
  - 同 年十二月二十五日叙勳七等
  - 同 十四年一月三日縣町村長會幹事當選
  - 同 年二月十一日小學ノ普及發展上功績顯著ノ旨ヲ以テ選獎
  - 同 年二月十一日教育功績賞與三百圓
- （賞勳局總裁）  
（大日本農會總裁）  
（郡教育支會）  
（縣知事）  
（賞勳局總裁）  
（縣知事）  
（文部大臣）  
（福岡縣）



- 大正十四年七月三十日特別社員ニ推薦
  - 同 年八月九日教育功績表彰(置時計) (日本赤十字社總裁)
  - 同 十五年二月十一日教育、産業、村治ニ對スル功績顯著表彰 (縣教育會)
  - 昭和二一年一月縣自作農獎勵審議會委員 (縣知事)
  - 同 年八月十九日福岡稅務署管内郡部土地賃賃價格調査委員當選 (同)
  - 同 年十一月福岡縣養蠶組合聯合會評議員當選
  - 同 年十二月十五日宗像神社奉齋會々長當選(重任シテ死ニ至ル)
  - 同 三年四月産業組合經營上多年盡瘁ノ廉ヲ以テ綵綬功勞章ヲ贈ラル
  - 同 六年二月五日死亡(二月十二日村葬於學校)
- 〔故大森達功績概要〕

一、教育方面に關する事項

明治十五年八月以降大正三年七月に至る迄、教育界にあること三十三年。此間小學校長となり、郡視學となり、精勵恪勤、成績優秀なり。殊に氏は常に農業教育振興の急務なるを唱導し、偶々任を宗像郡視學の職を奉するや、時の要路に獻策して、郡立農學校及び神湊村立補習學校を創設せり。是れ本縣斯種教育の先驅なり。降丁田島村長の職に就くや、一村興隆の途は、教育の普及振興を策するにありとし、村内小學校の設備を完成し、基本財産を蓄積し、就學を獎勵して、不就學兒童なきに至らしめ、青年會、處女會の指

導に努め、補習教育の普及を圖り、各種の機會を利用して、村民の教化に努む。而して氏は一面福岡縣教育會評議員、宗像郡教育會會長及同會教育調査部長等の任に在りて、本縣教育事業に盡瘁せる功績多く、明治四十年十月及大正十四年二月の兩度文部大臣より、大正十年二月及同十一年十月の兩度本縣知事より選奨せられたり。

二、産業に關する事項

由來田島村は純農村なるを以て、農業の開發を圖るは、最急務なりとし、自ら村農會長として、農事諸般の獎勵に努め、就中村民の農業に關する智識を進め、技術を向上せしむるため、農業技術員を設置して、農談會を開き、現地指導をなさしめ、或は遠近諸方面より、斯道の専門家を招聘し、或は先進地の視察を獎勵して、専ら智能の啓發に勉め、縣郡農會の提唱する農事改良事項を實施せしむるため、村農會の下に農事改良小組合を設けて、之が徹底を期し、更に婦人農會を設立して、婦人に對する農事思想の普及、業務能率の増進に力め、耕地を改良して、養蠶竹林畜産等、好適の副業を奨めて、農家の收入を増進し、産業組合の振興、農業倉庫の建設に依りて、金融の圓滑、原料其他の安價購入、及生産品販賣方法の改善を行ひ、産米検査の實施に依りて、産米の聲價を向上せしめ、更に部落有林野を統一して、一村基本財産造成の途を樹て、今や村内に細民なく、各其生業を樂しむに至れり。而して氏は傍ら宗像郡農會長、福岡縣農會議員、帝國農會豫備議員、産業組合中央會福岡縣支會理事、宗像郡購買組合聯合會長、全國購買組合聯合會福岡縣代表者等、地方産業に關する要務に關與し、大正十一年十月大日本農會より選奨せられたり。



三、自治民育に關する事項

大正三年推されて村長の任に就くや、勤儉身を以て衆を率ひ、適材を拔擢して、村務に當らしめ、温情以て村民に見ゆ。深く意を村内の平和と、村民の訓育向上に用ひ、集會印刷物の頒布、其他萬有方法を講じて、村民の啓發、智徳の向上を圖り、其一事項を企畫せんとするや、先づ全村民の理解を求むるを以て念とし、戸主會、婦人農會等を設けて、屢集會懇議を遂げ、以て之に着手するを常とす。從て其遂行に際して、一村良く偕和し、未だ曾て異議を聞かず。村民の輯睦斯くの如きを以て、村内一人の公課滯納者なく、民風質朴、勤勉相競ひ相勵みて、自他の向上を圖るの現況にあり。而して氏は村治多忙の間、或は全國町村長會本縣出席委員となり、自治の伸長に努め、或は本縣勤儉獎勵委員となりて、普く之を強調し、明治三十三年村内在郷軍人を以て、濟美會を組織して、戰病死者の爲め、毎年忠魂祭を行ひ、報國忠誠の靈を慰むると共に、國家觀念の涵養に資し、或は郡消防義會創設に參畫して、之が特別會員となり、只管趣旨の達成に努力する等、良く自治の本義を體得し、一誠以て自治の改善と村民の教化に盡瘁せしは、眞に一世の儀表と稱するに足る。

中 村 清 造

〔略歴〕

明治四年三月畦町ニ生ル

同 二十二年六月縣立福岡中學校卒業

- 同 二十四年十二月歩兵第二十四聯隊入營
- 同 二十七八年戰役從軍二等軍曹ニ任ゼラル
- 同 三十二年九月宗像郡會議員ニ當選。十月宗像郡參事會員
- 同 三十五年五月東郷稅務署管内所得稅調查員當選
- 同 三十六年九月宗像郡會議員再選。十月同郡參事會員再選
- 同 三十八年五月東郷稅務署管内所得稅調查員再選
- 同 四十年九月宗像郡會議員再選。十月同郡參事會員再選
- 同 四十二年七月上西郷村長就任
- 同 四十三年八月福岡稅務署管内宅地價修正委員當選
- 同 四十四年九月福岡縣會議員當選
- 大正二年六月宗像郡津屋崎町長就任
- 同 四年九月福岡縣會議員再選。十月福岡縣參事會員
- 同 五年一月福岡地方森林會議員。五月福岡稅務署管内所得稅調查委員當選
- 同 六年三月福岡縣會議員辭職
- 同 九年五月衆議院議員當選。五月全國酒造組合聯合會評議員並ニ相談役當選
- 同 十年十月立憲政友會福岡縣支部幹事長就任



大正十三年五月衆議員議員再選  
昭和四年五月酒造組合中央會（舊全國酒造組合）副會長ニ推薦セラル  
同 七年七月二十一日死亡。年六十二

立石仙六

〔略歴〕

明治三十二年三月福岡縣師範學校卒業 宗像郡第一高等小學校訓導  
同 三十三年三月福岡縣師範學校訓導  
同 三十六年三月筑紫郡住吉高等小學校訓導  
同 三十七年四月東京高等師範學校訓導  
同 四十一年十月福岡縣女子師範學校訓導  
同 四十三年六月福岡市福岡高等小學校訓導兼校長  
大正五年四月福岡市實業補習學校校長兼任  
同 九年十月福岡縣視學  
同 十二年三月朝倉高女學校校長  
昭和三年七月香椎高等女學校校長  
同 五年五月直方高等女學校校長

同 七年三月願ニ依リ本職ヲ免ス  
同 八年四月二十九日歿す。年五十八  
井原純策

〔宗像百六拾號〕井原純策氏

故人明治十八年七月二十三日、福岡元町長保郎氏の弟に生れ、中學修猷館を経て、明治四十三年に東京高等商業學校を卒業し、翌四十四年に臺灣銀行に入行、以來足掛二十七年勤続、その間一年は志願兵として軍隊生活を送り、三等主計となり、銀行員としては、臺北本店を振出しに、上海、福州、神戸、横濱、香港各支店に歴任、營業の第一線に立つて、縦横に其の手腕を振ひ、孟買支店長に榮轉し、一たび本店に歸り、次で上海支店副支配人、漢口支店長、香港支店長を経、昭和三年一月東京支店検査役、昭和七年七月以來臺北の調査課長となり、二年間検査役を兼務し、幹部行員として樞機に企劃し、多大な貢獻をして來たが、昭和十一年十二月三十日、臺北から飛行機で上海經由北京に行く途中發病し、天津から辛うじて郷里福岡に歸り、爾來臥床約五ヶ月、中途に全快に向ひつゝあつたが、再發遂に十二年五月二十五日不歸の客となつた。性、剛毅、果斷、謹直、熱と努力の人で、讀書を唯一の趣味として、その中から何か仕事の足しになるものを探し求めるのを目的とし、また好んで旅行もし、學生時代は柔道に精進し、二段の腕前をもつて居つた。

（石田和吉氏稿）

入江海平



〔略歴〕

明治四十一年七月東京帝國大學法科大學法律學科卒業獨逸法兼修。八月統監府經濟事項調査事務ヲ囑託セラル

同 四十二年十一月文官高等試験合格。十二月統監府書記官ニ任セラレ、統監官房會計課勤務ヲ命セラレ

同 四十三年十月朝鮮總督府書記官ニ任セラレ、會計局經理課長ヲ命セラレ

同 四十五年四月官房總務局會計課長ヲ命セラレ

大正二年十一月歐洲へ出張ヲ命セラレ

同 三年八月歸朝。十一月度支部司計局理財課長ヲ命セラレ

同 六年七月拓殖局書記官ニ任セラレ、第一課長ヲ命セラレ。八月南滿洲鐵道株式會社監理官ヲ命セラレ。

十月外務書記官ニ兼任セラレ

同 七年八月東洋拓殖株式會社監理官ヲ命セラレ

同 十二年三月關東廳事務官ニ兼任セラレ、高等官二等ニ叙セラレ。六月願ニ依リ本官及兼官ヲ免セラレ。

南滿洲鐵道株式會社理事ヲ命セラレ。十二月特旨ヲ以テ從四位ニ叙セラレ

昭和二年六月任期滿了ニヨリ南滿洲鐵道株式會社理事退任

同 三年九月鹽水港製糖株式會社取締役社長ニ就任 同四年十一月右辭任

同 十年一月拓務次官ニ任セラレ

同 十一年十一月勳三等ニ叙セラレ、瑞寶章ヲ授ケラル  
同 十二年五月願ニ依リ本官ヲ免セラレ  
同 十三年一月十七日逝去。年五十八

平 田 鋤

〔宗像百六拾號〕平田 鋤氏

明治二十五年二月十二日、道見氏の第六子に生れ、幼にして俊敏、嘉穗中學より一高を経て、京大法學部に入り、大正七年卒業、直に住友本店に入社、間もなく一年志願兵として兵役に服し、陸軍主計少尉に任ぜられ、次で若松炭業所、忠隈鑛業所、北松浦鑛業所等に歴任して、大阪本店詰となり、更に昭和十二年七月北海道奔別鑛業部長となり、その間大正六年下澤千代野さんと結婚し、三男一女をあげたが、相ついで二男を失ひ踵いで夫人と死別、後占部八千代さんと結婚、幾多の家庭的不幸に遭つたが、試練に逢ふ毎に、かねて歸依するキリスト教の信仰益々進み、人格圓熟、將來の活躍期して待つべきものあつたのに、昭和十四年二月病を得、九月以來次兄鬼丸氏の任地飯塚に於て療養中、十一月二日忽焉として長逝した。(石田和吉氏稿)

吉 田 良 春

〔略歴〕

慶應二年十月二十二日宗像郡陵嚴寺村ニ生ル

明治二十六年七月東京帝國大學法科大學政治科卒業



明治二十六年十二月高知縣尋常中學校教諭  
 同 二十九年九月靜岡縣靜岡中學校長  
 同 三十一年八月山口高等學校教授  
 同 三十三年八月住友別子鑛業所經理課主任  
 同 三十九年四月住友若松炭業所支配人  
 大正三年六月福岡縣若松市會議員ニ當選  
 同 七年六月同市市會議員ニ再選  
 同 九年五月住友若松炭業所長  
 同 十三年七月住友合資會社重役（理事）兼任住友合資會社若松炭業所長  
 同 十五年七月若松商業會議所特別議員ヲ命ゼラル  
 同 年十月停年ニテ住友合資會社理事並ニ若松炭業所長退職  
 明治三十九年七月ヨリ引續キ 筑豊石炭鑛業組合常議員  
 大正七年三月ヨリ引續キ 若松築港株式會社取締役  
 明治四十二年三月ヨリ引續キ 若松石炭商組合代議員  
 明治四十二年二月六日ヨリ同年四月九日迄 若松石炭商組合副組長  
 明治四十三年六月六日ヨリ明治四十五年四月二十日迄並ニ大正七年十月二十三日ヨリ大正八年二月七日迄若

松石炭商組合組長

大正三年十月二十七日ヨリ大正七年十月二十三日迄 若松石炭商組合評議員  
 大正十四年六月住友生命保險株式會社監查役  
 同 三年四月若松市教育會長  
 昭和十二年四月九日福岡同仁會會長ニ推サル  
 同 十四年十一月四日逝去。年七十四

〔追慕錄〕

陵嚴寺の末さん、法然寺の宗像中學、東郷の中學寄宿舎、福岡の勉焉學舎、東京英語學校、神田宮本町、本郷元町二丁目の下宿、大學寄宿舎、齋藤家寓居等々を前期、高知靜岡山口四國住居を中期、若松福岡住居を後期とすれば、私は前期後期は常に相接して居る。良春の名は末藏の名を改むる時、私の父に選擇を頼まれたもので、後に秋月先生が實に良い名だなあと賞讃されたなど話されて居た。晩年至極壯健に餘生を樂まれて居たのに、突如長逝されたのは悼惜の情に勝へぬ。（伊東尾四郎稿）

入江 九郎

〔略履歴〕

明治二十七年十月十七日教導團騎兵科へ入團  
 同 二十八年四月三十日騎兵二等軍曹



明治二十九年十月二十日騎兵一等軍曹  
同 三十年十二月一日士官候補生トシテ歩兵第四十三聯隊へ入隊  
同 三十一年十二月一日士官學校へ入校  
同 三十二年十一月二十七日見習士官  
同 三十三年六月二十二日歩兵少尉  
同 三十五年十一月十五日歩兵中尉  
同 三十七年四月十九日動員下令、五月二十二日詔開灣出發、五月二十八日清國盛京省鹽大澳上陸、六月十日以後各地轉戰、八月九日負傷入院、八月十一日大連出發、二十三日多度津歸着、九月十日善通寺豫備病院退院、十二月十五日歩兵大尉  
同 三十八年二月九日詔開灣出發、二月十四日韓國鎮南浦上陸、爾後清國各地轉戰  
同 三十九年一月十八日清國大連出帆、一月二十二日多度津港歸着、四月一日功五級金鷄勳章  
同 四十一年十一月二十七日戸山學校入校、翌年六月十七日退校  
同 四十三年五月ヨリ翌年五月マデ滿洲駐劄  
大正二年十一月十五日免本職補善通寺聯隊區副官  
同 五年十一月十五日歩兵少佐、同日免本職補德島聯隊區司令部々員  
同 七年七月二十四日免本職補歩兵第六十二聯隊大隊長

大正九年七月十日浦潮派遣軍ニ編入、尼市駐屯。九月二十一日蘇城守備勤務。十一月一日勳四等旭日小綬章  
同 十年五月九日ラスドリノエ守備勤務。六月二十八日免本職補歩兵第十五聯隊附、七月二十日歩兵中佐。  
九月一日勳三等瑞寶章  
同 十二年八月六日待命、九月一日豫備役。十月三十一日正五位  
同 十四年十一月二十日逝去。年六十四

藤井友吉

〔略歴〕

明治三十六年三月福岡師範學校卒業  
同 四十二年三月東京高等師範學校博物學科卒業  
同 四十四年東京高等師範學校研究科（教育科）卒業。任朝鮮總督府中學校教諭  
大正七年四月龍山中學校教諭  
同 八年十二月仁川公立高等女學校教諭  
同 九年七月仁川公立高等女學校長兼仁川公立高等女學校教諭  
同 十年五月郡山公立中學校長兼教諭  
昭和八年四月補大田公立中學校長同教諭  
同 十二年七月補釜山公立中學校長同教諭



昭和十三年叙勳四等授瑞寶章  
同 十五年四月三日死去。享年六十。四日叙正四位

嶺 練二郎

〔略歴〕

明治十七年一月上幸田尻ニ生ル

同 三十八年三月二十八日福岡縣師範學校卒業

同 四十二年三月東京高等師範學校卒業。四月五日岡山縣女子師範學校並ニ同縣立高等女學校教諭

同 四十三年四月福岡縣小倉師範學校教諭

大正四年五月佐賀縣師範學校教諭

同 七年一月香川縣師範學校教諭

同 十年二月香川縣立高松高等女學校長

同 十一年三月香川縣立多度津中學校長兼教諭

昭和四年三月香川縣立丸亀中學校長兼教諭

同 十五年二月二十六日依願免本職並兼職、四月二十八日死去、年四十三

〔弔辭〕

香川縣教育會商議員前丸亀中學校長嶺練二郎君病を以て逝く。本日茲に丸亀中學校々友會同窓會合同して、

告別の儀典を修め、恭しく弔詞を捧げ、哀悼の意を表す。

君は福岡縣の人、志を教育に立て、福岡師範に學び、業を終るや直に郷土小倉師範教諭となる。○按ずるに此項事實相違

後本縣師範學校教諭に聘せられ、附屬小學校主事となる。内外の信望極めて厚し。尋いで高松高等女學校長に拔擢せられ、後に多度津中學校長となるや、銳意教導感化に力を致し、其の成績見るべきものあり。就中當時縣下學生の野球競技熾烈なる中にありて、君は獨自の見を以て之を斥け、海國日本の生命たる水泳香川を出現し、世界的選手を出せる等、君が卓見といふべし。後丸亀中學校長に榮進し、拮据經營十有二年、丸中をして今日あらしめたり。噫君が本縣教育界に致せる二十有餘年の功績は、洵に偉大なりといふべし。本會亦君を副會長に仰ぎて、會勢の發展に努む。本年二月病の故を以て職を退き、靜養に餘念なかりしに、旻天年を假さず、遂に玉樓中の人となる。噫悲哉、悼哉。

君は豪快沈毅にして小事に齷齪せず、人と交りて親切交誼に厚し。一たび君に接すれば、自己の纖弱なる性格は、豁然として豪快ならしむるものあり。宜なる哉教を受くるもの、君の人格に薰化せられて、敬慕已まざるものあり。然るに今や逝いて亡し。本縣教育界の爲痛嘆に堪へざるなり。希くは英靈永へに後進小子に照鑑を垂れ賜はんことを。

昭和十五年五月一日

香川縣教育會長

從二位勳二等伯爵

松平頼壽



武 谷 廣

〔略年譜〕

明治八年五月七日田島田中家ニ生ル

同 二十二年九月修猷館入學

同 二十五年八月武谷水城養嗣子トナル。九月愛知縣立尋常中學校ニ轉學

同 二十六年四月愛知縣立尋常中學校退學。八月一日陸軍士官候補生ニ任ゼラレ、野戰砲兵第三聯隊附ヲ命

ゼラル。十二月二十日脚氣ニ罹リ、陸軍士官候補生ヲ辭ス

同 二十七年九月十一日第一高等學校獨逸語豫科ニ入學

同 三十一年九月東京帝國大學醫科大學醫學科ニ入學

同 三十五年十二月二十七日同大學醫科卒業

同 三十六年四月八日任東京帝國大學醫科大學助手

同 三十七年二月十六日京都帝國大學福岡醫科大學助手

同 三十八年二月三日任京都帝國大學福岡醫科大學助教。六月十三日內科學第一講座分擔ヲ命ゼラル

同 三十九年八月二十五日內科學研究ノ爲滿三ヶ年間ドイツ國ニ留學ヲ命ゼラル

同 四十年七月十七日イギリス國巡歴ヲ命ゼラル

同 四十二年一月二十九日歸朝

同 四十三年一月十九日京都帝國大學福岡醫科大學教授ニ任ゼラレ、內科學第二講座擔任ヲ命ゼラル。四月

十五日內科學第三講座分擔ヲ命ゼラル。十月七日醫學博士ノ學位ヲ授ケラル

大正十一年八月十七日福岡市立荒津病院顧問ヲ囑託セラル

同 十二年一月四日補九州帝國大學醫學部附屬病院長

昭和四年三月六日歐米各國へ出張ヲ命ゼラル

同 十年六月五日九州帝國大學教授ヲ免ゼラル。六月十四日叙正三位。七月十一日九州帝國大學名譽教授ノ

名稱ヲ授ケラル。十二月二十四日日本赤十字社福岡支部病院長事務取扱ヲ囑託セラル

同 十六年一月三十日逝去。年六十七

立 石 良 雄

〔略歴〕

明治十六年八月名殘ニ生ル

同 四十一年九月渡鮮、釜山ニ於テ蠟燭製造工場ヲ開設

大正二年石油業ヲ開始

昭和三年四月釜山商業會議所評議員

同 五年四月釜山商業會議所議員當選、常務委員

同 六年十二月株式會社立石商店取締役社長。釜山卸商同盟會々長



昭和七年七月釜山商工會議所議員當選、常議員  
 同 十年七月釜山商工會議所議員當選、會頭ニ就任。十二月慶尙南道々會議員  
 同 十一年七月立石汽船株式會社ヲ創設シ、取締役社長ニ就任。  
 同 十二年七月朝鮮重工業株式會社監查役ニ就任。七月京城トヨタ自動車販賣株式會社取締役ニ就任  
 同 十三年七月釜山商工會議所議員ニ當選、會頭ニ舉ゲラル  
 同 十四年八月釜山府會議員ニ被選  
 同 十五年十二月朝鮮商工會議所副會頭ニ選任セラル  
 同 十六年七月釜山商工會議所議員ニ當選、會頭ニ舉ゲラル。九月二日歿。年五十九  
 氏ノ關係會社公職左ノ如シ  
 株式會社立石商會社長 西日本汽船株式會社社長 朝鮮蠟燭工業組合理事長 西鮮豊田自動車販賣株式會  
 社取締役 朝鮮自動車販賣株式會社取締役 大興貿易株式會社取締役 朝鮮石油統制有限會社取締役 有  
 限會社立石商店取締役 朝鮮金屬工業株式會社取締役 朝鮮重工業株式會社監查役 朝鮮貿易振興株式會  
 社監查役 東洋製罐株式會社監查役 朝鮮電氣製鐵株式會社監查役 釜山商工會議所會頭 慶尙南道官選  
 道會議員 朝鮮貿易協會副會長

伊 豆 直 吉

〔略歴〕

明治四年三月武丸ニ生ル

同 十六年五月宗像中學校入學  
 同 十八年九月福岡中學校ニ入學  
 同 二十一年九月私立東京英語學校入學  
 同 二十三年第一高等中學校入學  
 同 二十八年九月帝國大學理科大學ニ入學、物理學科專攻  
 同 三十二年七月東京帝國大學理科大學物理學科卒業。九月任山口縣山口中學校教諭  
 ○三十三年三十七年山口高等學校講師、三十九年四十二年山口高等商業學校講師囑託  
 同 四十二年八月任鹿兒島高等農林學校教授  
 大正十二年七月勅任官ヲ以テ待遇セラル  
 同 十五年三月依願免本官。四月叙從四位  
 同 年十月ヨリ昭和十一年三月マデ鹿兒島高等農林學校講師囑託  
 昭和二年三月ヨリ同四年一月マデ第七高等學校造士館講師囑託  
 同 九年十月多年實業教育ニ盡瘁シ、其功績顯著ナルヲ以テ表彰セラル（實業教育五十周年記念會）  
 同 十一月二十三日多年鹿兒島農林學校ニ奉職シ、其功績顯著ナルヲ以テ表彰セラル（鹿兒島高農創立二十  
 五周年記念會）  
 同 十七年二月二十日山口縣防府市ニ於テ逝去。年七十二



高武公美

〔略履歷〕

明治十七年十二月五日在自ニ生ル

同 三十二年四月修猷館入學

同 三十六年三月東京日比谷中學卒業九月第五高等學校入學

同 三十九年九月東京帝國大學法科大學獨逸法科入學

同 四十三年七月同大學卒業十二月貴族院囑託

同 四十四年十一月高等文官試驗合格、十二月對馬重砲兵大隊へ一年志願兵トシテ入隊、大正元年十一月退營

大正二年四月奈良縣土木事務囑託、六月奈良縣屬

同 三年一月依願免本官、同月朝鮮總督府試補

同 四年一月朝鮮總督府事務官、三月任朝鮮總督府道事務官、全羅南道在勤

同 五年任朝鮮總督府事務官

同 七年八月任朝鮮總督府道事務官、全羅南道財務部長同九年平安南道財務部長

同 十年二月任朝鮮總督府事務官、四月任朝鮮總督府專賣局事務官、專賣局事業課長

同 十一年歐米各國へ出張ヲ命ズ

同 十二年十二月專賣局事業課長

同 十五年一月專賣局庶務課長、六月平壤專賣局長

昭和二年七月大邱專賣局長

同 三年三月任朝鮮總督府中樞院書記官兼朝鮮總督府事務官、內務局勤務

同 四年十一月忠清南道內務部長

同 六年六月勅任官ヲ以テ待遇セラル、九月江原道內務部長

同 七年二月依願免本官并兼官、三月叙從四位

同 八年九月二十二日福岡市助役

同 十二年九月任期滿了、同月再選

同 十四年二月福岡市助役退職

同 十八年五月三日福岡市ニ於テ逝去

中村堅太郎

〔略履歷〕

明治十五年十月二十六日生ル

同 二十八年四月十日福岡縣立尋常中學修猷館入學

同 三十二年九月十五日同校退學

同 年十月十六日私立東京專門學校邦語政治科入學



- 同 三十三年四月十一日同校高等豫科轉校
- 同 三十六年七月二十五日私立早稻田大學(元東京專門學校改制)英語政治科卒業
- 同 同年十二月一日二年志願兵トシテ歩兵第廿四聯隊へ入隊
- 同 三十七年二月六日動員下令ニ依リ歩兵第廿四聯隊補充大隊へ編入
- 同 三十八年六月十日 任陸軍歩兵少尉(内閣總理大臣)
- 同 同年七月十八日叙正八位(宮内省)
- 同 三十九年三月三十一日九州鐵道株式會社書記ヲ命ズ月俸金二十三圓(九州鐵道株式會社)
- 同 四十一年四月一日任鐵道廳書記(遞信省)
- 同 四十三年一月二十五日任陸軍歩兵中尉
- 同 同年十二月二十七日九州地方教習所保管主任ヲ命ズ(九州鐵道管理局)
- 大正二年三月十九日熊本運輸事務所勤務ヲ命ズ(同)
- 同 四年一月十八日熊本驛豫備助役ヲ命ズ(同)
- 同 同年十二月十日運輸課勤務ヲ命ズ(同)
- 同 九年二月二十三日任鐵道院參事補
- 同 同年同月同日門司鐵道管理局勤務ヲ命ズ(鐵道院)
- 同 同年二月二十三日叙從七位(宮内大臣)

- 同 年二月二十四日依願免本官(内閣總理大臣)
- 同 十年六月一日自今月俸金百六拾圓並ニ同手當金三十圓給與(九州產業鐵道株式會社)
- 同 十一年一月四日商務課長鐵道課長兼務ヲ命ズ(同前)
- 同 年二月二十日依願解職、慰勞金千圓給與(同前)
- 同 十二年六月六日南鄉村長ニ當選認可(五月二十六日村會ニテ村長當選)南鄉村農會長當選
- 同 十三年二月二十四日宗像郡農會議員當選
- 同 十四年九月十日宗像神社產子惣代推薦(宗像神社々務所)
- 同 十五年七月一日日本海員救濟會福岡支部宗像郡南鄉村委員長ヲ囑託ス
- 同 年八月一日福岡縣消防協會贊助會員ニ推ス(福岡縣知事)
- 昭和二年六月九日南鄉村長當選
- 同 年八月三日福岡縣海外移住組合創立委員ヲ囑託ス(福岡縣知事)
- 同 年十月四日福岡縣會議員當選
- 同 年九月 日南鄉村長辭職
- 同 年九月二十九日南鄉村長當選
- 同 三年十一月十六日大禮記念章授與セララル
- 同 年四月十四日主基齋田事務委員ヲ囑託ス



- 同 四年二月五日福岡縣主基地方記念會顧問
- 同 年二月二十六日福岡縣農會議員當選
- 同 年六月三日日本赤十字社特別社員
- 同 年九月十日宗像郡畜産組合南鄉村支部長（宗像郡畜産組合）
- 同 五年十月三十日大嘗祭主基地方記念會顧問及評議員囑託
- 同 年十二月一日立憲政友會福岡縣支部幹事囑託
- 同 年十二月二日大日本武徳會福岡支部宗像分會顧問囑託
- 同 六年三月二日福岡縣養蠶組合聯合會評議員當選
- 同 年三月七日福岡縣親善會理事當選
- 同 年三月三十日福岡縣海外移住組合監事當選
- 同 年四月二十日南鄉村農會長當選
- 同 年四月二十日宗像郡農會議員當選
- 同 年五月日宗像郡教育會長當選
- 同 年十月一日福岡縣會議員當選
- 同 年十月南鄉村長當選
- 同 年十月二十一日福岡縣參事會員當選

- 同 七年四月九日愛國婦人會三等有功章
- 同 八年二月十五日立憲政友會福岡縣支部幹事
- 同 年三月二十日福岡縣國防會參與並地方委員長ニ推薦
- 同 年五月二十九日宗像郡教育會長當選
- 同 年十一月二十五日宗像刀鍛鍊後援會評議員
- 同 九年八月一日日本海員救濟會南鄉村委員長部長囑託（理事長水野鍊太郎）
- 同 年四月二十九日昭和六年乃至九年事變ニ於ケル勤勞ニ依リ金十圓ヲ賞與ス（内務省）
- 同 十年四月十八日福岡縣町村長會長當選
- 同 年同月同日宗像郡町村長會長當選
- 同 年同月同日宗像郡尙武會長當選
- 同 年同月同日宗像神社奉贊會長
- 同 年四月南鄉村農會長當選
- 同 年四月十五日福岡縣國防會本部委員兼宗像郡地方委員長ニ推薦サル
- 同 年五月十五日海軍協會南鄉村分會長ニ推薦サル
- 同 年五月二十九日海軍協會福岡縣支部評議員ヲ依囑サル（會長齋藤實）
- 同 年六月福岡縣親善會副會長推薦サル



- 同年六月五日福岡縣選舉肅正委員會員ヲ囑託ス(福岡縣)
- 同年六月二十八日帝國軍人後援會福岡縣支會商議員ヲ囑託ス(總裁載仁親王)
- 同年九月三十日福岡縣會議員當選
- 同年九月三十日南鄉村長當選
- 同年十一月二日日本海員救濟會通常會員
- 同年七月十日全國町村長會政務調查會委員
- 同年福岡縣森林組合聯合會副會長
- 同年十二月一日帝國軍人後援會福岡縣支部宗像郡南鄉村分會長委囑託
- 同年二月十二日福岡縣親善會副會長再選
- 同年三月三十一日福岡縣社會事業協會理事
- 同年四月六日福岡縣購買販賣聯合會理事當選
- 同年六月二十九日福岡縣教育會評議員委囑
- 同年十月五日國民精神總動員福岡縣實行委員會委員囑託(福岡縣)
- 同年十二月福岡縣參事會員當選
- 同年五月廿八日海軍協會福岡縣支部評議員(海軍協會會長)
- 同年八月一日福岡縣方面事業委員會委員囑託ス(福岡縣)

- 同年十二月一日軍人後援會福岡縣支部評議員囑託(支部長赤松小寅)
- 同年四月二十日宗像郡司法保護委員會參事ヲ囑託ス(會長司法大臣)
- 同年三月十六日福岡縣海外移住組合監事當選(理事長通知)
- 同年三月廿日福岡縣經濟更生委員會委員ヲ囑託ス(福岡縣)
- 同年四月南鄉村警防團長ヲ命ズ(福岡縣)
- 同年五月十三日宗像郡養蠶業組合長、宗像郡乾繭組合長當選
- 同年五月十九日宗像郡教育會會長當選
- 同年五月二十日宗像郡警防義會縣評議員當選
- 同年五月福岡縣農會特別議員
- 同年九月卅日南鄉村長當選(第五回再選)
- 同年九月卅日福岡縣會議員當選
- 同年十一月十八日福岡縣町村會會長當選
- 同年十二月十四日福岡縣時局經濟協議會委員囑託ス、同食糧部門委員(福岡縣)
- 同年二月八日南鄉村農地委員會々長ヲ命ズ(福岡縣)
- 同年四月十六日福岡縣購買販賣聯合會常任理事ニ當選
- 同年四月廿九日福岡縣養蠶組合聯合會副會長當選



- 同年五月廿三日海軍協會福岡縣支部顧問囑託(總裁宮)
- 同年五月廿三日福岡縣協和會理事評議員(協和會長知事)
- 同年五月十七日大日本防空協會福岡縣支部評議員
- 同年六月八日國民精神總動員福岡縣本部理事(縣町村長會長)
- 同年七月二十五日福岡縣社會事業協會理事(會長知事)
- 同年八月十日日本赤十字社福岡支部、福岡縣聯合分區長囑託(支部長知事)
- 同年八月三日紀元二千六百年奉祝會評議員ヲ囑託ス
- 同年十月八日福岡縣防空委員會委員ヲ命ズ(內務省)
- 同年十一月一日福岡縣轉業對策委員會委員ヲ囑託ス(福岡縣)
- 同年十一月十八日福岡縣支部常務委員ヲ委囑ス(大政翼贊會總裁)
- 同年十一月廿一日縣中央軍事援後相談所相談委員委囑(福岡縣知事)
- 同年十一月廿五日臨時中央協力會議員ヲ委囑ス(大政翼贊會總裁)
- 同年十一月廿九日福岡縣支部理事ヲ委囑ス(大政翼贊會總裁)
- 同年十一月廿四日農地調整法施行令第二十六條ニ依リ福岡縣農地委員會委員ヲ命ズ(農林省)
- 同年一月廿九日福岡縣青少年團參與委囑(福岡縣青少年團長)
- 同年二月十日福岡縣宅地建物評價委員ヲ命ズ(福岡縣)

- 同年三月十四日福岡縣山林會評議員會再選(福岡縣山林會)
- 同年三月一日宗像郡青少年團長ヲ命ズ(縣青少年團長)

〔弔詞〕

本日前村長中村堅太郎氏ノ告別式ニ列シ恭シク最後ノ別辭ヲ述ブ

氏ハ明治十五年十月二十六日日本村大字野坂由緒深キ太鼓田中村武雄氏ノ長男トシテ出生嚴格ナ御兩親ノ膝下ニ成長セラレ其ノ人トナリ天性至孝溫情大度ニシテ思慮宏遠中學修猷館ヨリ早稻田大學政治科卒業時恰モ日露戰爭中明治三十八年六月一年志願兵トシテ入隊陸軍歩兵少尉任官野戰補充員トシテ出征凱旋後勳六等ニ叙セラレ陸軍歩兵中尉ニ昇進セラレタリ明治三十九年三月九州鐵道株式會社ニ入社運輸事務所鐵道學校主幹鹿兒島驛長等勤務セラレ副參事トシテ高等官ニ叙セラル愈々其ノ才氣敏腕以ツテ期待セラレ尊父病氣ノ爲メ願ニ依リ官界ヲ辭サレ懷カシノ故山南鄉村ヘ歸村セラレタリ

大正十一年所得調査員ニ翌十二年五月南鄉村長ニ當選就職セラレテヨリ氏ノ後半生ノ新發足ガ始レリ爾來村長トシテ十九ケ年溫情ヲ以テ人ニ接シ敏腕ヲ以テ事ニ處シ一度壇ニ立ル、ヤ其ノ熟辯聽衆ヲシテ感嘆セシメラル才氣縱橫ノ處世ハ縣會議員當選四回或ハ縣町村長會長其ノ他縣郡村各種團體長役員等ニ歷任セラレ其ノ間地方自治行政ノ爲メ或ハ公共事業ニ家ヲ忘レ身ヲ挺シテ献身の努力ヲ以テ盡瘁セラレタリ本村内ニ於テモ水田ノ耕地整理溜池ノ改修新設各種道路新設改修工事河川道路ノ縣營移管學校講堂役場廳舍ノ改築等ヲ始メ



村民福利増進ノ爲メ經濟更生計畫ヲ樹立シテ本村産業發展促進ニ或ハ民意ヲ聞キテ之ヲ入レ村治方針ヲ定メ村及部落常會ヲ早クヨリ組織シ村民ノ精神的淨化生活刷新貯蓄ノ増強等村ノ指導開發ニ精進セラレタリ時偶事變勃發スルヤ國內ニ於テモ政黨ハ解消サレ世ハ大政翼賛ノ一路ニ邁進セザル可ラザルニ際シ第一回協力會議員ニ選バレ全國家族會議ニ出席縣民ヲ代表シテ其ノ重責ヲ全フモラル亦記念スベキ悠久紀元二千六百年ニ際會シテハ本村記念事業トシテ忠靈塔ノ建設ヲ計畫セラレ村民一同ノ協力ニヨリ之レガ完遂ヲ見タリ

茲ニ私達本村三千四百有餘人ハ老若男女ヲ不問氏ヲ中心ニ蹶然起ツテ村是五ヶ條ヲ確守シ私心私情ヲ去リ公正純心祖先墳墓ノ地南郷村ノ建設ヲ期シテ邁進セリ村民一同ハ愈々氏ノ德ヲ慕ヒ氏ヲ信賴シテ國家未曾有ノ重大時局ニ對處シツ、在リシニ昨年一月四日此ノ西福寺ニ於ケル野坂部落常會ヲ出席ヲ最後トシテ病ニ冒サレタリ村ノ者一同ハ氏ノ再起ヲ神カケ御祈リ期待シ才氣敏隘以ツテ現下時局ニ臨ミ地方行政ノ爲メ再ビ盡サレンコトヲ念願セシガ遂ニ起レズ病床ニ一年有半去ル七日午後十時忽然トシテ逝カル齡六十二今ハ已ニ幽明界ヲ異ニシテ永劫再ビアノ優シキ福ヨカナ濫容ニ接スルヲ得ズ嗚呼氏ノ濫情溢ル、英姿ハ今ハ空シ哀悼ノ情切々トシテ胸ニ迫リ悲ミノ極ナリ

然レ共君ガ生前ノ偉業ハ永劫ニ殘サレ其ノ偉德ハ村民一同敬仰欣慕スル所トナラン希クハ靈魂髣髴トシテ來リ饗ケラレンコトヲ

昭和十八年七月十二日

南郷村長 高 宮 祐 雄

昭和十九年六月一日印刷  
昭和十九年九月十五日發行

【非賣品】

福岡市中庄町九

編著者 伊 東 尾 四 郎

若松市堺町五丁目

發行人 深 田 千 太 郎

福岡市渡邊通四丁目

印刷者 間 藤 次 郎

福岡市渡邊通四丁目

印刷所 秀 巧 社 印刷所



618  
2

Very faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.



